編章	節!	条 耳	項 編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編	童 節	5 条	項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	理由等根拠
								0 第					
1 1	0	0 0	0 第1編 0 第1章 第1節	共通・輸輸・制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	1 0	0	0	第1章 第1節	共通 施 総則 維則			
1 1		6 0	0 1 - 1 - 6	工事 <mark>カルテ</mark> 作成、登録 	1	1 1		0	1 - 1 - 6	工事実績データ作成、登録	*変更	変更	コリンズの再構築に伴い、名称が変更となったた め、修正記述した。
1 1	1	6 1		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報とせて人(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成した登員の確認を受けたうえ、受注時は実對的後、土曜日、日曜日、日曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機間に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時の必登録するものとする。)	1	1 1	6	1		請負者は、受注時または変更特において工事請負代金額が500万円以」の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認の お願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、犯日等を除ら10日以内に、予議内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	*変更 *削除	コリンズの再構築に伴う、名称の 変更及び条文の削除	コリンズの再構築に申い、名称が変更となったため、修正記述した。また、工事議負代金額500万円以上2.500万円未満の工事について、登録項目・登録項値の制限が廃止され、工事請負代金額が500万円以上の工事については、全て同じ条件での登録となったため、削除した。
1 1				また、登録機関発行の「工事力ルテ受領書」が請負者に届いた際に は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更 時と元成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略でき るものとする。	1	1 1		1		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、 その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と 完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるも のとする。	*変更	コリンズの再構築に伴う、名称の 変更	コリンズの再構築に伴い、名称が変更となったため、修正記述した。
1 1	1 3	30 1	1 1.	環境対策 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術 審議官通達。昭和62年4 <mark>月16日</mark>)、関連法令並びに仕様書の規定を遵 守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工 計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境 保全に努めなければならない。	1	1 1	34	1 1	1 - 1 - 34	環境対策 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術 蓄譲音通達、昭和62年3月30日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵 守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工 計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境 保全に努めなければならない。	*変更	誤植	誤記(日付)の訂正
1 1	1 3	39 1	1 1.	諸法令の遵守 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図 るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければ ならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	1		39	9 1	1 - 1 - 39	諸法令の遵守 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図 るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければ ならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。			
1 1	1 3		1 (1)	会計法 建設業法		1 1			(1)	会計法建設業法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (3)	下請代金支払遅延等防止法 労働基準法	1	1 1		1	(3)	下請代金支払遅延等防止法 労働基準法			
1 1	1 3	39 1	1 (5)	労働安全衛生法		1 1	39	1	(5)	労働安全衛生法			
1 1	1 3	39 1	1 (7)	作業環境測定法 じん肺法	1	1 1	39	1	(7)	作業環境測定法 じん肺法	-		
1 1	1 3		1 (8)	雇用保険法 労働者災害補償保険法	1	1 1		1 1	(8)	雇用保険法 労働者災害補償保険法			
1 1	1 3	39 1	1 (10)	健康保険法		1 1	39	1	(10)	健康保険法			
1 1	1 3	39 1	1 (12)	中小企業退職金共済法 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	1	1 1 1 1	39	1	(12)	中小企業退職金共済法 建設労働者の雇用の改善等に関する法律			
1 1	1 3	39 1 39 1	1 (13)	出入国管理及び難民認定法 道路法		1 1		1 1	(13)	出入国管理及び難民認定法 道路法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (15)	道路交通法	1	1 1	39	1	(15)	道路交通法			
1 1	1 3	39 1	1 (17)	道路運送法 道路運送車両法	1	1 1	39		(17)	道路運送法 道路運送車両法			
1 1			1 (18)	砂防法 地すべり等防止法		1 1		1 1	(18)	砂防法地すべり等防止法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (20)	河川法	1	1 1	39	1	(20)	地すべり等防止法 河川法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (22)	港湾法	1	1 1	39		(22)	海岸法 港湾法			
1 1	1 3		1 (23)	港則法		1 1 1 1		1		港則法 漁港法			
1 1	1 3	39 1	1 (25)	漁港法 下水道法	1	1 1	39	1	(25)	下水道法			
	1 3	39 1	1 (27)	航空法 公有水面埋立法	1	1 1	39	1	(27)	航空法 公有水面埋立法	-		
	1 3		1 (28)	軌道法		1 1				軌道法 森林法			
1 1	1 3	39 1	1 (30)	環境基本法	1	1 1	39	1	(30)	環境基本法			
	1 3	39 1	1 (32)	火薬類取締法 大気汚染防止法		1 1 1 1	39	1	(32)	火薬類取締法 大気汚染防止法			
1 1	1 3		1 (33)	騒音規制法 水質汚濁防止法	1		39	9 1	(33)	<u>騒</u> 音規制法 水質汚濁防止法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (35)	湖沼水質保全特別措置法	1	1 1	39	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法			
	1 3	39 1	1 (37)	振動規制法 廃棄物処理及び清掃に関する法律	1	1 1 1 1	39	1	(37)	振動規制法 廃棄物処理及び清掃に関する法律			<u> </u>
1 1			1 (38)	文化財保護法 砂利採取法	1	1 1	39	9 1	(38)	文化財保護法 砂利採取法	1		
1 1	1 3	39 1	1 (40)	電気事業法	1	1 1	39	1	(40)	電気事業法			
1 1				消防法				9 1	(42)	消防法 測量法	-		
1 1	1 3	39 1	1 (43)	建築基準法	1	1 1	39	9 1	(43)	建築基準法 都市公園法	1		
1 1	1 3	39 1	1 (45)	都市公園法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	1	1 1	39	1	(44)	邮中公園法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 土壌汚染対策法			
1 1			1 (47)	土壤汚染対策法 駐車場法	1	1 1	39	1	(47)	駐車場法	-		
	1 3	39 1	1 (48)	海上交通安全法 海上衝突予防法	1	1 1	39	1	(48)	海上交通安全法 海上衝突予防法			
1 1	1 3	39 1	1 (50)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	1	1 1	39	1	(50)	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律			
1 1	1 3	39 1 39 1	1 (52)	船舶職員法		1 1			(51)	船員法	-		
	1 3	39 1	1 (53)	船舶安全法	1	1 1	39	1	(53)	福州安全法 自然環境保全法			
1 1	1 3	39 1	1 (55)	自然環境保全法 自然公園法			39	1	(55)	自然公園法			
1 1	1 3	39 1	1 (56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	1	1 1	39	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	-		
1 1			1 (58)	画寺による環境物品等の制建の推進寺に関する法律 河川法施行法		1 1			(58)	画寺による環境が記事が制建の推進寺に関する法律 河川法施行法			

	条文			条文			改訂理由等
編章節条項		編章節条項		新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(59) 緊急失業対策法 (60) 技術士法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(59)緊(60)技	急失業対策法 術士法			
1 1 1 39 1	(61) 漁業法	1 1 1 1 39 1	(60) 技 (61) 漁	*** *********************************			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(62) 漁港漁場整備法 (63) 空港整備法 (64) 計量法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(63) 空	巷漁場整備法 巷整備法			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(64) 計量法 (65) 厚生年金保険法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1		量法 生年金保険法			
1 1 1 39 1	(66) 航路標識法	1 1 1 39 1	(66) 航	路標識法			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (68) 最低賃金法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(67)賞 (68)最	原の有効な利用の促進に関する法律 低賃金法			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(69) 職業安定法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(69)職	業安定法			
1 1 1 39 1	(71) 水産資源保護法	1 1 1 39 1	(71) 水	産資源保護法			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1		1 1 1 39 1 1 1 1 39 1					
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(74) 電波法	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(74)雷	波法			
1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	1 1 1 39 1 1 1 1 39 1 1 1 1 39 1	(76) 労	砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措 動保険の保険料の徴収等に関する法律 薬取締法			
1 1 1 39 1		1 1 1 39 1 1 1 1 39 1		薬取締法 物及び劇物取締法			
	STOCK ON INTERPRETA	1 1 1 39 1	(79)特	定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成18年法律第62	*新規	法令の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追
		1 1 1 39 1	(80)公) 共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号) 備業法(昭和47年法律第117号)	*新規	法令の追加	加記述した。
1 2 0 0 0	第2章 一般施工	1 1 1 39 1 1 2 0 0 0	(81) 警		*新規	法令の追加	同上
1 2 2 0 0	第2節 適用すべき輸基準	1 2 2 0 0	第2節	用すべき舗基準			
1 2 2 0 0	舗負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場	1 2 2 0 0	語基	四十十 用すべき機器準 負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ 場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、契義がある場			
	合け監督員に確認をもとめなければならない		合	は監督員に確認をもとめなければならない。			
1 2 2 0 0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 銅橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) 日本道路協会	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日	本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 網橋編) 本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部構造編)			
1 2 2 0 0	日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧 日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧	1 2 2 0 0	目	本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧 本道路協会 鋼道路橋塗装・ <mark>防食</mark> 便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装便覧」は、「平成
		1 2 2 0 0			Q.C.	※午音石の女丈	17年2月」に改訂されたため修正記述した。
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日本道路協会 舗装試験法便覧 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する額定指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日	本道路協会 舗装試験法便覧 本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針			
1 2 2 0 0	建設省薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	1 2 2 0 0	建	設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針			
1 2 2 0 0	(昭和49年7月) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について(平成2年9月)	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	3建	昭和49年7月) 設省 薬液注入工事に係る施工管理等について(平成2年9月)			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日本薬液注入協会・薬液注入工法の設計・施工指針 (平元1757) 理設省 仮締切理設置基準(案) (平成10年6月) 環境庁、水黄汚濁に係わる環境基準について(告示)	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日: 3章	本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)			
1 2 2 0 0	環境庁・水質汚濁に係わる環境基準について(告示)	1 2 2 0 0	環	境庁 水質汚濁に係わる環境基準について(告示)			
1 2 2 0 0	(昭和46年12月) 建設省 防護柵の設置基準の改訂について (平成10年11月)	1 2 2 0 0	建	昭和46年12月) 設省 防護柵の設置基準の改訂について (平成10年11月)			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0		設省 防護柵の設置基準の改訂について (平成10年11月) 本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 本道路協会 杭基礎施工便覧			
1 2 2 0 0	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0					
1 2 2 0 0	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 日本道路協会 道路十丁 - 軟弱地線対策丁指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	地	盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 本道路協会 道路十丁 - 軟弱地盤対策工指針			
1 2 2 0 0 1 1 2 2 0 0	日本道路協会 道路土工 - 施工指針	1 2 2 0 0	8	端付達とないは3歳時数、のグリナンの次に加工1988 基工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 本道路協会 道路土工・軟弱地強対策工指針 本道路協会 道路土工・施工指針 本道路協会 道路土工・のり面・斜面安定工指針			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	「地蔵上子女、アンジンドング)」の「砂田・瓜 華華・ 「中華歌 日本道路協会 道路士工・駅 新砂砂銀 7度工 指針 日本道路協会 道路士工・施工 指針 日本道路協会 道路士工・のり面・斜面安定工指針 日本道路協会 道路士工・頻墾工指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0 1 2 2 0 0					
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日本連絡機会 連路土工・カルバート工指針 日本連絡協会 連路土工・カルバート工指針 日本連絡協会 連路土工・仮設構造物工指針 日本連絡協会 連路土工・排水工指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	E:	平垣印伽云 垣町上1-7厘三上月町 本道路協会 道路上丁-70三上月町 本道路協会 道路土丁-仮設構造物工指針 本道路協会 道路土工-排水工指針			
1 2 2 0 0	日本道路協会 道路士工 - 排水工指針	1 2 2 0 0		本道路協会 道路土工 - 排水工指針			
1 2 2 0 0	日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	1 2 2 0 0	日	本道路協会 舗装施工便覧 本道路協会 銅管矢板基礎設計施工便覧 設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について			
1 2 2 0 0	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	1 2 2 0 0	建	設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について 昭和53年7月)			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	建設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	建	設業労働災害防止協会 ずい道工事における換気技術指針			
1 2 2 0 0	建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 道路標識設置基準	1 2 2 0 0	日	設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月) 本道路協会 道路標識設置基準・同解説 本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	*変更	誤植	誤植により、「・同解説」を追加記述した。 誤植により、「・同解説」を追加記述した。
1 2 2 0 0	日本道路協会 視線誘導標設置基準 建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	建	設省 土木構造物設計マニュアル (案) [土工構造物・橋梁編]	*変更	誤植	誤植により、「・同解説」を追加記述した。
	(平成11年11月)		(:	平成11年11月)			
1 2 2 0 0	建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	1 2 2 0 0	き	設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引 (案)			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	[ボックスカルパート・擁壁編] (平成11年11月) 建設省 建設副産物適正処理推進要綱	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	[7	ポックスカルバート・擁壁編] 大交通省 建設副産物適正処理推進要綱	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「建設副産物適正処理推進要綱」 は、「平成14年5月」に改訂されたため修正記述
							は、「平成14年5月」に改訂されたため修正記述 した。
1 2 2 0 0	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	1 2 2 0 0	労	働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン			
1 2 2 0 0	(平成12年12月) 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	1 2 2 0 0	(:	平成12年12月) 土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]			
	(平成13年12月)		(平成13年12月)			
1 2 2 0 0	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の 手引き(案) (平成13年12月)	1 2 2 0 0	手	土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の 引き(案) (平成13年12月)			
1 2 2 0 0	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月) 日本道路協会 舗装設計施工指針	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	労口	働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月) 本道路協会 舗装設計施工指針			
1 2 2 0 0	日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装性能評価法 日本道路協会 舗装性部件属法	1 2 2 0 0		本道路協会 舗装設計施工指針 本道路協会 舗装性能評価法 大道政協会 結禁性能運動			
1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧	1 2 2 0 0 1 2 2 0 0	日	本道路協会 舗装設計便覧 本道路協会 舗装再生便覧			
1 2 3 0 0	第3節 共通的工権 2 - 3 - 14 桁製作工	1 2 3 0 0 1 2 3 14 0	第3節 共 2-3-14 桁	通的工程 型作工			
1 2 3 14 0 1 2 3 14 1	1.製作加工については、下記の規定によるものとする。	1 2 3 14 1	1.製	桜IF工 作加工については、下記の規定によるものとする。			
1 2 3 14 1	(3)溶接施工	1 2 3 14 1	(3)溶	按爬上			

	条文			条文			改訂理由等
編章節条項	編章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
1 2 3 14 1	請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保する よう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければ ならない。	1 2 3 14 1		請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保する よう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければ ならない。			
1 2 3 14 1	1) 銅材の種類と特性	1 2 3 14 1	1)	鋼材の種類と特性			
1 2 3 14 1	2) 溶接材料の種類と特性 3) 溶接作業者の保有資格	1 2 3 14 1	3)	溶接材料の種類と特性 溶接作業者の保有資格			
1 2 3 14 1 1 2 3 14 1	4) 継手の形状と精度	1 2 3 14 1 1 2 3 14 1	4)	継手の形状と精度			
1 2 3 14 1	5) 溶接環境や使用設備 6) 溶接施工条件や留意事項	1 2 3 14 1	6)	溶接環境や使用設備 溶接施工条件や留意事項			
1 2 3 14 1	7) 溶接部 <mark>に</mark> 検査方法 8) 不適合品の取り扱い	1 2 3 14 1		溶接部の検査方法 不適合品の取り扱い	*変更	誤植	誤植により、「の」へ修正記述した。
1 2 3 14 1	請負者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	1 2 3 14 1		請負者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験また は、これと同時以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。			
1 2 3 14 1	ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定 における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、そ の作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した 溶接作業者を従事させるものとする。	1 2 3 14 1		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定 における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、そ の作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した 溶接作業者を従事させるものとする。			
1 2 3 14 1	また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 F または、これと 同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	1 2 3 14 1		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 F または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。			
1 2 3 14 1	なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事 し、かつ工事間2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従 事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者 は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験 がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。	1 2 3 14 1		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事 し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従 事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者 は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験 がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。			
1 2 3 14 1 1 2 3 14 1	(4) 溶接施工試験 請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行 わなければならない。	1 2 3 14 1 1 2 3 14 1	(4)	溶接施工試験 請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行 わなければならない。			
1 2 3 14 1 1 2 3 14 1	ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去た同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行	1 2 3 14 1 1 2 3 14 1		ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行			
	い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書につ いて、設計図書に関して監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試 験を省略することができるものとする。			い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。			
1 2 3 14 1	1) S M570またはS M A 570W、SM520及びS M A 490Wにおいて 1 パスの 入熱量が7,000J / mmを超える場合	1 2 3 14 1	•	S M570またはS M A 570W、SM520及びS M A 490Wにおいて 1 パスの 入熱量が7,000J / mmを超える場合			
1 2 3 14 1	2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	1 2 3 14 1	2)	SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。			
1 2 3 14 1	3)被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(C 02ガスあるいはArとC02の混合ガス)、サブマージアーク溶接 法以外の溶接を行う場合	1 2 3 14 1	3)	被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスあるいはArとCO2の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合			
1 2 3 14 1	4) 銅橋製作の実績がない場合 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合	1 2 3 14 1	4)	鋼橋製作の実績がない場合 使用実績のないところから材料供給を受ける場合			
1 2 3 14 1 1 1 2 3 14 1	6)採用する溶接方法の施工実績がない場合 請負者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接 施行試験傾目から設当する項目を選んで行わなければならない。	1 2 3 14 1		採用する溶接方法の施工実績がない場合 請負者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接 施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「工」へ修正記述した。
1 2 3 14 1	なお、供試網板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものと する。	1 2 3 14 1		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものと する。			
1 2 3 14 1	 供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の 悪いものを用いるものとする。 	1 2 3 14 1		供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の 悪いものを用いるものとする。			
1 2 3 14 1	 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。 	1 2 3 14 1	2)	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。			
1 2 3 14 1	3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で 行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の翼なる継手については板厚 の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	1 2 3 14 1	3)	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で 行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚 の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。			
1 2 3 14 1 1 2 3 15 0	4) 再試験は、最初の個数の2倍とする。	1 2 3 14 1 1 2 3 15 0	2 - 3 - 15	再試験は、最初の個数の2倍とする。			
1 2 3 15 2	2 - 3 - 15 工場塗装工 2 ・請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	1 2 3 15 2	2 - 3 - 15	工場塗装工 請負荷は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃 を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、 以下の仕様を適用しなければならない。			
1 2 3 15 2	1種ケレン	1 2 3 15 2		素地調整程度1種	*変更	基準書の改訂	用語の変更(鋼道路橋塗装・防食便覧) 「ケレン」 「素地調整程度」
1 2 3 15 2	塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、SIS規格でSa2.5以上)し、銅肌を露出させたもの。	1 2 3 15 2		塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、除せい(錆)程度のISO規格でSa2 1/2)し、銅肌を露出させたもの。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P 64の「5.2.1素地調整」との整合により修正記述した。
1 2 3 15 3	3. 請負者は、気温、湿度の条件が表 2-12の制限を満足しない場合、塗 装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督員と協議しなければ ならない。	1 2 3 15 3	3 .	請負者は、気温、湿度の条件が表2-12の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が厚内で、しかも温度、湿皮が調節されているときは、風外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	*変更	基準書の改訂	調道路橋塗装・防食便覧P 69の「5.2.2塗付作 業」の改定により修正記述した。
1 2 3 15 3	表 2 - 12 塗布作業時の気温・湿度の制限	1 2 3 15 3		表 2 - 12 塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P 70の「5.2.2塗付作 業」の改定により修正記述した。 図表新旧表 (表)P1参照
1 2 3 15 4	4. 請負者は、新橋、銅製ダムの素地調整に当たっては、第1種ケレンを 行わなければならない。		4 .	請負者は、新橋、銅製ダムの素地調整に当たっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。	L	基準書の改訂	用語の変更(鋼道路橋塗装・防食便覧) 「ケレン」 「素地調整程度」
1 2 3 15 7	 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。 	1 2 3 15 7	7 .	請負者は、塗り残し、ながれ、 <mark>しわ</mark> 等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P 68の「5.2.2塗付作 業」との整合により修正記述した。
1 2 3 15 8	8. 請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	1 2 3 15 8	8 .	請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。 下 涂	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧覧P 66の「5.2.2塗付作業」との整合により修正記述した。
1 2 3 15 10	10. F 全 (4) 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、又は八ケを用いなければな らない。		(4)	ト 空 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用 いなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P 68の「5.2.2塗付作 業」との整合により修正記述した。

編章節条項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節	多 百	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等 根拠
									neae.
1 2 3 15 10		なお、ローラーブラシを使用する場合、設計図書に関して監督員と協 議しなければならない。	1 2 3	15 10		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければ ならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧覧P 68の「5.2.2塗付 作業」との整合により修正記述した。
1 2 3 15 10		請負者は、第1種の素地調整を行ったときは、4時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。		15 10		請負者は、素地調整 <mark>程度 1 種</mark> を行ったときは、 4 時間以内に塗装を施 さなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P 65の「5.2.1素地調整」の改定により修正記述した。
1 2 3 15 12 1 2 3 15 12	12.	検 査 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定 をしなければならない。	1 2 3	15 12 15 12	12.	検査 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測 定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
1 2 3 16 0		コンクリート面塗装工 調負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の	1 2 3			コンクリート面塗装工			
1 2 3 16 1		項目に従わなければならない。	1 2 3			請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P 41の「2.2.6コンク
1 2 3 16 1	(1)	請負者は、コンクリート表面に付着したじんあい、 <mark>粉化物等塗装</mark> に悪 影響を及ぼすものは除去しなければならない。	1 2 3	16 1	(1)	請負者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、屋あい(埃)、 油脂類 塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のブライマーの密着性に 悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	変更	基準書との整 音	制理時間至表・防良便覧ド 4100・2.2.6コング リート面への塗装」との整合により修正記述し た。
1 2 3 16 2	2 .	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、 <mark>気泡、むら</mark> のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	1 2 3	16 2	2 .	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、 <mark>ながれ、しわ等</mark> のないよう全面 を均一の厚さに塗り上げなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P 75の「5.3.5塗膜外 観」との整合により修正記述した。
1 2 3 16 3 1 2 3 16 3	3. (1)	請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。 気温が、エボキシ系塗料を用いる場合で10 以下のとき、ポリウレタ ン系塗料を用いる場合で0 以下のとき	1 2 3		3.	調食者は、次の場合、塗装を行ってはならない。 深温が、コンクリート塗装用エボキシ棚がフライマー、コンクリート 塗装用エポキン樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用い る場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用がっ煮精脂塗料上塗及 (大乗形形が、乗幣脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P 70の「5.2.2塗付作業」の改定により修正記述した。
1 2 3 16 3	(6)	コンクリート面が結構しているとき	1 2 3	16 3	(6)	コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P 42の「2.2.6コンク
1 2 4 0 0		基礎工	1 2 4			基礎工			リート面への塗装」の改定により修正記述した。
1 2 4 5 0	2 - 4 - 5	場所打杭工 請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合	1 2 4		2 - 4 - 5	場所打杭工 請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合	*変更	誤植	誤植により、「凹凸」へ修正記述した。
		には、第1編2-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質 な土を用いて埋戻さなければならない。				には、第1編2-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質 な土を用いて埋戻さなければならない。			Mario / Hall Institutions
1 2 4 5 14	14 .	調食者は、場所打抗工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込 か、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで 設計図書に示す打上り届より50m以上高く打込み、硬化後、設計図書 に示す高さまで取り壊さなければならない。	1 2 4	5 14	14 .	調食者は、場所打抗工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込 み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで 設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50m以上、孔 内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す 高さまで取り速さなければならない。	*変更	基準書の改訂	適加、道示 編(H14)18.5.6の解説(P525)に 準拠した。
1 2 5 0 0 1 2 5 5 0		基礎石・プロック積(張)工 石積(張)工	1 2 5 1 2 5			基礎石・ブロック積(張)工 石積(張)工			
1 2 5 5 3	3 .	温養 (優) 工の施工における裏込めコンクリートは、設計 図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなけ ればならない。ただし、コンクリート打製した後に、裏型枠を接ま切り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより離い場合は、設 計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1 2 5	5 3	3 .	議員者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に 示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければな らない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を接対のり、際 間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書 に関して監督員と協議しなければならない。	*変更	文書整理	石張り工に裏型枠は必要ないため「(張)」は、 削除した。
1 2 6 0 0		一般舗装工	1 2 6			一般舗装工			
1 2 6 2 0	2 - 6 - 2	アスファルト舗装の材料 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコ ンクリート再生骨材は表2 - 20、表2 - 21の規格に適合するものとす る。	1 2 6		2 - 6 - 2	アスファルト舗装の材料 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2 - 20、表2 - 21の規格に適合するものとする。			
1 2 6 2 8 1 2 6 2 8		表 2 - 20 鉄銅スラグの品質規格 表 2 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	1 2 6	2 8		表 2 - 20 鉄銅スラグの品質規格 表 2 - 21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	*変更	基準書の改訂	舗装再生便覧P206の「2-27スファルトコンウリート再生骨材」と整合をとり表を修正記述した。 図表新旧表 (表) P2参照
1 2 6 2 12	12 .	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、プラント再生舗装技術指 針による。	1 2 6	2 12	12 .	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	*変更	基準書の改訂	適用する諸基準「プラント再生舗装技術指針」 は、「平成16年2月」に名称等が改訂されたため 修正記述した。
1 2 6 2 18	18 .	表2-22、2-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の 基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。	1 2 6	2 18	18 .	表2-22、2-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の 基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。			ISTERUZE O'Co
1 2 6 2 18	1	表2 - 22 マーシャル安定度試験基準値	1 2 6	2 18		表 2 - 22 マーシャル安定度試験基準値	*変更	基準書の改訂	舗装設計施工指針P221の「付表8.1.8」の改定に より修正記述した。 図表新旧表(表)P3参照
1 2 6 2 18		表 2 - 23 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	1 2 6	2 18		表2-23 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	*変更	基準書の改訂	舗装設計施工指針の改訂のため(P221) 図表新 旧表(表)P4参照
1 2 6 3 0	2 - 6 - 3	コンクリート舗装の材料 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示	1 2 6		2 - 6 - 3	コンクリート舗装の材料			
1 2 6 3 3	3 .	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5N/mm2 (45kgf/cm2)とするものとする。	1 2 6	3 3	3 .	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に 示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとする ものとする。	*変更	SI単位の表記の統一	舗装施工便覧P48の「3-3-3コンウリート版用素材」との 整合により修正記述した。SI単位として、MPaで 表記した。
1 2 6 3 4	4 .	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用 いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合 を除き、L、A及び8交通においては4.5kmm2(45kg/To2)、またC 交通においては5.0N/mm2(50kg/f/cm2)とするものとする。	1 2 6	3 4	4 .	転圧コングリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に 用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す 場合を除き、し、A及びP交通においては4.5MPa、またC交通にお いては5MPaとするものとする。		同上	同上
1 2 6 5 0	2 - 6 - 5	アスファルト舗装工 請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以	1 2 6		2 - 6 - 5	アスファルト舗装工 請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以			
1 2 6 5 3		下の各規定に従わなければならない。	1 2 6	5 3		下の各規定に従わなければならない。			
1 2 6 5 3	1	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さ は、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は 20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する 場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	1 2 6	5 3	(13)	請負客は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さ は、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は 20cm以下でなければならない。ただし終固めに振動ローラを使用する 場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧 P88「30cm以下」と整合
1 2 6 5 3	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、 かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地 は次に施工する部分の材料を数けり、整形、締固のを行う際に、すで に施工した部分に損傷を与えることのないよう保護するものとする。	1 2 6	5 3	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、 かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断所方向 の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、 石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料 を打ち線ぐものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧 P 88の記述を参考に訂正する。
1 2 6 5 4	4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以 下の各規定によらなければならない。	1 2 6	5 4	4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以 下の各規定によらなければならない。			

		条文			条文			改訂理由等
編章節条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章節条	項 編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
1 2 6 5 4	(8)	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の 承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対し て±25 の範囲内としなければならない。	1 2 6 5	4 (8)	請負者は、加熱アスファルト <mark>安定処理</mark> 混合物の排出時の温度について 監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温 度に対して±25 の範囲内としなければならない。	*変更	表記の統一	本項の他の条文に整合させ、「加熱アスファルト 安定処理混合物」に修正記述した。
1 2 6 5 4	(9)	請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ピンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	1 2 6 5	4 (9)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ピンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(10)	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ピンでは、12時間以 上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。	1 2 6 5	4 (10)	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4		上がボンベンノが「かに付きた」などは多な。 ない。 諸負者は、加齢アスファルト混合物を運搬する場合、 清浄で平滑な荷 台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面に は、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければな らない。	1 2 6 5	4 (11)	通過では、加熱アスファルト・安定処理混合物を運搬する場合、清浄で 平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台 内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなけ ればならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(12)	請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために	1 2 6 5	4 (12)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(13)	運搬中はシート類で覆わなければならない。 請負者は、加齢アスファル・混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が 昨り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷切した画所の混合物 をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	1 2 6 5	4 (13)	ぐために連搬中はシート類で覆わなければならない。 請食者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承 諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。ま た、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所 の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4		議負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は 施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものと する。また、ブライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)~ (14)号によるものとする。	1 2 6 5		請負者は、加熱アスファルト <mark>安定処理</mark> 混合物の敷均しにあたり、敷均 し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定す るものとする。また、プライムコートの散布は、本条 5 項(10)、 (12) - (14) 号によるものとする。		同上	同上
1 2 6 5 4	(17)	請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めに当たり、締固め機械は 施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	1 2 6 5	4 (17)	請負者は、加熱アスファルト <mark>安定処理</mark> 混合物の締固めに当たり、締固 め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(18)	請負者は、加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラにより締固 めなければならない。	1 2 6 5	4 (18)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(19)	請負者は、加熱アスファルト混合物をローラによる締固めが不可能な 箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	1 2 6 5	4 (19)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが 不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならな い。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4	(20)	請負者は、加熱アスファルト混合物の維目を締固めて密着させ平坦に 仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足してい る場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施 工しなければならない。	1 2 6 5		請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の維目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀製が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 5 4		請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、 車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	1 2 6 5		請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、 車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	*変更	表現の修正	基準書の改訂 (舗装施工便覧 P.113)
1 2 6 6 0	3 .	コンクリート舗装工 請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以 下の各規定に従わなければならない。	1 2 6 6	3 3 .	コンクリート舗装工 請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以 下の各規定に従わなければならない。			
1 2 6 6 3		下層路盤、上層路盤にセメント及び石灰安定処理に使用するセメント 石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2 - 26、表2 - 27の規格に適合するものとする。	1 2 6 6		下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	*変更	表記の統一	記述の補足
1 2 6 6 3		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及 切石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が 承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとす る。	1 2 6 6		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及 び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が 承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとす る。			
1 2 6 6 3		表2-26 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表2-27 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	1 2 6 6		表 2 - 26 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表 2 - 27 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格		1	
1 2 6 6 3	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さ は、最小厚さが最大航径の3倍以上がつ10cm以上、最大厚さし飛ば 20cm以下でなければならない。ただし続固めに振動ローラを使用する 場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	1 2 6 6	3 (13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし勝固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧 P88「30cm以下」と整合
1 2 6 6 3	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、 かつ鉛直に、機断施工目地を設けなければならない。また、施工目地 は次に施工する部分の材料を敷切し、整形、綿固めを行う際に、すで に施工した部分に損傷を与えることのないよう保護しなければならな い。	1 2 6 6	3 (15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に かり舗室に横断族工目地を設けなければとらない。また、横断方向の 施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石 灰を用いた場合に前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を 打ち継ぐものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P88の記述を参考に訂正する。
1 2 6 6 4	4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以 下の各規定に従わなければならない。	1 2 6 6	4 4 .	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1 2 6 6 4	(8)	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の 承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対 して±25 の範囲内としなければならない。	1 2 6 6	4 (8)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について 監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た 温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	*変更	表記の統一	本項の他の条文に整合させ、「加熱アスファルト 安定処理混合物」に修正記述した。
1 2 6 6 4	(9)	請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ピンま	1 2 6 6	4 (9)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ピンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	*変更	同上	同上
1 2 6 6 4	(10)	たは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ピンでは、12時間以	1 2 6 6	4 (10)	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ピンでは、12時間以	*変更	同上	同上
1 2 6 6 4		上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。 請負者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷 台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面に は、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければな らない。	1 2 6 6	4 (11)	上加熱アスファルト <mark>交定処理</mark> 混合物を貯蔵してはならない。 請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で 平清な荷台を有するダンブトラックを使用し、ダンブトラックの荷台 内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなけ ればならなれ	*変更	同上	同上
1 2 6 6 4		請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐため	1 2 6 6	4 (12)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防	*変更	同上	同上
1 2 6 6 4	(13)	に、連撥中はシート類で覆かなければならない。 諸負者は、加熱アスファル・混合物の錯談件業を監督員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを売了させなければならない。	1 2 6 6	4 (13)	【ために、連搬中はシート類で覆りなければならない。 請負者は、加齢アスファルト支充処理長や勿の錯段作業を監督員が承 詰した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。ま た。 前が繰り出した場合、数均し作業を中止し、すでに数均した箇所 の混合物をラみやかに締固めて仕上げを売了させなければならない。	*変更	同上	高上
1 2 6 6 4	(14)	請負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は 施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければ ならない。	1 2 6 6	4 (14)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均 し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定し なければならない。	*変更	同上	同上

編章節条項	条文 編章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等根拠
1 2 6 6 4	(17) 請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めに当たり、締固め機械は	1 2 6 6 4	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めに当たり、締固		表記の統一	同上
	施工条件に合ったローラを選定しなければならない。		, ,	め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。			
1 2 6 6 4		1 2 6 6 4	(18)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラに	*変更	同上	同上
1 2 6 6 4		1 2 6 6 4	(19)	よって締固めなければならない。 請負者は、加熱アスファルト <mark>安定処理</mark> 混合物をローラによる締固めが	*変更	同上	同上
	箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。			不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めなければならな い。			
1 2 6 6 4	(20) 請負者は、加熱アスファルト混合物の継目を締固めて密着させ、平坦 に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足して	1 2 6 6 4	(20)	請負者は、加熱アスファルト <mark>安定処理</mark> 混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが	*変更	同上	同上
	いる場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を 施工しなければならない。			不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから 隣接部を施工しなければならない。			
1 2 6 6 4	(23) 請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、 車輪走行位置の直下をはずして設置しなければならない。	1 2 6 6 4	(23)	請負者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪 走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	*変更	誤植	中間層に関する記述であることから、修正する。 「表層と基層」 「中間層」
1 2 6 6 5	5 . 請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に	1 2 6 6 5	5 .	請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に			秋島で要信」 中間間
1 2 6 6 5	従わなければならない。 (11) 請負者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先			従わなければならない。	*変更	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや,石粉 を塗布した後に乾燥すると粉塵となり,作業環境
	立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。						が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除
1 2 6 6 5	なお、石粉は水との混合比を1:1にして3L/m2を標準とする。				*変更	基準書との整合	されている。 同上
1 2 6 6 8	8. 請負者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリート の運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならな	1 2 6 6 8	8 .	請負者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリート の運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならな			
1 2 6 6 8	い。 (1)請負者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場	1 2 6 6 8	(1)	い。 請負者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場	*変更	誤植	誤植により、「強制」へ修正記述した。
	練りコンクリートの練りまぜには、 <mark>強度</mark> 練りミキサまたは可 <mark>般</mark> 式ミキー サを使用しなければならない。			練りコンクリートの練りまぜには、 <mark>強制</mark> 練りミキサまたは可 <mark>傾</mark> 式ミキーサを使用しなければならない。			
1 2 6 6 8	(5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり 荷卸しの際コンクリートが分離しないように <mark>路盤上に散布した石粉等</mark>	1 2 6 6 8	(5)	コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり 荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、	*変更	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや,石粉 を塗布した後に乾燥すると粉塵となり,作業環境
	をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型 枠やパーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなけ			型枠やパーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしな ければならない。			が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除されている。
	ればならない。						C10 C010 8
1 2 6 6 9	9. 請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあ たって、以下の各規定に従わなければならない。	1 2 6 6 9	9 .	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあ たって、以下の各規定に従わなければならない。			
1 2 6 6 9	(1)請負者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一 に散布しているかどうか、確認しなければならない。				*削除	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや,石粉 を塗布した後に乾燥すると粉塵となり,作業環境
							が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除 されている。
1 2 6 6 9	(2) 日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリート としての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時	1 2 6 6 9	(1)	日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリート としての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時			
	における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするもの とする。また、日平均気温が 4 以下または、舗設後6日以内に			における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4 以下または、舗設後6日以内に			
	0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするもの とする。			0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。			
1 2 6 6 9	請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たって	1 2 6 6 9		請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たって			
	は、日本道路協会 舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1-			は、日本道路協会 舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1-			
	1 - 5第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。			1 - 5 第 1 項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。			
1 2 6 6 9	(3) 請負者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しない よう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部	1 2 6 6 9	(2)	請負者は、コンクリートをスプレッダを使用して材料が分離しないよ う敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P68の「セットフォーム工法の施工 機械」の改定により修正記述した。
	で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコット ブ返し、をしながら所要の高さで敷切すものとする。			一人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ			1変物 3 の以及により 1911日2年 07と。
1 2 6 6 9	(4)請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削っ	1 2 6 6 9	(3)	請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削っ			
1 2 6 6 9	たりすることのないように敷均さなければならない。 (5)請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイパー等の付近	1 2 6 6 9	(4)	たりすることのないように敷均さなければならない。 請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイパー等の付近			
	は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに 施工しなければならない。			は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに 施工しなければならない。			
1 2 6 6 9	(6) 請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作 業を中止しなければならない。	1 2 6 6 9	(5)	請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作 業を中止しなければならない。			
1 2 6 6 9	(7) 請負者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くよ	1 2 6 6 9	(6)	議員者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くよ			
1 2 6 6 9	はいこさに設ける日地は、Cさるだけダミー日地の設計が重に置くよったしなければならない。 それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにする	1 2 6 6 9		はいこさに対しる日地は、 できるだけグミー日地の設計位置に置くようにつなければならない。 うにしなければならない。 それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにする			
1 2 6 6 9	ものとする。この場合の目地構造は、タイパーを使った突き合わせ目	1 2 6 6 9		ものとする。この場合の目地構造は、タイパーを使った突き合わせ目			
1 2 6 6 9		1 2 6 6 9	(7)	地とするものとする。 請負者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなけ			
1 2 6 6 9	ればならない。 (9)請負者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないと	1 2 6 6 9	(8)	ればならない。 請負者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないと			
	ころなどの締固めのため、平面パイプレータ、棒状パイプレータを準 備して、締固めなければならない。			ころなどの締固めのため、平面パイプレータ、棒状パイプレータを準 備して、締固めなければならない。			
1 2 6 6 9	(10) 請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイプレータで締固めなけれ ばならない。また、作業中ダウエルバー、タイパー等の位置が移動し	1 2 6 6 9	(9)	請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイプレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイパー等の位置が移動し			
1 2 6 6 12	ないよう注意するものとする。 12. 請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に	1 2 6 6 12	12	ないよう注意するものとする。 請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に			
1 2 6 6 12	従って行わなければならない。			従って行わなければならない。	*亦言	ことは	金融法・拡丁・運転の400の「0.4.0 熱井・一・準1・・ やす
1 2 6 6 12	試体の曲げ強度が3.5N/mm2 (35kgf/cm2) 以上となるまで、スポンジ、	1 2 6 6 12	(3)	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供 試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ	一 发 史	SI単位の表記の統一	舗装施工便覧P166の「8-4-8養生」に準じ、修正 記述した。
	麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になる よう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定			等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合			
	める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フ			には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライ			
	ライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-5第1項の施			アッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-5第1項の			
	工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。			施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。			
						1	

編章節条項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章	節 条 :	項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等 根拠
1 2 6 6 12	(4)	請負者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5N/mm2	1 2	6 6	12	(4)	請負者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が	*変更	基準書の改訂	H 1 8 の舗装関係指針の改定・発行により、SI単
		(50kgf/cm2)、曲げ強度が1N/mm2(10kgf/cm2)になるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。					1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。			位が変更。表示単位の統一を図る。(舗装施工便 覧 P.170) 1 MPa = 10.197kgf/cm2
1 2 6 6 13	13 .	請負者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に 従って行わなければならない。	1 2	6 6	13	13 .	請負者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に 従って行わなければならない。			
1 2 6 6 13	(4)	請負者は、舗装設計施工指針 付録 - 8施工資料 2 - 4 転圧コンク	1 2	6 6	13	(4)	請負者は、舗装設計施工指針 付録 - 8施工資料 2 - 4 転圧コンク			
		リートの配合設計例に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、 単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配					リートの配合設計例に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、 単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配			
		合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質 が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なけ					合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なけ			
1 2 6 6 13		ればならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2‐31に	1 2	6 6	13		ればならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 2 - 31に			
1 2 6 6 13		よるものとする。	1 2	1 1			よるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P149の「8-3-4配合設計」に準じ、
1 2 6 6 13		表 2 - 31 示方配合表	1 2	6 6	13		表 2 - 31 示方配合表	変更	泰华書の(Xii)	開表施工便覧P149の '8-3-4配合設計」に準し、 修正記述した。N/mm2 Mpaに修正。 図表新旧表 (表)P5参照
1 2 6 6 14	14 .	請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定	1 2	6 6	14	14 .	請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定			(衣)や参照
1 2 6 6 14	(3)	に従わなければならない。 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コン	1 2	6 6	14		に使わなけれはならない。 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コン	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P160の「8-4-7目地の施工」に準
		クリートが硬化した後、コンクリートカッター等で目地を切る場合 は、 面取りを行わなくともよいものとする。					クリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、 面取りを行わなくともよいものとする。			じ、修正記述した。
1 2 6 6 14	(7)	請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深	1 2	6 6	14	(7)	請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深	*変更	基準書の改訂	同上
		さまで路面に対して垂直にコンクリートカッターで切り込み、目地材 を注入しなければならない。					さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を 注入しなければならない。			
1 2 6 6 14	(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-32を標準とする。	1 2			(9)	注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-32を標準とする。	+ shr into	甘滋幸のおけ	◆幸祉************************************
1 2 6 6 14		表 2 - 32 注入目地材 (加熱施工式)の品質	1 2	6 6	14		表2-32 注入目地材(加熱施工式)の品質	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P48の「3-3-3コン夘-ト版用素材」に準 じ、修正記述した。流れ 流動に修正。 図表新
1 2 6 6 16	16 .	請負者は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認			-			*削除	誤植	旧表 (表) P6参照 アスファルト事前審査制度 (試行) に係る内容の
		定書の写しを提出することによって、配合設計、基準密度、試験練り に変えるものとする。								為、削除
1 3 0 0 0	第3章	± I	1 3				±I			
1 3 2 0 0		適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	1 3	2 0	1	第2節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の			
		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場					基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			
		合は監督員に確認をもとめなければならない。					合は監督員に確認をもとめなければならない。			
1 3 2 0 2		<u>日本道路協会 道路土工・施工指針</u> 日本道路協会 道路土工要網	1 3				日本道路協会 道路土工 - 施工指針 日本道路協会 道路土工要網			
1 3 2 0 4		日本道路協会 道路士工・軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 道路士工・のり面工・斜面安定工指針	1 3	2 0	4		日本道路協会 道路土丁 - 軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 道路土丁 - の12両丁・斜両安定工指針			
1 3 2 0 6		日本道路協会 道路士工 - 士賈調査指針 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル	1 3	2 0	6		日 中級 原始 ・			
1 3 2 0 7 1 3 2 0 8		エ	1 3				土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル 国土交通省 建設副産物適正処理推進要網 (平成14年5月)	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「建設副産物適正処理推進要網」
										は、「平成14年5月」に改訂されたため修正記述 した。
1 3 2 0 9		建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マ	1 3	2 0	9		建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マ			
1 3 2 0 11		ニュアル 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル	1 3				ニュアル 国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル	ļ		
1 3 4 0 0	第4節	道路土工	1 3	4 0	0	第4節	道路土工			
1 3 4 4 0		路床盛土工 路床の盛土材料の最大寸法は20cm程度とするものとする。	1 3			3 - 4 - 4	路床盛土工 路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。	*変更	基準書との整合	道路土工要綱(P260)との整合を図るため、「20
1 4 0 0 0	第4章	無筋・鉄筋コンクリート	1 4	0 0	0 9	第4章	無筋・鉄筋コンクリート			cm」から「10cm」へ修正記述した。
1 4 7 0 0	第7節 4-7-4	鉄筋工 組立て	1 4	7 0	0	第7節 4 - 7 - 4	銀立て			
1 4 7 4 3	3 .	請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよ	1 4	7 4			請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよ	*変更	文書整理	文章として整っていないため「なお、」を追加記
		う、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あ たり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し					う、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し			述した。
		なければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋まで の最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心まで					なければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋まで の最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心まで			
		の距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについ てはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以					の距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以			
		上の品質を有するものを使用しなければならないこれ以外のスペー サーを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければならない。					上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければなら			
							an.			
2 0 0 0 0 \$	2 编 第 2 章	材料 輸 土木工事材料	2 0 2	0 0	0 第 2	2編 第2章	材料 编 上木工事材料			
2 2 3 0 0	第3節 2 - 3 - 2	常 初	2 2	3 0	0	第3節 2 - 3 - 2	・ 対			
2 2 3 2 0	1.	セメントコンクリート用骨材 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、2、3、4の規格に適合する	2 2		1		セスフトコングリート用育材 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、2の規格に適合するものとす	*変更	表2-2、4の削除による変更	表2-2、4の削除に伴い、引用先について修正記述
2 2 3 2 1		ものとする。 表2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバック	2 2	3 2	1		る。 表2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパック			した。
2 2 3 2 1	(1)	ドコンクリートの細骨材の粒度の範囲 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2 2	3 2	1	(1)	ドコンクリートの細骨材の粒度の範囲 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート			
2 2 3 2 1		プレバックドコンクリート	2 2				プレバックドコンクリート	*削除	基準書との整合	【2002年制定】コンクリート標準示方書(ダムコンクリート
2 2 3 2 1		表2-2 ダムコンクリート細骨材の粒度の範囲						門隊	を半音との差百	編)P -16の「4.4.1粒度」の改訂と整合をとり
										削除した(粒度範囲外でもワーカビリティーが確保できればよいとのことから)。 図表新旧表
2 2 3 2 1		表2-3 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバック	2 2	3 2	1		表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバック	*変更	基準書との整合および誤植	(表) P7参照 表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
		ドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲					ドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲			た。また、【2002年制定】コンクリート標準示方書(施工編)P69の「表6.2.3粗骨材の粒度の標準」と整
										合をとり追加記述した。 図表新旧表(表)P8参照

編章節条項	条文 編章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等
						以足哇田	1KIRE
2 2 3 2 1 2 2 3 2 1	(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート (2) プレバックドコンクリート	2 2 3 2 1	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート プレパックドコンクリート		+	
2 2 3 2 1	表2-4 ダムコンクリートの租骨材の粒度の範囲				*削除	基準書との整合	【2002年制定】 かり- 桔準元 方書(ダ ム かり- 編) P - 23の「5.3 粗骨材の粒度,の改訂と整合 をとり削除した(粒度範囲外でもワーカビリ ティーが確保できればよいとのことから)。 図 表新旧表(表) P9参照
2 2 3 2 5	 すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%とする。なお、積雪家冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。 	2 2 3 2 5		すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P43の「3-3-3コンウリート版用素材 (4)」と整合をとり修正記述した。
2 2 3 3 0 2 2 3 3 1	2 - 3 - 3 アスファルト舗装用骨材 1 . 砕石・再生砕石及び鉄銅スラグの粒度は、表 2 - 5、6、7の規格に 適合するものとする。	2 2 3 3 0	2 - 3 - 3	アスファルト舗装用骨材 砕石・再生砕石及び鉄調スラグの粒度は、表2-3、4、5の規格に 適合するものとする。	*変更	表2-2、4の削除による変更	表2-2、4の削除に伴い、引用先について修正記述 した。
2 2 3 3 1	表 2 - 5 砕石の粒度	2 2 3 3 1		表 2 - 3 砕石の粒度	*変更	基準書の改訂	(注1) - (注3) は、舗装施工便覧P28の「3-3-2 7275計未層・基層用素材 1) 砕石,の項の記述 から引用しており、砕石の品質に関する内容であ る。表の規格に関する特定事項の内容でないため 削除した。 図表新旧表 (表) P10参照
2 2 3 3 1	表 2 - 6 再生砕石の粒度	2 2 3 3 1		表2-4 再生砕石の粒度	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
2 2 3 3 1	表 2 - 7 再生粒度調整砕石の粒度	2 2 3 3 1		表 2 - 5 再生粒度調整砕石の粒度	*変更	同上	た。 図表新旧表 (表) P11参照 同上 図表新旧表 (表) P12参照
2 2 3 3 2 2 2 3 3 2	2 . 砕石の材質については、表 2 - 8 によるものとする。 表 2 - 8 耐久性の限度	2 2 3 3 2 2 2 3 3 2	2.	砕石の材質については、表2 - 6 によるものとする。 表2 - 6 安定性試験の限度	*変更	同上 表番、表題の修正	同上 表番、表題について修正記述した。 図表新旧表
							(表) P13参照
2 2 3 3 3	3. 砕石の品質は、表2-9の規格に適合するものとする。	2 2 3 3 3	3 .	砕石の品質は、表2 - 7の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2 2 3 3 3	表2-9 砕石の品質	2 2 3 3 3		表 2 - 7 砕石の品質	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。 図表新旧表(表) P14条昭
2 2 3 3 4	4. 鉄網スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは 偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有量量合まないものとする。そ の種類と用途は表2-10によるものとする。	2 2 3 3 4	4 .	鉄網スラグは、硫黄分による黄海水が流出せず、かつ、細長いあるい は偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。 その種類と用途は表2 - 8によるものとする。また、単位度製原スラ グ、クラッシャラン製網スラグ及び水硬性粒度調整鉄網スラグの粒度 規格はJuS 8016 (道路用鉄網スラグ)によるものとし、その他は砕石 の粒度に準ずるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P.31と整合をとり修正記述した。
2 2 3 3 4	表 2 - 10 鉄鋼スラグの種類と主な用途	2 2 3 3 4		表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表)P15参照
2 2 3 3 5 2 2 3 3 5	5. 鉄鋼スラグの規格は、表2 - 11の規格に適合するものとする。 表2 - 11 鉄鋼スラグの規格	2 2 3 3 5 2 2 3 3 5	5 .	鉄銅スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。 表2-9 鉄銅スラグの規格	*変更 *変更	同上 基準書との整合	同上 舗装施工便覧P54の「3-4-2路盤用材料」と整合を とり修正記述した。 図表新旧表(表)P16参
2 2 3 3 6	6. 製鋼スラグの規格は、表2-12の規格に適合するものとする。	2 2 3 3 6	6 .	製鋼スラグの規格は、表2 - 10の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
2 2 3 3 6	表 2 - 12 製鋼スラグの規格	2 2 3 3 6		表 2 - 10 製鋼スラグの規格	*変更	基準書の改訂	た。 舗装施工便覧P.31と整合をとり修正記述した。表
							内の修正 「表乾比重」 「表乾密度 (g/cm3) 」及び注書きの修正。素能の修正 [注2]の星色判定試験の文書は表の内容と整合 していないため、削除した。 図表新旧表(表) P17参照
2 2 3 3 8	8 . スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表 2 - 13の規格に適合するものとする。	2 2 3 3 8	8 .	スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表2 - 11の規格に適合するものとする。	*変更	同上	表番について修正記述した。
2 2 3 3 8	表 2 - 13 スクリーニングスの粒度範囲	2 2 3 3 8		表 2 - 11 スクリーニングスの粒度範囲	*変更	同上	同上 図表新旧表(表)P18参照
2 2 3 4 0 2 2 3 4 1	2 - 3 - 4 アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生	2 2 3 4 0 2 2 3 4 1	2 - 3 - 4	アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生	*変更	同上	同上
	骨材の品質は表 2 - 14の規格に適合するものとする。			骨材の品質は表 2 - 12の規格に適合するものとする。			
2 2 3 4 0	表2-14 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2 2 3 4 0		表 2 - 12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	*変更	基準書の改訂	舗装再生便覧P206の「2-27スファルトコンウリート再生骨 材」と整合をとり表を修正記述した。 図表新旧 表(表)P19参照
2 2 3 5 0	2 - 3 - 5 フィラー 1 . 石粉は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、	2 2 3 5 0	2 - 3 - 5	フィラー フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメン	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P34の「3-3-27スファルト表層・基層用素
	回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石粉及びフライアッ シュは、水分1.0%以下で微粒子の団粒になったものを含まないものと する。			ト、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した 石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。		Z-100MI	材」の整合により修正記述した。
2 2 3 5 2	2 . 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 15の規格に 適合するものとする。	2 2 3 5 2	2 .	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は 表 2 - 13の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合、表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。また、舗装施工便覧P34の「3-3-2アスファルト表層・基層用素材」の改定により修正記述した。
2 2 3 5 2	表2-15 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2 2 3 5 2		表2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。 図表新旧表(表) P20参昭
		2 2 3 5 3	3 .	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして 用いる場合は表 2 - 14に適合するものとする。	*新規	基準書の改訂	「2009版工便覧P34の「3-3-27スファルト表層・基層用素 材」の改定(石粉がフィラーに修正されたことに 伴い、フィラーに用いられる石灰石を粉砕した石 粉へ修正された)により修正記述した。
2 2 3 5 2	表 2 - 16 火成岩類の石粉の規定	2 2 3 5 3		表2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィ	*変更	同上	同上 図表新旧表(表)P21参照
2 2 3 5 3	3 . 消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、	2 2 3 5 4	4	消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P18の「3-3-1構築路床用および路盤
	JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている表 2 - 17の規格に適合するものとする。			JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号および1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。			用の安定材」と整合をとり修正記述した(基準書に整合して材料の規定を具体化)。
2 2 3 5 3 2 2 3 5 4	表2 - 17 工業用石灰 4 セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質 は、普通がルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメ ントとし、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉 セメント)、JIS R 5213 (フライアッシュセメント) の規格に適合す るものとする。	2 2 3 5 5		セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。	*削除 *変更	同上 基準書との整合	同上 図表新旧表(表)922参照 舗装施工度類1700~3-3・1構築部所用および路盤 用の安定材」と整合をとり修正記述した。
2 2 3 6 0 2 2 3 6 1	2 - 3 - 6 安定材 1. 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2 - 18に示す舗装用石 油アスファルトの規格及び表 2 - 19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2 2 3 6 0	2 - 3 - 6	安定材 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規 地に適今オスキのレオス	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2 2 3 6 1	情に週百9 6 ものど9 6。 表 2 - 18 舗装用石油アスファルトの規格	2 2 3 6 1		格に適合するものとする。 表 2 - 15 舗装用石油アスファルトの規格	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P19の「3-3-2PXJ7M・表層・基層用素 材」の改定により修正記述した。 図表新旧表 (表)P23参照

編章節条項編章節	条文 系文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成 (平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等根拠
2 2 3 6 1	表 2 - 19 石油アスファルト乳剤の規格(JIS K 2208-2000)	2 2 3 6 1		表2 - 16 石油アスファルト乳剤の規格	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。 図表新旧表(表)
2 2 3 6 2	2 . セメント安定処理に使用するセメントは、普通ボルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210 (ボルトランドセメント)、JIS R 5213 (フ	2 2 3 6 2	2 .	セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	P24参照 舗装施工便覧P19の「3-3-1構築路床用および路盤 用の安定材」と整合をとり修正記述した(基準書 に整合して材料の規定を具体化)。
2 2 3 6 3	 ライアッシュセメント)の規格に適合するものとする。 3	2 2 3 6 3		石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号および1号)、消石灰(特号および1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P18の「3-3-1構築路床用および路盤 用の安定材」と整合をとり修正記述した(基準書 に整合して材料の規定を具体化)。
2 2 5 0 0 第5節 2 2 5 5 0 2 - 5 - 2 2 5 5 1	# 材 5	2 2 5 0 0 2 2 5 5 0 2 2 5 5 1	第5節 2-5-5	# 材 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。			
2 2 5 5 1 2 2 5 5 1	JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) JIS G 5101 (炭素鋼鋳 <mark>鉄</mark> 品)	2 2 5 5 1 2 2 5 5 1		JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品) JIS G 5101 (炭素鋼鋳 <mark>鋼</mark> 品)	*変更	誤植	誤植により、「銅」へ修正記述した。
2 2 5 5 1 2 2 5 5 1 2 2 5 5 1	JIS G 3201(炭素銅銀銅品) JIS G 5102(溶接構造用鋳網品) JIS G 5111(構造用高張力炭素銅及び低合金銅鋳銅品)	2 2 5 5 1 2 2 5 5 1 2 2 5 5 1		JIS G 3201 (炭素銅鍛銅品) JIS G 5102 (溶接構造用鋳銅品) JIS G 5111 (構造用高張力炭素銅及び低合金銅鋳銅品)			
2 2 5 5 1 2 2 5 5 1	JIS G 4051 (機械構造用炭索鋼鋼材) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鋼品)	2 2 5 5 1 2 2 5 5 1		JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材) JIS G 5502 (球状黒鉛鋳 <mark>鉄</mark> 品)	*変更	誤植	誤植により、「鉄」へ修正記述した。
2 2 5 6 0 2 - 5 - 2 2 5 6 1 2 2 5 6 1	6 ポルト用鋼材 ポルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JIS B 1180 (六角ポルト)	2 2 5 6 0 2 2 5 6 1 2 2 5 6 1	2 - 5 - 6	ボルト用鋼材 ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。 JJS B 1180 (六角ボルト)			
2 2 5 6 1 2 2 5 6 1	JIS B 1181 (六角ナット) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセッ	2 2 5 6 1 2 2 5 6 1		JIS B 1181 (六角ナット) JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセッ			
2 2 5 6 1 2 2 5 6 1 2 2 5 6 1	JIS B 1256 (平座金) JIS B 1198 (頭付きスタッド) JIS M 2506 (ロックポルト)	2 2 5 6 1 2 2 5 6 1 2 2 5 6 1		JIS B 1256 (平座金) JIS B 1198 (頭付きスタッド) JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)	*変更	誤植	誤植により、「及びその構成部品」を追加記述し
2 2 5 6 1	トルシア形高力ポルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協	2 2 5 6 1		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協			t.
2 2 5 6 1	支圧接合用打込み式高力ポルト・六角ナット・平座金暫定規格(日本 道路協会)(1971) 7 溶接材料	2 2 5 6 1	2 - 5 - 7	支圧接合用打込み式高力ポルト・六角ナット・平座金暫定規格(日本 道路協会)(1971) 溶接材料			
2 2 5 7 1 2 2 5 7 1	溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211(軟鋼用被覆アーク溶接棒)	2 2 5 7 1 2 2 5 7 1		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒)			
2 2 5 7 1 2 2 5 7 1 2 2 5 7 1	JIS Z 3212 (高張力銅用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3214 (耐候性銅用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟銅及び高張力銅用マグ溶接ソリッドワイヤ)	2 2 5 7 1 2 2 5 7 1 2 2 5 7 1		JIS Z 3212 (高張力銅用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3214 (耐候性銅用被覆アーク溶接棒) JIS Z 3312 (軟銅及び高張力銅用マグ溶接ソリッドワイヤ)			
2 2 5 7 1	JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入 リワイヤ)	2 2 5 7 1		JIS Z 3313 (軟鍋、高張力鍋及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)			
2 2 5 7 1 2 2 5 7 1 2 2 5 7 1	JIS Z 3315(耐候性網用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) JIS Z 3320(耐候性網用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3351(炭素鋼及び低合金網用サブマージアーク溶接ワイヤ)	2 2 5 7 1 2 2 5 7 1 2 2 5 7 1		JIS Z 3315 (耐候性網用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) JIS Z 3320 (耐候性網用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) JIS Z 3351 (炭素網及び低合金網用サブマージアーク溶接ソリッドワ	*変更	誤植	誤植により、「ソリッド」を追加記述した。
2 2 5 7 1	JIS Z 3352 (炭素銅及び低合金銅用サブマージアーク溶接フラック ス)	2 2 5 7 1		イヤ) JIS Z 3352 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラック ス)			
2 2 5 11 0 2 - 5 -	11 鉄網 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	2 2 5 11 0	2 - 5 - 11	鉄 網 鉄網は、以下の規格に適合するものとする。			
2 2 5 11 0 2 2 5 11 0	JIS G 3551 (溶接金網) JIS G 3552 (ひし形金網)	2 2 5 11 0 2 2 5 11 0		JIS G 3551 (溶接金網 <mark>及び鉄筋格子</mark>) JIS G 3552 (7) L形金網)	*変更	誤植	誤植により、「及び鉄筋格子」を追加記述した。
2 2 5 16 0 2 - 5 - 2 2 5 16 0	16 ガードレール (路側用、分離帯用) ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものと	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	2 - 5 - 16	ガードレール (路側用、分離帯用) ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものと			
2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(1) ビーム(袖ビーム含む) JIS G 3101 (一般構造用圧延網材) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(1)	ビーム (袖ビーム含む) JIS G 3101 (一般構造用圧延綱材) JIS G 3454 (圧力配管用炭素綱綱管)			
2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(2)支柱 JISG3444(一般構造用炭素鋼管)	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(2)	支 柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	*変更	誤植	誤植により、「銅」を追加記述した。
2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	JIS G 3466 (一般構造用角形網管) ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延網材)	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(3)	JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) プラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)			
2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(4) ボルトナット JIS B 1180 (六角ボルト)	2 2 5 16 0 2 2 5 16 0 2 2 5 16 0	(4)	ボルトナット JIS B 1180 (六角ボルト)			
2 2 5 16 0	JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ポルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム継手 用及び取付け用ポルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。			JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ポルト (ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム継手 用及び取付け用ポルト (ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。			
2 2 5 17 0 2 - 5 - 2 2 5 17 0	ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するもの とする。	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	2 - 5 - 17	ガードケーブル(路側用、分離帯用) ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するもの とする。			
2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(1) ターブル JIS G 3525 (ワイヤローブ) ケーブルの径は18mm、構造は3×7g/Oとする。なお、ケーブルー本	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(1)	ケーブル JIS G 3525 (ワイヤローブ) ケーブルの径は18mm、構造は3×7g/Oとする。なお、ケーブルー本			
2 2 5 17 0	当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。 (2)支柱	2 2 5 17 0	(2)	当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。 支柱	s abo are	00 +4	
2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	JIS G 3444 (一般構造用炭素銅管) プラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延銅材)	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(3)	JIS G 3444 (一般構造用炭素調鋼管) ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	*変更	誤植	誤植により、「銅」を追加記述した。
2 2 5 17 0	(4) 索端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの 一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(4)	環端金具 ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの 一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。			
2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(5) 調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0		調整ねじ 強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。			
2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(6) ポルトナット JIS B 1180 (六角ポルト) JIS B 1181 (六角ナット)	2 2 5 17 0 2 2 5 17 0 2 2 5 17 0	(6)	ボルトナット JIS B 1180 (六角ボルト) JIS B 1181 (六角ナット)			
2 2 5 17 0	プラケット取付け用ポルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用 ポルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。			プラケット取付け用ポルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ポルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。			

		条文						条文		-	效訂理由等
編章節条項	編章節条	ポス 旧・条文構成(平成18年度)	編	節	条 I	項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
2 2 5 18 0	2 - 5 - 18	ガードパイプ(歩道用、路側用) ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとす		2 5			2 - 5 - 18	ガードパイプ (歩道用、路側用) ガードパイプ (歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとす			
2 2 5 18 0 2 2 5 18 0	(1)	ガードパイプ (歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとす パイプ		2 5	18 ((1)	ガードバイプ (歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとす パイプ			
2 2 5 18 0 2 2 5 18 0		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	2	2 5		0		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	*変更	誤植	誤植により、「銅」を追加記述した。
2 2 5 18 0		支 柱 JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	2	2 5	18 (0	(2)	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	*変更	誤植	誤植により、「銅」を追加記述した。
2 2 5 18 0 2 2 5 18 0	(3)	プラケット JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)		2 5				ブラケット JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)			
2 2 5 18 0	(4)	継手	2	2 5	18 (0	(4)	継手			
2 2 5 18 0 2 2 5 18 0		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	2	2 5 2 5	18 (0		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	*変更	誤植	誤植により、「銅」を追加記述した。
2 2 5 18 0 2 2 5 18 0	(5)	ボルトナット JIS G 1180 (六角ボルト)	2	2 5	18 (0	(5)	ボルトナット JIS <mark>B</mark> 1180 (六角ボルト)	*変更	誤植	G&BIC
2 2 5 18 0		JIS G 1181 (六角ナット)	2	2 5	18 (0		JIS B 1181 (六角ナット)	*変更	誤植	GをBに
2 2 5 18 0		プラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8と	2	2 5	18 (0		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボル ト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8と			
2 2 6 0 0	第6節	する。 セメント及び連和材料	2	2 6	0 (0	第6節	する。 セメント及び混和材料			
2 2 6 2 0	2 - 6 - 2	セメント	2	2 6	2 (2 - 6 - 2	セメント			
2 2 6 2 1	1.	セメントは表 2 - 20の規格に適合するものとする。	1	2 6		1	1.	セメントは表 2 - 17の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2 2 6 2 1	3.	表 2 - 20 セメントの種類 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 21の規格に適合するもの		2 6			3.	表 2 - 17 セメントの種類 普通ポルトランドセメントの品質は、表 2 - 18の規格に適合するもの	*変更	表番の修正表番の修正	同上 図表新旧表 (表) P25参照 同上
		とする。	1					とする。			
2 2 6 2 3 2 2 6 3 0	2 - 6 - 3	表 2 - 21 普通ポルトランドセメントの品質 混和材料		2 6			2 - 6 - 3	表2 - <mark>18</mark> 普通ポルトランドセメントの品質 混和材料	*変更	表番の修正	同上 図表新旧表(表)P26参照
2 2 6 3 5	5.	混和剤として用いる流動化剤は、土木学会 コンクリート用流動化剤 品質規準(案)3.品質の規格に適合するものとする。		2 6	3			混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101に適合するものとする。	*変更	表記の変更	【2002年制定】コンケリート標準示方書(規準編)P25の「コンクリート用流動化剤品質規格」と整合を
2 2 6 3 6				2 6				6. (+ XII-) 100 F D 100 F X O D T T T D L T T	+ कंट तक	ま幻る変素	とり修止記述した。
2 2 6 3 6	6.	急結剤は、土木学会 コンクリート用急結剤品質規格(案)3、品質の規格に適合するものとする。		2 6	3 1	ь	ь.	急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。	*変更	表記の変更	【2002年制定】コンケリート標準示方書(規準編)P31の「コンクリート用急結剤品質規格」と整合をと
2 2 7 0 0	第7節	セメントコンクリート製品	2	2 7	0 (0	第7節	セメントコンクリート製品			り修正記述した。
2 2 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 - 7 - 2	セメントコンクリート製品		2 7			2 - 7 - 2	セメントコンクリート製品			
2 2 7 2 2		セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則)		2 7				セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。 JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品			
2 2 7 2 2 2 2 7 2 2		- 種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通	2	2 7	2 :	2		- 種類、製品の呼び方及び表示の通則) JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通			
2 2 7 2 2		JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査及び通則)	2	2 7	2 :	2		JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通則)	*変更	誤植	誤植により、「方法」へ修正記述した。
2 2 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		JIS A 5371 (ブレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372 (ブレキャスト鉄筋コンクリート製品)	2	2 7	2 :	2		JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品) JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)	-	+	
2 2 7 2 2 2 2 7 2 2		JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5406 (建築用コンクリートプロック)	2	2 7	2 :	2		JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) JIS A 5406 (建築用コンクリートプロック)			
2 2 7 2 2		JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)	2	2 7	2 :	2		JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)			
2 2 8 0 0	第8節 2 - 8 - 1	運青材料 一般源吉材料		2 8			第8節 2-8-1	避情材料 一般瀝青材料			
2 2 8 1 1	1.	舗装用石油アスファルトは、表 2 - 22の規格に適合するものとする。		2 8	1	1	1.	舗装用石油アスファルトは、表2 - 15の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2 2 8 1 1		表2-22 舗装用石油アスファルトの規格							*削除	表2-15と同一のため削除	第 2 編2-3-6の表2-15と同一の表のため削除し
2 2 8 1 2	2 .	ポリマー改質アスファルトは表2 - <mark>23</mark> の性状に適合するものとする。 また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装	2	2 8	1 :	2	2 .	ポリマー改質アスファルトは表 2 - 19の性状に適合するものとする。	*変更	表番の修正	た。 図表新旧表(表)P27参照 表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
		また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装 用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 23に示す						また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装 用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 19に示す	İ		た。
		値に適合していることを確認しなければならない。						値に適合していることを確認しなければならない。			
2 2 8 1 2 2 2 8 1 3	3 .	表 2 - 23 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 セミプローンアスファルトは、表 2 - 24の規格に適合するものとす		2 8			3 .	表 2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 セミブローンアスファルトは、表 2 - 20の規格に適合するものとす	*変更	同上 表番の修正	同上 図表新旧表(表)P28参照 表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
2 2 8 1 3		る。 表 2 - <mark>24</mark> セミブローンアスファルト (AC - 100)の規格	2	2 8	1 :	3		る。 表 2 - 20 セミブローンアスファルト (A C - 100) の規格	*変更	同 F	た。 同上 図表新旧表(表)P29参照
		232		2 8	1 4	4	4 .	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2 - 21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2 - 22の規格に適合するもの	*新規	基準書の改訂	舗装施工便覧P22の「3-3-27スファルト表層・基層用素 材」の改定により修正記述した。
								とする。			
			2	2 8	1 4	4		表 2 - 21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	*新規	基準書との整合	舗装施工便覧P22の「3-3-2Pスファルト表層・基層用素 材」との整合により修正記述した(記載順に整
									-	THE LANGE CO.	合)。 図表新旧表(表)P30参照
2 2 8 1 4	4 .	石油アスファルト乳剤は表 2 - 25、26の規格に適合するものとする。		2 8			5 .	表2 - 22 硬質アスファルトの標準的性状 石油アスファルト乳剤は表2 - 1 <mark>6、23</mark> の規格に適合するものとする。	*新規	基準書との整合 表番の修正	同上 図表新旧表(表)P31参照 表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
2 2 8 1 4		表 2 - 25 石油アスファルト乳剤の規格 (JIS K 2208-2000)							*削除	表2-16と同一のため削除	た。 第 2 編2-6-2の表2-16と同一の表のため削除し
1-1-1-1-1-1						-		ま2 22 フフファルト図刻の振躍や歴史/ロナフフラーリーの対象	133101		た。 図表新旧表 (表) P32参照
		表2-26 アスファルト乳剤の標準的性状(日本アスファルト乳剤協 会規格)		2 8		5		表2-23 アスファルト乳剤の標準的性状(日本アスファルト乳剤協会規格)	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表)P33参照
2 2 8 1 5	5 .	グースアスファルトに使用するアスファルトは表 2 - 27の規格に適合 するものとする。	2	2 8	1 (6	6 .	ゲースアスファルトに使用するアスファルトは、表 2 - 21に示す硬質 アスファルトの規格に適合するものとする。	*変更	グースアスファルトの規格は硬 アスファルトによる	により、グースアスファルトに使用するアスファ
2 2 8 1 5		表 2 - 27 アスファルトの規格							*削除	表2-21と同一のため削除	ルトについて記載する。 アスファルの規格は、第2編2-8-1の表2-21と同一の
		Sec 2 / A / / / W I WANTE							Torce	-X2-21CP3 V/CVH3NX	表のため削除した。 図表新旧表(表) P34参
2 2 8 1 6	6 .	グースアスファルトは、表 2 - 28の規格を標準とするものとする。	2	2 8	1 :	7	7 .	ゲースアスファルトは表2 - 22の規格を標準とするものとする。	*変更	グースアスファルトの規格は硬	質 舗装施工便覧P205 (9-4-2グースアスファルト)
2 2 8 1 6		表 2 - 28 グースアスファルトの標準規格							*削除	アスファルトによる 表2-22と同一のため削除	により、ゲースアスファルトについて記載する。 ゲースアスファルトの規格は、第2編2-8-1の表2-22と同
											ーの表のため削除した。 図表新旧表(表)P35 参照
2 2 8 3 0	2 - 8 - 3	再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定	2	2 8	3 (0	2 - 8 - 3	再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定	*変更	主要の終工	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述し
2 2 8 3 1		化学物質を含まないものとし、表2-29、2-30、2-31の規格に適	4	2 8	3	1		化学物質を含まないものとし、表 2 - 24、 2 - 25、 2 - 26の規格に適	変更	表番の修正	双2-2、4の削除に伴い、表番について修止記述し た。
		合するものとする。						合するものとする。	l		

	条文				条文			改訂理由等
編章節条項	自章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節	条 項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
2 2 8 3 1	表2-29 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用	2 2 8	3 1		表2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「粘度」の単位をSI単位に修正(舗装再生 便覧の改訂による(P221)) 図表新旧表(表) P36参照
2 2 8 3 1	表2-30 再生用添加剤の品質(オイル系)路上表層再生用	2 2 8	3 1		表 2 - 25 再生用添加剤の品質 (オイル系)路上表層再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「粘度」の単位をSI単位に修正(舗装再生 便覧の改訂による(P221)) 図表新旧表(表) P37参昭
2 2 8 3 1	表2-31 再生用添加時の品質プラント再生用	2 2 8	3 1		表 2 - 26 再生用添加時の品質プラント再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「動粘度」の単位をSI単位のみに修正(舗 装再生便覧の改訂による(P221)) 図表新旧表 (表)P38参照
	11節 達料	2 2 11			連 料			(40)1005///
2 2 11 0 0 2	- 11 - 1 一般事項 4 . 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料につい	2 2 11	0 0	2 - 11 - 1 4	一般事項 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料につい			
1-1-1-1-1-1	ては以下の規格に適合したものとする。	1-1-1			ては以下の規格に適合したものとする。			
2 2 11 0 4 2 2 11 0 4	JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)	2 2 11	0 4		JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)			
2 2 11 0 4	JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)	2 2 11			JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)		-	
2 2 11 0 4	JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)	2 2 11	0 4		JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)			
2 2 11 0 4	JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)	2 2 11 2 2 11			JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)		-	
2 2 11 0 4 2 2 11 0 4	JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)	2 2 11	0 4		JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)			
		2 2 11	1 4		JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)	*新規	新規JISの追加	JPMS26 リン酸塩系さび止めベイントが、JIS K 5674として規格化されたことに伴い追加
2 2 12 0 0 第1	12節 道路標識及び区画線	2 2 12	0 0	第12節	道路標識及び区面線		1	3074C O CAMINICA NICE CIEFF NEM
2 2 12 1 0 2	- 12 - 1 道路標識	2 2 12	1 0	2 - 12 - 1	道路標識			
2 2 12 1 0	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格 に適合するものとする。 (1) 標識板	2 2 12	1 0	(1)	標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格 に適合するものとする。 標識板			
2 2 12 1 0	JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	2 2 12	1 0		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)			
2 2 12 1 0 2 2 12 1 0	JIS G 3141 () 冷間圧延鍋板及び鍋帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ピニル被覆金属板)	2 2 12	1 0		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)		-	
2 2 12 1 0	JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)	2 2 12	1 0		JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)	i		
2 2 12 1 0	JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (メタクリル樹脂板)	2 2 12	1 0		JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (メタクリル樹脂板)			
2 2 12 1 0 2 2 12 1 0	ガラス繊維強化プラスチック板 (F.R.P) (2) 支 柱	2 2 12		(2)	ガラス繊維強化プラスチック板 (F . R . P) 支 柱		-	
2 2 12 1 0	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)	2 2 12	1 0		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を削除した。
2 2 12 1 0	JIS G 3444(一般構造用炭素銅鋼管) JIS G 3192(熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)	2 2 12	1 0		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差)		-	
2 2 12 1 0	JIS G 3101 (一般構造用圧延網材)	2 2 12			JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)			
2 2 12 1 0	(3) 補強材及び取付金具	2 2 12		(3)	補強材及び取付金具			
2 2 12 1 0	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	2 2 12	1 0	 	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)		 	
2 2 12 1 0	JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	2 2 12			JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)			
2 2 12 1 0	JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材) (4)反射シート	2 2 12		(4)	JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材) 反射シート			
2 2 12 1 0	標示板に使用する反射シートは、ガラスピーズをプラスチックの中に 封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスピーズをプラス チックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2- 32、2・33に示す規格以上のものとする。	2 2 12			標示板に使用する反射シートは、ガラスピーズをブラスチックの中に 封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスピーズをブラス チックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2- 27、2-28に示す規格以上のものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2 2 12 1 0	また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわ	2 2 12	1 0		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわ			
2 2 12 1 0	れ、剥れが生じないものとする。 なお、表 2 - 32、2 - 33に示した品質以外の反射シートを用いる場合	2 2 12	1 0		れ、剥れが生じないものとする。 なお、表2-27、2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合	*変更	同上	同上
	に、請負者は監督員の確認を得なければならない。				に、請負者は監督員の確認を得なければならない。			
2 2 12 1 0	表2-32 反射性能(反射シートの再帰反射係数) 表2-33 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	2 2 12			表2-27 反射性能(反射シートの再帰反射係数) 表2-28 反射性能(反射シートの再帰反射係数)	*変更	同上 同上	同上 図表新旧表(表)P39参照 同上 図表新旧表(表)P40参照
2 2 13 0 0 第1	13節 その他	2 2 12	0 0	第13節	その他	友史	IDT.	同工 囚权制旧权(权)F40参照
2 2 13 2 0 2	- 13 - 2 合成樹脂製品	2 2 13		2 - 13 - 2	合成樹脂製品			
2 2 13 2 0	合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)	2 2 13	2 0		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)		-	
2 2 13 2 0	IIS K 6742 (水道用硬質塩化ビール管)	2 2 13	2 0		JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)			
2 2 13 2 0	JIS K 6745 (硬製塩化ビニル板)	2 2 13	2 0		JJS K 6745 (プラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシート - タイプ、寸法及び特性 - 第 1 部 : 厚さ1mm以上の板)	*変更	誤植	誤植により、「プラスチック - 硬質ポリ塩化ピニルシート - タ イプ、寸法及び特性 - 第1部:厚さ1㎜以上の板」 へ修正記述した。
2 2 13 2 0	JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)	2 2 13	2 0		JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管)	*変更		
2 2 13 2 0 2 2 13 2 0	JIS K 6762 (水道用ポリエチレン管) JIS K 6773 (塩化ピニル樹脂製止水板)	2 2 13		+	JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管) JIS K 6773 (ポリ塩化ピニル止水板)	*変更 *変更	誤植	誤植により、「二層」を追加記述した。 誤植により、「ポリ塩化ビニル止水板」へ修正記
								述した。
2 2 13 2 0 2 2 13 2 0	JIS A 6008 (合成高分子ルーフィング) JIS C 8430 (硬質塩化ピニル電線管)	2 2 13		-	JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	*変更	誤植	誤植により、「系」を追加記述した。
3 0 0 0 0 第3編	河川の	3 0 0	0 0	第3篇	河川角			
3 1 0 0 0 第13	章 築場・譲岸 4節 矢板線岸工	3 1 0	0 0	第1章 第4節	祭場・護岸 たち伸出す			
	4節 矢板護学工 - 4 - 3 営コンクリート工	3 1 4		男 4 即 1 - 4 - 3	矢板線岸工 笠コンクリート工	-		
3 1 4 3 1	1. 営コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	3 1 4		1 .	・			
3 1 4 3 2	2 . ブレキャスト笠コンクリートの施工については、第1編2-5-3コ ンクリートブロック工の規定によるものとする。	3 1 4	3 2	2 .	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第1編2-5-3コンクリートプロック工の規定によるものとする。	1		
	277 17877 LVm/LE68 UVC7 00	3 1 4	3 3	3 .	語負者は、プレキャスト空コンクリートの連艘に当たっては、部材に 損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で 損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	*新規	関連条文に準拠し追加	第4編1-3-7の条文に準拠して追加記述した。
3 1 4 3 3	3. ブレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。		3 4		プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わな いように施工しなければならない。			
3 1 5 2 0 1	- 5 - 2 材 料 (2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。	3 1 5		1 - 5 - 2	材 料 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。			
3 1 5 2 11	1) 止水材は、十分な止水性を有するものとする。 (ただし、規格値は	3 1 5	2 11	1	止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値は	 	+	
	シート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)				シート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)			

編章節条項	条文 経節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等根拠
3 1 5 2 13	2) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する	3 1 5 2 13	2)	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する			
3 1 5 2 14	屈撓性を有するものとする。 3) 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り	3 1 5 2 14		屈撓性を有するものとする。 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り			
	抵抗を有するものとする。			抵抗を有するものとする。			
3 1 5 2 15	4) 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果 を提出するものとする。	3 1 5 2 15	4)	請負者は、止水材の使用に際し、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。	*変更	文書整理	規定の内容を明確化するため、追加記述した。
3 1 5 2 16	5) 上記1・3)は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	3 1 5 2 16	5)	上記1・3)は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。			
3 1 5 2 17	6) 止水材の品質規格は、表1 - 4によるものとする。	3 1 5 2 17	6)	止水材の品質規格は、表1 - 4によるものとする。			
3 1 5 2 18	表 1 - 4 止水材の品質規格 被覆材の品質規格は、1.(1).5)表 1 - 3によるものとする。	3 1 5 2 18 3 1 5 2 19		表1-4 止水材の品質規格 被覆材の品質規格は、1.(1).5)表1-3によるものとする。			
3 1 5 2 20	(3) 品質管理 1) 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で	3 1 5 2 20 3 1 5 2 21	(3)	品質管理 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で			
	接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。			接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。			
3 1 5 2 22	2) 止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整え	3 1 5 2 22	2)	請負者は、止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の	*変更	文書整理	規定の内容を明確化するため、追加記述した。
3 1 5 2 23	た品質証明書を提出するものとする。 製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場 が明示されていること。(番号整理でもよい)	3 1 5 2 23		要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。 製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)			
3 1 5 2 24	が明示されていること。(番号整理でもよい) 品質証明書は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。	3 1 5 2 24		が明示されていること。 (番号整理でもよい) 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であるこ	*変更	#TIF	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も
	間を配り目は、			E.	**	W 3 II.	考えられる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
3 1 5 2 25	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品	3 1 5 2 25		品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品			¥ 9 5.
3 1 5 2 26	質試験成績表であること。 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するも	3 1 5 2 26		質試験成績表であること。 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するも			
3 1 5 2 27	のとする。 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において	3 1 5 2 27		のとする。 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において		-	
	20,000m2に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するもの とする。			20,000m2に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。			
3 1 6 0 0 第6	節 排壁機岸工	3 1 6 0 0	第6節	涼壁護岸工			
3 1 6 4 0 1 -	6 - 4プレキャスト擁壁工1 . 請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に	3 1 6 4 0 3 1 6 4 1	1 - 6 - 4	プレキャスト擁壁工 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはか	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系(い゚ル4)の変更により「ブレキャ
	ついては、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工 しなければならない。			り、接合面が食い違わないように施工しなければならない。			スト擁壁」へ修正記述した。
3 1 6 4 2	2 . 請負者は、ブレキャストL型摘壁、ブレキャスト逆T型摘壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施	3 1 6 4 2	2 .	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書による ものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系(いいい4)の変更により「プレキャスト擁壁」へ修正記述した。
0 0 0 0 0 0 0	工しなければならない。		\$4 2 at		* m =	工事工経体をの本事	
3 2 0 0 0 第2章	浚渫(川)	3 2 0 0 0	第2章	浚渫(河川)	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系の変更により、(河川)に修正記述 した。
3 3 0 0 0 第3章	横門・横管 適用すべき接基準	3 3 0 0 0	第3章 第2節	機門・機管 適用すべき舗基準			
3 3 2 0 1	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ	3 3 2 0 1	215 — 125	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ			
	る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			
3 3 2 0 2 3 3 3 2 0 3	合は監督員に確認をもとめなければならない。 建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)	3 3 2 0 2 3 3 2 0 3		合は監督員に確認をもとめなければならない。 建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)			
3 3 2 0 3 3 3 2 0 4	建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) (財)国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	3 3 2 0 3 3 3 2 0 4		建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	*変更	誤植	誤植により、「(財)」を削除した。
					L		
3 3 2 0 5	建設省 機械工事共通仕様書(案) (平成11年3月)	3 3 2 0 5		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成17年4月)	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年4月」へ修正記述した。
3 3 2 0 6	建設省 機械工事施工管理基準(案) (平成11年3月)	3 3 2 0 6		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成17年4月)	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年4月」へ修正記述した。
3 4 0 0 0 第4章	水 門	3 4 0 0 0	第4章	水門			7.33 113 22 113 22 1140
3 4 2 0 0 第2	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	3 4 2 0 0 3 4 2 0 1	第 2 節	適用すべき舗基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の			
	基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			
3 4 2 0 2	合は監督員に確認をもとめなければならない。 建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)	3 4 2 0 2		合は監督員に確認をもとめなければならない。 建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)		-	
3 4 2 0 3	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	3 4 2 0 3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)			
3 4 2 0 4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋	3 4 2 0 4 3 4 2 0 5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋			
3 4 2 0 7	編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)	3 4 2 0 7		編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)		-	
3 4 2 0 9 3 4 2 0 10	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 建設省 機械工事施工管理基準(案) (平成11年3月)	3 4 2 0 9 3 4 2 0 10		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成17年4	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年4
3 4 2 0 11	国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成13年9月)	3 4 2 0 11		<mark>月</mark> 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成13年9月)			月」へ修正記述した。
J 7 2 0 11		3 4 2 0 11		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	*新規	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追
3 4 3 0 0 第3	工場製作工	3 4 3 0 0	第3節	工場製作工			加記述した。
	3 - 2 材料 5 . 水門塗装の材料については、下記の規定によるものとする。	3 4 3 2 0		材 料 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	*変更	他の条文との整合による修正	第5章堰の条文に準拠して「工場塗装工」へ修正
3 4 3 2 5	(1)請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負	3 4 3 2 5	3 .	請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負	~~	この水人での面口により形圧	第5章域の宗文に卒拠して・土場至表エリベ修正 記述した。
	(1) 請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、工事着手前に色見本により、監督員の確認を得なければならな		[(1)	請負看は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。まだ請負者は、工事着手前に色見本により、監督員の確認を得なければならな			
3 4 3 2 5	い。 (2) 請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは	3 4 3 2 5	(2)	い。 請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは			
3 4 3 2 5	関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。 (3)請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合	3 4 3 2 5		関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。 請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合		-	
	法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。		(3)	法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しな			
		3 4 3 2 5	(4)		*新規	他の条文との整合による追加	第5章堰の条文に準拠して追加記述した。
			<u> </u>	ない。	L	1	

		条文				条文			改訂理由等
編章節条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章	条 項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
			3 4 3	2 5		表4-4 塗料の可使時間	*新規	同上	第5章堰の条文に準拠して追加記述した。 図表 新旧表(表)P41参照
3 4 3 2 5	(4)	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造 後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過し た塗料は使用してはならない。	3 4 3	2 5	(5)	 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造 後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過し た塗料は使用してはならない。			初旧4次(4次)「牛」多流
3 4 3 4 0	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工 製作加工	3 4 3	4 0	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工 製作加工			
3 4 3 4 1	(1)	○ おります できます できます できます できます はいます できます はいます できます できます できます できます できます できます できます でき	3 4 3		(1)	職員者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「合」を追加記述した。
3 4 3 8 0 3 4 3 8 1	4 - 3 - 8	鋳造費 請負者は、橋歴板の材質については、JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)に よらなければならない。	3 4 3		4 - 3 - 8	鋳造費 請負者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地 金)によらなければならない。	*変更	他の条文とのJIS表記の整合	JISの表記を10節橋梁付属物工の条文に準拠して修正記述した。
3 4 7 0 0	第7節	網管理機上部工	3 4 7		第7節 4 - 7 - 2	納管理権上部工			
3 4 7 2 5		付付 請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前 に、材料の品質証明書を監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得 なければならない。 基層及び表層に使用するアスファルト	3 4 7	2 5	5 .	付付 請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前 に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出し、設計図書に開して 承諾を得なければならない。 基層及び表層に使用するアスファルト	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も 考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更 する。
3 4 7 2 5 3 4 7 2 5	(2)	※高級の状況に使用するアンテループラインコート及びタックコートに使用する瀝青材料なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	3 4 7			プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。			
3 4 7 11 0 3 4 7 11 1 3 4 7 11 1	4 - 7 - 11	現場継手工 請負者は、高力ポルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。 また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるよう	3 4 7 3 4 7 3 4 7	11 0 11 1 11 1	4 - 7 - 11	現場継手工 請負者は、高力ポルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。 また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるよう			
3 4 7 11 1		に、下記に示す処置を施すものとする。 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものと する。 請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、 油、泥などを清掃して取り除かなければならない。	3 4 7	11 1		に、下記に示す処置を施すものとする。 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものと する。請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、 油、泥などを消揚して取り除かなければならない。			
3 4 7 11 1	(2)	接触面を塗装する場合は、表4-4に示す条件に基づき、厚膜型無機 ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3 4 7	11 1	(2)	接触面を塗装する場合は、表4-4に示す条件に基づき、厚膜型無機 ジンクリッチペイントを使用するものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -35の「2.2.3新設塗
		表4-4 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件				表4 - 5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	変更	- 基準書の仪記	調道路橋至表・防長便覧P -3500・2.2.3新設至 装仕様」の改定により修正記述した。 図表新旧 表(表)P42参照
3 4 7 11 1		(3)接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に 関して監督員と協議しなければならない。	3 4 7	11 1		(3)接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に 関して監督員と協議しなければならない。			
3 4 7 11 4 3 4 7 11 4	4.	締付ポルト軸力については、下記の規定によるものとする。 セットのトルク計算値は 0.11 ~ 0.16に適合するものとする。	3 4 7		4.	締付ボルト軸力については、下記の規定によるものとする。 セットのトルク計算値は 0.11 ~ 0.16に適合するものとする。			
3 4 7 11 4	(2)	摩擦接合及び支圧接合のボルトを 表 4 - 5 に示す設計ボルト軸力が得	3 4 7		(2)	摩擦接合及び支圧接合のポルトを 表 4 - 5 に示す設計ポルト軸力が得			
3 4 7 11 4		られるように締付るものとする。 表4 - 5 設計ボルト軸内 (kN)	3 4 7	11 4		られるように締付るものとする。 表 4 - 6 設計ポルト軸力 (kN)	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P43参照
3 4 7 11 4		総付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。 トルシア形高力ボルトの解付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付以前に一つの製造ロットから5組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-6及び表4-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結覇等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならなしい。	3 4 7	11 4	(3)	総付がルト軸力は、設計ボルト軸かの10%増を標準とする。 トルシア形高力ボルトの節付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付以前に一つの製造ロットから5組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-6及び表4-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結議等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならない。			
3 4 7 11 4		表4-6 常温時(10 ~30)の締付けボルト軸力の平均値	3 4 7	11 4		表4 - 7 常温時(10 ~30)の締付けボルト軸力の平均値	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P44参照
3 4 7 11 4		表4-7 常温時以外の(0 ~10 、30 ~60)の締付けポルト軸 力の平均値		11 4		表4 - 8 常温時以外の(0 ~10 、30 ~60)の締付けボルト軸 力の平均値	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表)P45参照
3 4 8 0 0	第8節 4 - 8 - 2	標果現場塗装工 現場塗装工	3 4 8		第8節 4-8-2	標果現場施装工 現場塗装丁			
3 4 8 2 4	4 .	請負者は、塗装作業に八ケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して 監督員と協議しなければならない。	3 4 8		4 .	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。		基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
3 4 8 2 5		請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、3種ケレンとし、素地調整のグレードはSIS規格でSt3以上とするものとする。	3 4 8			請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。		基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -65の「5.2.1素地調整」の改定に整合させ修正記述した。
3 4 8 2 8		請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑 いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測 定結果がMaC1 00mg/m2 以上となった場合は、設計図書に関して監督 員と協議するものとする。	3 4 8	2 8	8.	請負者は、海岸地域に架設または保管されいていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、短分付着量の測定を行い、NaCIが50mg/m²lb/Lの設は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧P -57に整合させ修正記述した。
3 4 8 2 9	9 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、 設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3 4 8	2 9	9 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、 設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
3 4 8 2 9	(1)	塗布作業時の気温・湿度の制限は、表4 - 8に示すとおりとする。	3 4 8	2 9	(1)	塗装禁止条件は、表4 - 9に示すとおりとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -70の「5.2.2塗付作業、のみ字に整合させ終工記述した
3 4 8 2 9		表4-8 塗布作業時の気温・湿度の制限	3 4 8	2 9		表4-9 塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	業」の改定に整合させ修正記述した。 調道路橋塗装・防食便覧P -70の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。 図表新旧 表(表)46参照
3 4 8 2 9 3 4 8 2 9		降雨等で表面が濡れているとき。 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	3 4 8	2 9	(3)	降雨等で表面が濡れているとき。 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。			
3 4 8 2 9 3 4 8 2 9	(4)	強打の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 炎天で綱材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	3 4 8	2 9	(4)	選科の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。			
3 4 8 2 9 3 4 8 2 10		その他監督員が不適当と認めたとき。 請負者は、銅材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態 のときに塗装しなければならない。	3 4 8			 その他監督員が不適当と認めたとき。 請負者は、綱材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態 のときに塗装しなければならない。			
3 4 8 2 11	11 .	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じない ように塗装しなければならない。	3 4 8	2 11	11 .	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。
3 4 8 2 12	12 .	あうに坐来びなければなっない。 請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の <mark>底部に顔料が沈殿しないよ</mark> うにしてから使用しなければならない。	3 4 8	2 12	12 .	はいればならない。 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の <mark>塗料を均一な状態</mark> にしてか ら使用しなければならない。	*変更	基準書との整合	乗」の改定に翌日させる正記がした。 鋼道路橋塗装・防食便覧P -66の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。

編章節条項	条文 編章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	理由等根拠
3 4 8 2 15	15. 講負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ しプライマーは除くものとする。	3 4 8 2 15	15 .	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ しプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコン クリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチベイ	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P57「4.6.1保管・輸送」の改訂に整合させ追加記述した。
3 4 8 2 16 3 4 8 2 16	(1)請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作	3 4 8 2 16 3 4 8 2 16		ントを30μm塗布するものとする。 検 査 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作	*変更	誤植	他の条文に準拠して「等」を削除した。
3 4 8 2 16	成、保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するととも に、検査時に提出しなければならない。 (2) 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定 をしなければならない。	3 4 8 2 16	(2)	成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するととも に、検査時に提出しなければならない。 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測 定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
3 4 8 2 16	(3) 請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m2単位毎に 25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしな ければならない。	3 4 8 2 16	(3)	活負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500m2単位毎に 25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしな ければならない。			
3 4 8 2 16	(4)請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定 するよう配慮しなければならない。	3 4 8 2 16 3 4 8 2 16		請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定 するよう配慮しなければならない。 請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。			
3 4 8 2 16 3 4 8 2 16	(6) 議負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90% 以上とするものとする。	3 4 8 2 16 3 4 8 2 16		請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90% 以上とするものとする。			
3 4 8 2 16	以上とするものとする。 塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計	3 4 8 2 16 3 4 8 2 16		塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70% 以上とするものとする。 塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計			
3 4 8 2 16	値)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚(合計値)以上の場合は合格とするものとする。 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合	3 4 8 2 16		(値) の20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚(合 計値)以上の場合は合格とするものとする。 甲均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の 場合は2倍の測定を行い基準値を測足すれば合格とし、不合格の場合			
	場合はく日の過去を行い感学順を測定すれば合作とし、小合格の場合 は塗増し、再検査するものとする。	3 4 8 2 16	(7)	は塗増し、再検査するものとする。	*新規	現行の施工状況に合わせ修正記述した。	新規追加。塗替え塗装の場合には、検査で塗膜厚 測定は行われないため。
3 4 8 2 16	(7) 請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場 に搬入し、使用しなければならない。		(8)	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場 に搬入し、使用しなければならない。			
3 4 8 2 16	また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造 年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督員に受けなけ ればならない。 17. 記 続	3 4 8 2 16	47	また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造 年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督員に受けなけ ればならない。 記 録			
3 4 8 2 17 3 4 8 2 17	(1 -) 誤負者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とす る。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するととも に、検査時に提出しなければならない。	3 4 8 2 17 3 4 8 2 17	(1)	お 諸負者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更	誤植	他の条文に準拠して「等」を削除した。
3 4 8 2 17	(2)請負者は、最終塗装の完了後、橋休起点側(左)または終点側(右) 外桁腹板にベイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2のと おり記録しなければならない。	3 4 8 2 17		請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右) 外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4 - 2のと おり記録しなければならない。			
3 4 8 2 17	図4 - 2 第11節 横梁足場等設置工(網管理権)	3 4 8 2 17	第11節	図4-2 欄架足場等設置工(網管理情)	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P - 82「塗装記録表」の改定に整合させ修正した。 図表新旧表(図) P2参照
3 4 11 3 0	4 - 11 - 3 構築的護工 構築的競技 指象的競技 調査 11 - 3 構築的競技 調査 11 - 3 構造的 12 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -	3 4 11 3 0 3 4 11 3 1	4 - 11 - 3	現本に得る日本	*変更	誤植	誤植により、「供」へ修正記述した。
3 4 12 0 2 3 4 12 2 0	4 - 12 - 2 プレテンション桁製作工(購入工)	3 4 12 0 0 3 4 12 2 0	第12節 4 - 12 - 2	腰などを行わなければならない。 コ ンクリート管理機上修工(PC橋) ブレテンション桁製作工(購入工) 請負者は、ブレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工			
3 4 12 2 1	て製作したものを用いなければならない。	3 4 12 2 1		場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなけれ ばならない。	*変更	通達による修正	第1編 4-3-2の条文より、「認証」工場につ いて記載する。
3 4 12 3 0 3 4 12 3 2 3 4 12 3 2	4 - 12 - 3 ポストテンション桁製作工 2 . PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 (1) 横組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	3 4 12 3 0 3 4 12 3 2 3 4 12 3 2	4 - 12 - 3 2 . (1)	ポストテンション桁製作工 PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。 横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めに よって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならな	*変更	表現の統一	道路編の表現にあわせる
3 4 12 3 2	(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張売了までの機関、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。	3 4 12 3 2		定着具の支圧面をPC銅材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張売了までの期間、さびたり、損傷を受けたリルトラに保護するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「期間」へ修正記述した。
3 4 12 3 4 3 4 12 3 4	4. ブラウトの施工については、下記の規定によるものとする。(1) 請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	3 4 12 3 4 3 4 12 3 4	(1)	グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。 請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使 用しなければならない。			
3 4 12 3 4	グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを用いるものとする。 混和剤は、 ノンブリージングタイプを使用するものとする。	3 4 12 3 4		グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、それにより難い 場合は、監督員と協議しなければならない。	*変更	規格値の緩和による修正	JISの塩化物総量が緩和されたことにより、規制値を満足しなくなる可能性があるため
3 4 12 3 4 3 4 12 3 4	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	3 4 12 3 4 3 4 12 3 4 3 4 12 3 4		神画は、監管員に励識しなり代けなどの体)。 遅和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。 グラウトの材令28日における圧縮強度は、20.0N/mm2 以上とする ものとする。			
3 4 12 3 4 3 4 12 3 4 3 4 12 3 4	グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。 グラウトのプリーディング率は、0.0%以下とするものとする。 グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとす	3 4 12 3 4 3 4 12 3 4 3 4 12 3 4		グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。 グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。 グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとす			
3 4 12 3 4	性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。	3 4 12 3 4		る。 グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動 性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。			
3 4 12 3 4	(3) グラウトの施工については、ダクト内を水洗いした後、グラウト注入 時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排 出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完 てする。	3 4 12 3 4	(3)	グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとと もに、ダクトが閉塞していないことを確認する。	*変更	グラウトの施工に際しての記述を より明確にする。	ないこと、 閉塞していないこと、 水分が多い 場合はグラウト品質に影響を及ぼすことに注意す る必要があるため、それらを考慮した内容に変更
		3 4 12 3 4	(4)	グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に 影響を及ばさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くな りすぎないように管理し、ゆっくり行う。	*変更	グラウトの施工に際しての記述を より明確にする。	する.

				条文						条文			改訂理由等
編章	節	条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編	章(包	条	項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
3 4	12	3 4	(4)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないよ	3	4 1:	2 3	4	(5)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないよ			
3 4	12	3 4	(5	うに空気孔を設けるものとする。 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少な	3	4 1:	2 3	4	(6)	うに空気孔を設けるものとする。 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少な			
		Ĭ.		くとも5日間、5 以上に保ち、凍結することのないように行うもの とする。					(0)	くとも5日間、5 以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。			
3 4	12	3 4	(6)	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早	3	4 1:	2 3	4	(7)	署中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早			
				な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書 に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの						な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書 に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの			
				温度は35 を越えてはならない。						温度は35 を越えてはならない。			
3 4			4 - 12 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。			2 5		4 - 12 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工 プロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。		-	
					-								
3 4	12	5 2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエ ポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上	3	4 1:	2 5	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエー*3 ポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上	変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P47参照
				で、かつ、表4-9に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則と						で、かつ、表4-10に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則と			
				して製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外						して製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外			
				の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法とし ては JSCE - H101 - 2001 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系						の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法とし ては JSCE - H101 - 2001 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系			
				接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)によるものとする。						接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)によるものとする。			
3 4	12	5 2		表4-9 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3	4 1:	2 5	2		表 4 - 10 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準 *3	変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P47参照
		0 0		横梁付属物工(コンクリート管理権)			4 0		第14節	開架付属物工(コンクリート管理情)			
		8 0		銘板工 請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳物用銅合			4 8		4 - 14 - 8	銘板工 銘板工の施工については、第3編4‐10‐8銘板工の規定によるもの *3	変更	他編の条文と表記を整合	河川編3編4-10-8と整合をとり修正記述した。
				金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図4 - 4によらなければな			. "			eta.	~~	I SAN ON CHARGE EL	717 Marian II OCEE E C 7 PSEEDE OIC.
3 4				多ない。 図4-4	-					**	変更	他編の条文と表記を整合	引用文へ修正のため削除した。
3 4				材料			6 0		第16節 4 - 16 - 2	材料			
		2 3		請負者は、設計図書により排水性舗装用混合物の配合設計を行わなけ			6 2		3 .	請負者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を「**	変更	基準書の改訂	基準書の改訂 (舗装施工便覧 P.117) により修
		ı		ればならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。						行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファル ト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。			正記述した。
		6 5	4 - 16 - 6	半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第8章8-3-8		4 1	6 6		4 - 16 - 6	半たわみ性舗装工 半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-1半 *2	変更	基準書の改訂	舗装施工便覧が改定されたため引用する章番号を
				半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧 第5章及び第6章 路盤の旅工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説						たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧 第5章及び第6章 路盤の施工 及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章			変更した。また、ブラント再生舗装技術指針が舗 装再生便覧として改定され修正記述した。
				第10章10 - 3 - 7施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施						10-3-7施工の規定、舗装再生便覧第2章2-7施工の規定によるも			アスファルト舗装工事共通仕様書解説の名称を修
		1		工及び基層・表層の施工の規定によるものとする。	1 1		İ			のとする。			正。 「・同解説」 「解説」
		7 4		排水性舗装工			6 7		4 - 16 - 7	非水性舗装工			
3 4	16	7 2	2	. 排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第8章8-3-6排水性舗装工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の	3	4 1	6 7	2	2 .	請負者は、排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポー *2 ラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する	変更	基準書の改訂	基準書の改訂 (舗装施工便覧 P.117) により修 正記述した。
				施工の規定、排水性舗装技術指針(案)の第5章施工の規定によるものとする。						舗装の規定、舗装再生便覧2-7施工の規定によるものとする。			
3 4	16	7 3	3	排水性混合物に用いるパインダー (アスファルト)は高粘度改質アス	3	4 1	6 7	3	3 .	ポーラスアスファルト混合物に用いるパインダ (アスファルト)はポー*3	変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P117の「第7章ボーラスアスファルト混合物
				ファルトとし、表4 - 10の標準的性状を満足するものでなければならない。						リマー改質アスファルトH型とし、表4 - 11の標準的性状を満足するものでなければならない。			の施工」の改定により修正記述した。
3 4	16	7 3		表4-10 高粘度改質アスファルトの標準的性状	3	4 1	6 7	3			変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P21の「3-3-27スファルト表層・基層用素
													材」の改定により修正記述した。 図表新旧表 (表)P48参照
3 4	16	7 4	4	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳 剤を使用することとし、表4 - 11の標準的性状を満足するものでなけ	3	4 1	6 7	4	4 .	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳 *3 剤 (P K R - T) を使用することとし、表 4 - 12の標準的性状を満足	変更	基準書との整合	新しい表2 - 2のゴム入りアスファルト乳剤が分かりにくいため、補足した
	Ш			ればならない。			1	Ш		するものでなければならない。	÷=	H 201-25 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	
3 4	16	1 4		表4-11 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	3	4 1	6 7	4		表4-12 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 *3	変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P25の「3-3-2Pスファルト表層・基層用素 材」の改定により修正記述した。 図表新旧表
3 4	16	7 5	5	排水性舗装用混合物の配合は表 4 - 12を標準とし、表 4 - 13に示す目	3	4 1	6 7	5		ポーラスアスファルト混合物の配合は表4 - 13を標準とし、表4 - 14 **	変更	基準書の改訂	(表)P49参照 舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正し
	1 1			標値を満足するように決定する。	Ľ					に示す目標値を満足するように決定する。			た。
3 4	16	7 5		なお、排水性混合物の配合設計は、排水性舗装技術指針(案)による。排水性舗装技術指針(案)第4章4-3室内設計アスファルト量	3	4 1	6 7	5		なお、 <mark>ポーラスアスファルト</mark> 混合物の配合設計は、 <mark>舗装設計施工指</mark> *2 針、舗装施工便覧に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試	変更	基準書の改訂	排水性舗装技術指針(案)が廃刊になり、舗装設計施工指針及び舗装施工便覧を基準とした。
				の設定に従い最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、 透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を	1		1			験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試			
				決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプ						験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこ れまでに実績(過去1年以内にブラントから生産され使用した)が			
				ラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまで の実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場						ある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配			
				合に限り、配合設計を省略することが出来る。						合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略す ることが出来る。			
3 4	16	7 5		表4-12 排水性混合物の標準的な粒度範囲	3	4 1	6 7	5		表 4 - 13 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 *3	変更	表番・名称の変更	舗装施工便覧P119および21の「第7章ボーラスアスファル
	-	"		The second to the last of the second		1.		-		2 The second sec			ト混合物の施工」の改定により名称を修正記述した。また、表4-4の追加に伴い、表番について修
	Ш						\perp					<u></u>	正記述した。 図表新旧表(表)P50参照
3 4		7 5		表4-13 排水性混合物の目標値 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合でき			6 7		6	表4 - <mark>14 ポーラスアスファルト</mark> 混合物の目標値 * <u>*</u> 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合でき * <u>?</u>	変更 変更	表番・名称の変更基準書の改訂	同上 図表新旧表(表)P51参照 基準書の改訂(舗装施工便覧 P.117)により修
	"			る時間とする。排水性混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアス		1"			٠.	る時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多い	~		正記述した。
				ファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が 難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には						ため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすい など温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるた め、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければなら			
				十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。						め、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければなら ない。			
3 4	16	7 7	7	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	3	4 1	6 7	7	7 .	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。			

		条文			条文			改訂理由等
Part	編章節条項	編章節条 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
### 1	3 4 16 7 7	装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れちが認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)	3 4 16 7 7		装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、南水の港送防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)			
Mill		度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。			度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。			
1		を行い、敷均した <mark>排水性</mark> 混合物を締固め、相互に密着させるものとす る。また、摺り付け部の施工にあたっては、 <mark>排水性</mark> 混合物が飛散しな	3 4 16 7 7		を行い、 敷切したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、 摺り付け部の施工にあたっては、 ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。
1	3 4 16 8 8			4 - 16 - 8	透水性舗装工 透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアス	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正し
1		水性舗装、第3編2 - 6 - 5アスファルト舗装工の規定によるものとする。			 ファルト舗装工、第3編2-6-5アスファルト舗装工の規定によるも 	~~	I 1 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	t.
4 10 10 2	3 4 16 8 2	2 . <mark>透水性舗装用</mark> 混合物の配合は表 4 - 14を標準とし、表 4 - 15に示す目 - 振値を満足するように決定する	3 4 16 8 2	2 .	ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-15を標準とし、表4-16	*変更	基準書の改訂	同上
2 4 16 2	3 4 16 8 2	なお、透水性混合物の配合設計は、排水性腫炭技術指針(楽)による。排水性腫炭技術指針(楽)第4章4-3室内設計アスファルト量の設定に従い騒盪週アスファルト量を設定後、マーシャルを定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績に過去1年以内にブラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計画とついて整備量が承諾した場の実績または定期試験による配合設計書について整備量が承諾した場	3 4 16 8 2		なお、ボーラスアスファルト沼会物の配合設計は、舗装投設計施工指 計・舗装施工便製に従い、無適アスファルト量を設定後、密度試 験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試 財政・マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試 れまでに実績(過去1年以内にブラントから生産され使用した)が ある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配 合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を当時づ	*変更	基準書の改訂	排水性舗装技術指針(業)が廃刊になり、舗装設 計施工指針及び舗装施工便覧を基準とした。
4 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18	3 4 16 8 2	表4 - 14 透水性混合物の標準的な粒度範囲	3 4 16 8 2		表 4 - 15 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	*変更	表番・名称の変更	た。また表の追加に伴い、表番について修正し
1						*変更	表番・名称の変更	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正し た。また表の追加に伴い、表番について修正し
3 4 16 9 6 1		 請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害 物を除去しなければならない。なお、基盤が銅床版の場合は、原則と 		<u>4 - 16 - 9</u> 1 .	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害 物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則と	*変更	基準書の改訂	用語の変更(塗装・防食便覧)
3 4 16 9 6 6 特種物の差極にあたっては、以下の各規定によるは打ればるない。 3 4 18 9 6 6 日本報報の差極にあたっては、以下の各規定によるは打ればるない。	3 4 16 9 5	5. グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第8章8	3 4 16 9 5	5 .	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に伴い、引用する章番号を変
5611 5611	3 4 16 9 6		3 4 16 9 6	6 .				C OIC.
3 4 16 9 6 (2) 接着所の原格は名・16、表も・17を満足するものでなければならな 1 16 9 6 (2) 接着所の原格は表も・17、表も・18を満足するものでなければならな 1 11 12 13 14 16 9 6 (2) 接着所の原格は異なり、17、表も・18を満足するものではればならな 1 14 15 9 6 (3) 14 16 9 6 (4) 15 15 15 15 15 15 15 1	3 4 16 9 6		3 4 16 9 6	(1)		*変更	基準書の改訂	
2	3 4 16 9 6		3 4 16 9 6	(2)				の施工」の改定により修正記述した。
2	3 4 16 9 6	い。 寿 4 - 16 接着剤の排格細床版用	3 4 16 9 6		い。 表 4 - 17 接着剤の規格細床版用	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P208の「9-4-2ケースアスファルト」ので文定
2 1 1 2 3 4 1 5 6 6 8 3 3 3 4 1 6 9 6 8 7 - 7 7 7 7 7 1 ト 日 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								により、材料名を修正記述した。 表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P54参照
で、まず、0.2 m2の動合できらのないように一層に対象制を達むしたければならない。 この番目の動物で達やしなければならない。 この番目の動物で達やしなければならない。 この番目の動物で達から表現通りとする。 このまたのは、この番目の重要がある。 この番目の重要がある。 この書きらいまする。 この書きる。 この書きらいまする。 この書きる。 この書きらいまする。 この書きる。 この書きらいまする。 この書きる。 この書きらいまする。 この書きる。 この書きらいまする。 この書きる。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もいまする。 この書もい	3 4 16 9 6		3 4 16 9 6					表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P55参照
3 4 16 9 8 8 . グースアスファルトの示抗合法、以下の各規定によるものとする。 3 4 16 9 8 8 . グースアスファルトの示抗合法、以下の各規定によるものとする。 3 4 16 9 8 (1) 骨材の標準和度範囲は表4・16に適合するものとする。 3 4 16 9 8 (1) 骨材の標準和度範囲は表4・16に適合するものとする。 3 4 16 9 8 表4・19 骨材の標準和度範囲を開催しま4・19に適合するものとする。 ※要更表面の修正表4・10に適合するものとする。 表4・10 骨材の標準和度範囲を開催しま4・19に適合するものとする。 ※要更表面の修正表4・40適加に伴い、表番について検正記述した。図表面は表4・20に適合するものとする。 ※表4・19 骨材の構準和度範囲を開催を発生の適力に伴い、表番について検正記述した。図表面は表4・20に適合するものとする。 ※要更表面の修正表4・40適加に伴い、表番について検正記述した。図表面は表4・20を確すアスファルト量の規格は表4・20に適合するものとする。 ※表型の検証表4・20に適合するものとする。 ※要更表面の修正表4・40適加に伴い、表番について検正記述した。図表面は表4・20を確すアスファルトを担合しまならない。 ※表型の検証を対しまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	3 4 16 9 6	て、まず、0.2L/m2の割合でむらのないように一様に接着剤を塗布しなければならない。この層を約3時間乾燥させた後、再びその上に同じ	3 4 16 9 6	(3)	て、0.3~0.4 /n2の割合で塗布しなければならない、塗布は、網床版 面にハケ・ローラーパケ等を用いて、0.15~0.2 /mの割合で1層を塗布 し、その層を約 3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2	*変更	基準書の整合	することは舗装施工便覧における規定通りとする。 ・1度塗りとするか、2度塗りとするかについて は、技術基準での規定は無いが、2度塗りを基本
3 4 16 9 8 表4 - 18 骨材の標準粒度範囲 3 4 16 9 8 表4 - 19 標準アスファルト量の規格往表4 - 19に適合するものとする。 3 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表4 - 20に適合するものとする。 表4 - 40 追加に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表で表)FS6参照 3 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表4 - 20 標準アスファルト量の規格は表4 - 20 標準アスファルト量の規格は表4 - 20 標準アスファルト量の表との規格は表4 - 20 標準アスファルト量の表とについては、以下の各規定によらなければならない。 表4 - 40 追加に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表)FS6参照 3 4 16 9 9 9 . 設計アスファルト混合物は表4 - 20 極準値を満足 があるものでなければならない。 3 4 16 9 9 9 . 設計アスファルト混合物は表4 - 21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物 であるのでなければならない。 表4 - 20 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルト活のの基準値を満足 がある場所は表4 - 21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト活のが多速度は、その基準値を満足 がよる場合のでは対はならない。 表4 - 20 アスファルト通覧により、「4 - 16 - 9」 「	3 4 16 9 8	8. グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。	3 4 16 9 8	8 .	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。			(). SOMEOTIBLE SAFE CONTROL OF SAFE CONTROL O
3 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表 4・19に適合するものとする。 3 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表 4・20に適合するものとする。 本 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表 4・20に適合するものとする。 本 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表 4・20に適合するものとする。 本 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の規格は表 4・20 標準アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。 本 4 16 9 8 (2) 標準アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。 表 4 20 標準アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。 表 4 20 標準アスファルト混合物は表 4・21の基準値を満足するものではかければならない。 表 4 16 9 9 9 9・設計アスファルト混合物は表 4・21の基準値を満足するものではかければならない。 表 4 16 9 9 9 9・設計アスファルト混合物は表 4・21の基準値を満足するものではかければならない。 表 4 20 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 4・21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 4・21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおけるが表には、骨材料度または、アスファルトプラントにおけるだっない。 表 4 16 9 10 10・現場配合については、議会者は議談に失いって本稿 4・16・9 グースで表し、その混合物で実際に使用する混合所で表強し、その混合物で活動が正確がはない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材料度または、アスファルトプラントにおける経準値としない場合には、骨材料度または、アスファルトプラントにおける経準値としない場合には、骨材料度または、アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 4・21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルトプラントにおける標準加熱温度は表 4・22 アスファルトプラントにおける標準加熱温度は表 4・22 アスファルトプラントにおける標準が表 4・22 アスファルトプラントにおける標準アスプロストプラントでは、表 4・22 アスファルトプラントでは、表 4・22 アスファ		(1) 骨材の標準粒度範囲は表4 - 18に適合するものとする。		(1)	骨材の標準粒度範囲は表4 - 19に適合するものとする。	*亦事	主要の終工	まれる食物に伴い、主要について使ごか!
3 4 16 9 8 表4 -19 標準アスファルト量 3 4 16 9 8 表4 -20 標準アスファルト量 変更 表番の修正 表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表) PS7参照 3 4 16 9 9 9 10 1 万元配合されたゲースアスファルト混合物は表4 -20の基準値を満足するものでなければならない。 3 4 16 9 9 (1) 示方配合されたゲースアスファルト混合物は表4 -21の基準値を満足するものでなければならない。 3 4 16 9 9 (1) 示方配合されたゲースアスファルト混合物は表4 -21の基準値を満足するものでなければならない。 表4 -20 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表4 -21の基準値を満足するものでなければならない。 表4 -20 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表4 -21の基準値を満足するものでなければならない。 表4 -20 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物でなりればならない。 表4 -21 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物でなりればならない。 表4 -20 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物でなりればならない。 表4 -20 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物でなりればならない。 表4 -20 アスファルト通行のでよりればならない。 表4 -20 アスファルト通行の混合物で実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、質人量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には合け、育材、収度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合が足しを行わなければならない。 3 4 16 9 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11 11 混合物の製造にあたっては、以下の各規定はより、「4-16-3」へ修正記述した。表4 -22 アスアルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表4 -22 アスアルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおける標準加熱温度は表4 -22 アスアルトプラントにおける様本加熱温度は表4 -22 アスアルトプラントにおける標準加熱温度 表4 -40 追加に伴い、表番について修正記述し 3 4 16 9 11 表4 -22 不列アルトプラントにおけるゲースアスアルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスアルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおける様本のとする。表4 -22 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントで記述を表4 -22 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト						^发更 	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P56参照
ならない。	3 4 16 9 8	表 4 - 19 標準アスファルト量	3 4 16 9 8		表 4 - 20 標準アスファルト量	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。 図表新旧表(表)P57参照
するものでなければならない。	3 4 16 9 9	ならない。			ならない。			
3 4 16 9 9 表4-20 アスファルトブラントにおけるグースアスファルト混合物 の基準値 3 4 16 9 9 表4-20 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物 の基準値 変更 表番の修正 表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し の基準値 の基準値 の基準値 の基準値 の基準値 の基準値 の基準値 の基準値	3 4 16 9 9	(1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 4 - 20の基準値を満足 するものでなければならない。	3 4 16 9 9	(1)	示方配合されたグースアスファルト混合物は表4-21の基準値を満足するものでなければならない。			
3 4 16 9 10 現境配合については、議負者は舗設に先立って本稿2 - 3・8 グース 3 4 16 9 10 10. 現境配合については、議負者は舗設に先立って本稿2 - 3・8 グース 2 9 10 10. 現場配合については、議負者は舗設に先立って本稿2 - 3・8 グース 2 9 10 10. 別場配合については、議負者は舗設に先立って本稿4 - 16・9 9 グース 変更 製植 3 4 16 9 11 11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 3 4 16 9 11 11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。 2 7スファルト受力ントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表4 - 20を満足するものとする。 表4 - 20を満足するものとする。 表4 - 20を満足するものとする。 表4 - 20を満足するものとする。 表4 - 20 アスファルトプラントにおける様準加熱温度 表4 - 20 アスファルトプラントにおける様準加熱温度 表4 - 4の適加に伴い、表質について修正記述し	3 4 16 9 9	表4-20 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物	3 4 16 9 9		表4-21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。 図末新旧素 (素) P58条照
3 4 16 9 11 (1) アスファルトブラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22を満足するものとする。 表4 - 22 アスファルトブラントにおける標準加熱温度 変更 表番の修正 表4 - 4の適加に伴い、表番について修正記述し	3 4 16 9 10	10. 現場配合については、請負者は舗設に先立って本編2-3-8ダース アスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に 使用する混合所で製造し、その混合物で活動性試験、質分量試験等を	3 4 16 9 10	10 .	現場配合については、請負者は舗設に先立って本編4-16-9グース アスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に 使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、電入量試験等を	*変更	誤植	
表4 - 21を満足するものとする。	3 4 16 9 11	11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3 4 16 9 11	11 .	混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
3 4 16 9 11 表4 - 21 アスファルトブラントにおける標準加熱温度 3 4 16 9 11 表4 - 22 アスファルトブラントにおける標準加熱温度 **変更 表番の修正 表4-4の適加に伴い、表番について修正記述し	3 4 16 9 11		3 4 16 9 11	(1)				
	3 4 16 9 11		3 4 16 9 11			*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述し た。 図表新旧表(表)P59参照

	編 章 節 条 項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等
								LAK-EH	TICIA
The content of the									
	3 4 16 9 12	(4)	請負者は、気温が5 以下のときに施工してはならない。	3 4 16 9 12	(4)	請負者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を 除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。	*変更	他編と整合	他編のAs舗装工と整合を図り、1編2-6-6を参考 に追記
	3 4 16 9 13	13 .	目地工の施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3 4 16 9 13	13 .				
	3 4 16 9 13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4-22の	3 4 16 9 13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4-22の			
1	3 4 16 9 13		規格を満足するものでなければならない。 表4 - 22 日地材の規格	3 4 16 9 13		規格を満足するものでなければならない。 麦4-23 日地材の担格	*亦审	表番の修正	表4-4の追加に伴い 表番について修正記述し
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 4 16 9 13	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3L/m2、構造物側面に対 しては0.2L/m2、成型目地材面に対しては0.3L/m2とする。	3 4 16 9 13	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 /m2、構造物側面に対しては0.2 /m2、成型目地材面に対しては0.3 /m2とする。	*変更	表記の変更	
		4 - 16 - 10			4 - 16 - 10	コンクリート舗装工			
No. No. No.			ト舗装工の規定によるものとする。	3 4 10 10 1					
□ 1 1 1 2 2 3 3 3 4 4 5 5 3 3 4 4 5 5 5 4 4 5 5 5	3 4 16 10 2	2 .	アスファルト中間層施工後3L/m2程度の石粉(石粉:水=1:1)を 散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。				*削除	基準書の改訂	舗装施工便覧と性をとり削除した(記述が無い)。
1									
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 4 16 10 3	3 .	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計 図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3 4 16 10 2	2 .	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計 図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
V V V V V V V V V V	3 4 16 10 4	4.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	3 4 16 10 3	3.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。			
1		5.	を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。		4.	を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。			
3 4 1 7 7 1 1 1 1 1 1 1	3 4 16 10 6	6.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使 用するものとする。	3 4 16 10 5	5 .	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。			
2 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3 4 16 10 7	7 .	横収縮目地及び縦目地は、カッター目地とし、横収縮目地は30mに1	3 4 16 10 6	6.	横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は30mに1箇	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P160の「8-4-7目地の施工」と整合
3 3 2 0 0 5 2 0 0 5 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3 5 0 0 0	第5章	堰	3 5 0 0 0	第5章	類			をとり修正記座した。
2 2 2 1 1 1 1 1 1 1	3 5 3 0 0		工場製作工	3 5 3 0 0		工場製作工			
Registration		1.	請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなけれ	3 5 3 2 1	3 - 3 - 2	堰の材料については、第3編4-3-2材料の規定によるものとす	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の材料については、4章水門4-3-2
1						6.			の土場製作工の材料と同一余文のため、4-3-2材料を引用する。
Registration	3 5 3 2 1		ものとする。				* 6182	前音を引用のため 削除	同ト
************************************	3 3 3 2 1		最高 2 枚まで) を現物立会による目視及びリングマーク照合のうえ、				HINT	前草を引用のため、前原	IO I
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			機械試験立会のみを実施することとし、引法その他の数値については 全てミルシート等による確認をしなければならない。						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			/ 40 Ut 12 ii → \				- 2018		
Registration Part	3 5 3 2 1		(規格グループ) 第一グループ: SS400、SM400A、SM400B、SM400C(以上4規格)						同上
1	3 5 3 2 1		第二グループ: SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、 SM520B、SM520C(以上7規格)				*削除	同上	同上
3 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0			第三グループ: SM570Q (以上 1 規格)						
1	3 5 3 2 1		代表的な鋼板以外は、全てミルシートによる貝数照合、数値確認とする。				*削除	同上	同上
5 5 7 5 5 5 5 5 5 5			立会による材料確認結果を監督員に提出するものとする。						
5 5 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1		۷.	らない。						
Riverhate Satis			表5-1 溶接材料区分 語角者は 耐候性細材を溶接する場合は 耐候性細材用の溶接材料を				1331/31		
1			用いなければならない。						
3 5 3 2 2 (1) 計解性調解を指揮する場合	3 5 3 2 2		なお、彼復アーク浴接で施上する場合で次の項目に該当する場合は、 低水素継溶接棒を使用するものとする。				^削除	同上	同上
別している 別し		(1)	耐候性鋼材を溶接する場合						
3 5 3 2 3 表 5 2 7 清極整機の温度と時間 *制除 月上 日上 図表所日表(表) PG2参照 3 5 3 2 4 ・ 請負担 サブマ・ジア・ク溶接に用もフラックスを表 5 3に 従って配機させばればならない。 ・ 制除 月上 日上 図表所日表(表) PG2参照 3 5 3 2 4 ・ 表 5 3 プラックスの配機の温度と時間 * 削除 月上 日上 図表所日表(表) PG2参照 3 5 3 2 5 ・ 1 理算室工の材料については、下記の規定によるものとする。 ・ 制除 月上 日上 日上 3 5 3 2 5 ・ 1 調負額は、別に適合した要はの連絡を得なければならない。 ・ 制除 月上 日上 3 5 3 2 5 ・ (2) 請負額は、別に適合した理解を得なければならない。 ・ 制除 月上 日上 3 5 3 2 5 ・ (2) 請負額は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合部合、混合 、混合金料の状態、使用時間等について使用塗料の仕機を遵守しなければならない。 ・ 制除 月上 日上 3 5 3 2 5 ・ (4) 請負額は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合部合、混合の際の混合部合、混合 、混合金料の状態、使用時間等について使用塗料の仕機を遵守しなければならない。 ・ 関係 同上 同上 3 5 3 6 7 3 6	3 5 3 2 3		請負者は、被覆アーク溶接棒を表5.2に従って乾燥させなければな						
接って乾燥させなければならない。 接って乾燥させなければならない。 日本 投って乾燥させなければならない。 日本 投って乾燥させなければならない。 日本 投って乾燥させなければならない。 日本 投って乾燥させなければならない。 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	3 5 3 2 3		ちない。 表5-2 溶接棒乾燥の温度と時間				*削除	同上	同上 図表新旧表(表)P62参照
表5 - 3		4 .	請負者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表5 - 3 に						
日本	3 5 3 2 4								図表新旧表(表)P63参照
者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事年前に色見本について、監督の確認を得なければならない。 3 5 3 2 5 (2) 議負者は、塗料を重射日光を受けない場所に保管しなければならない。 3 5 3 2 5 (3) 議負者は、多及型塗料を使用する場合、混合の際の混合創会、混合、次の機能の使用でしいて使用塗料の仕様を遵守しなければならない。 3 5 3 2 5 (4) 議負者は、多及型塗料を使用する場合、混合の際の混合創会、混合、次ので混合が上でした。		5.	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。 請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また諸負						同上 同上
3 5 3 2 5 (2) 議員者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。		()	者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本						
法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しな	3 5 3 2 5	(2)					*削除	同上	同上
法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しな	3 5 3 2 5	(3)	い。 請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合				*削除	同上	同上
3 5 3 2 5 表5 - 4 塗料の発成時間・可使時間 可除 同上 同上 図表新旧表(表) P64参照 同上 同上 図表新旧表(表) P64参照 同上 同上 図表新旧表(表) P64参照 同上 同上 同上 図表新旧表(表) P64参照 同上 同上 日上 図表新旧表(表) P64参照 日上 図本		(3)	法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しな						
3 5 3 2 6 (4) 請負者は、塗料の有効期限を、ジングリッチペイントの亜鉛粉末製造 後 1月以内、その他の塗料は製造後12月月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 同上 3 5 3 6 0 0 5 - 3 - 6 網製件縮継手製作工 3 5 3 6 0 1 1 . 製作加工 3 5 3 6 1 3 5 3 6 1 1 . 製作加工 第製件縮継手製作工については、第3編4 - 3 - 4編製件縮継手製作工については、第3編4 - 3 - 4編製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工については、第3編4 - 3 - 4編製件縮継手製作工については、4億水門4-3-4の工場製作工の開製件縮継手製作工の開業を引用のため、4-3-4編製件縮継手製作工の規定によるものとする。 前章を引用のため、削除 前章を引用のため、削除 3 5 3 6 1 (2) 議員者は、フェースプレートのフィンガーは、せい合い等間隔不良を設けられて、手が出しるので注意するものとする。 「削除 同上 「削除 同上 同上			表5-4 塗料の熟成時間・可使時間						
3 5 3 6 0 5 - 3 - 6 調製伸縮維手製作工 3 5 3 6 0 5 - 3 - 6 調製伸縮維手製作工 3 5 3 6 0 5 - 3 - 6 調製伸縮維手製作工 第数伸縮維手製作工 3 5 3 6 0 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 2 3 5 3 6 1 1 3 5 3 6 1<	3 5 3 2 5	(4)	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造 後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過し				*削除	同上	
3 5 3 6 1 1 . 製作加工 3 5 3 6 1 1 . 製作加工 3 5 3 6 1 調製伸縮線乗製作工については、第3編4-3-4編製伸縮線乗製作工については、第3編4-3-4編製伸縮線乗製作工については、第3編4-3-4編製件面が開発する。 ** ** ** 第章を引用 地の工場製作工の制設伸縮線手製作工については、第3編4-3-4編製作工の制置性が提手製作工と同一条文のため、4-3-4編製伸縮線乗製作工と同一条文のため、4-3-4編製伸縮線乗製作工と同一条文のため、4-3-4編製伸縮線乗製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮線維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条公司とめ、削除ではと同一を引用する。 ** ** 前章を引用 地の工場を引用のため、利除ではと同一を引用したのとする。 ** ** 前章を引用 地の工場を記述すると、4-3-4編製件が経維手製作工と同一を引用したのより、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一を引用したのより、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一を引用したのより、4-3-4編製件縮維維手製作工と同一を引用したのよりには同一を引用したのよりには、第3編4-3-4編製件縮維維手製作工と同一条文のため、4-3-4編製件縮維維手製作工と同じまする。 ** ** ** ** *	2 5 2 6 2	- 3 6	た塗料は使用してはならない。	2 5 2 6 2	F 3 6	(国連1/十/中/4/11 年1/十一丁			
作工と同一条文のため、4-3-4調製伸縮艇手製作 Tを引用する。	3 5 3 6 1			3 5 3 6 1	5 - 5 - 0	鋼製伸縮継手製作工については、第3編4-3-4鋼製伸縮継手製作	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の鋼製伸縮継手製作工について
Tellata						工の規定によるものとする。			は、4章水門4-3-4の工場製作工の鋼製伸縮継手製作工と同一条文のため、4-3-4鋼製伸縮継手製作
3 5 3 6 1 (2) 請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間	3 5 3 6 1	(1)	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去し				*削除	前章を引用のため、削除	丁を引用する。 同上
3 5 3 6 1 (2) 議負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を 避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間		(1)	なければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け						
運げるため、一版切りとしなければならない。二度切りの場合には間 隔を10m程度を対するものとする。	3 5 3 6 1	(2)	注色字は フェーフプレートのフィンボーは サバクロ学館原文点を				*削除	同上	同上
			避けったの、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間 隔を10mm程度あけるものとする。						

編章節条項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	T理由等 根拠
3 5 3 6 1		請負者は、アンカーパーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋				*削除	同上	同上
3 5 3 6 1	(4)	は工場でリブに溶接しておかなければならない。 請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損 傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 6 2	2 .	傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。 ボルト・ナットの施工については、第3編2-3-14桁製作工の規定				*削除	同上	同上
3 5 3 7 0		によるものとする。 落橋防止装置製作工	3 5 3 7 0	5 - 3 - 7	落橋防止装置製作工	-		
3 5 3 7 1	1.	一月	3 5 3 7 1		落橋防止装置製作工については、第3編4-3-5落橋防止装置製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の落橋防止装置製作工について は、4章水門4-3-5の工場製作工の落橋防止装置製 作工と同一条文のため、4-3-5落橋防止装置製作 工を引用する。
3 5 3 7 1		PC鋼材による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。				*削除	前章を引用のため、削除	同上
3 5 3 7 1		請負者は、PC鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらければならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 7 2	2 .	ボルト・ナットの施工については、第3編2 - 3 - 14桁製作工の規定 によるものとする。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 0 3 5 3 10 1	1.	橋梁用防護欄製作工 製作加工	3 5 3 10 0 3 5 3 10 1	5 - 3 - 10	橋梁用防護柵製作工 橋梁用防護柵製作工については、第3編4-3-7橋梁用防護柵製作 工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の橋梁用防護柵製作工については、4章水門4-3-7の工場製作工の橋梁用防護柵製作工との標準の表文のため、4-3-7橋梁用防護柵製作工を引用する。
3 5 3 10 1	(1)	亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合 請負者は、ピーム、パイブ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛 めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。				*削除	前章を引用のため、削除 同上	同上 同上
		めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。						
3 5 3 10 1		この場合、請負者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		請負者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z 27の275g/m2 (両面付着量) 以上とする。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		その場合請負者は、耐蝕性が前途以上であることを確認しなければならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		つるが。 請負者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕 上げ塗装をしなければならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		請負者は、ビーム、パイプ、プラケット、パドル、支柱及びその他の 部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなけれ ばならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		請負者は、亜鉛の付着量をビーム、バイブ、ブラケット、パドル、支 柱の場合J18 H841 (溶融率配めっき) 2 種の (HDZ55) の550g/m2 (片面の付着量)以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合 は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m2 (片面の付着量)以上としなけれ ばならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 1		請負者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが 可能な形状と判断できる場合は、 のその他の部材の場合を適用しな ければならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 2 3 5 3 10 2	2.	ボルト・ナット 請負者は、ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条 1 項の製				*削除	同上 同上	同上 同上
		作加工(1)塗装仕上げをする場合の規定によらなければならない。 ただし、ステンレス性のポルト・ナットの場合は、無処理とするもの とする。						
3 5 3 10 2	(2)	請負者は、ポルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条 1 項の製作加工(2)亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によらなけれ ばならない。				*削除	同上	同上
3 5 3 10 3	3 . 5 - 3 - 11	アンカーボルトについては、本条 2 項ボルト・ナットの規定によるものとする。 鋳造費	3 5 3 11 0	5 - 3 - 11	鋳造費	*削除	同上	同上
3 5 3 11 3		請負者は、橋歴板の材質については、JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)によらなければならない。	3 5 3 11 3		鋳造費については、第3編4-3-8鋳造費の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の鋳造費については、4章水門4- 3-8の工場製作工の鋳造費と同一条文のため、4- 3-8鋳造費を引用する。
3 5 3 12 0 3 5 3 12 2	5 - 3 - 12	アンカーフレーム製作工 請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 5 - 5 によらなければならない。	3 5 3 12 0 3 5 3 12 2	5 - 3 - 12 2 .	アンカーフレーム製作工 請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ビッチ及び精度は、表5-1 によらなければならない。	*変更	表番の修正	表の削除に伴い表番を修正した。
3 5 3 12 2 3 5 3 13 0		表5 - 5 ねじの種類、ピッチ及び精度 仮設材製作工	3 5 3 12 2 3 5 3 13 0	5 - 3 - 13	表5 - 1 ねじの種類、ピッチ及び精度 仮設材製作工	*変更	表番の修正	同上 図表新旧表(表)P65参照
3 5 3 13 2		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	3 5 3 13 2		仮設材製作工については、第3編4-3-9仮設材製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の仮設材製作工については、4章 水門4-3-9の工場製作工の仮設材製作工と同一条 文のため、4-3-9仮設材製作工を引用する。
3 5 4 0 0 3 5 4 8 0	第4節 5 - 4 - 8	可動埋本体工 床版工	3 5 4 0 0 3 5 4 8 0	第4節 5-4-8	可動塩本体工 床版工			
3 5 4 8 1	1.	請負者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。 しい。	3 5 4 8 1		床版工の施工については、第3編4-4-7床版工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の可動堰本体工の床版工の施工については、4 章水門4-4-7の水門本体工の床版工と同一条文の ため、4-4-7床版工を引用する。
3 5 4 8 2	2 .	請負者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1プロックを打ち 継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの 打設方法は層打ちとしなければならない。				*削除	前章を引用	同上
3 5 4 8 3	3 .	議負者は、埋設される鎮橋造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本 体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鎮橋 造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によっ て移動しないように銀付架台、全保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすれように、 形綱等の組合せ部に空気溜 りが生じないようにしなければならない。				*削除	前章を引用	同上
3 5 4 8 3		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱 抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体 (一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原 則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければ ならない。				*削除	前章を引用	同上

編章節条項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節	条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等	根拠
3 5 4 8 4	4	議員表付 押設編構造物圏辺のコンクリートけ 研究の強度 付差					*削除	前章を引用	同上	
		請負者は、埋設網構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。					13376	B2+ & JIII	1-5 44	
3 5 4 9 4 3 5 4 9 1	5 - 4 - 9	堰柱工 請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確 保しなければならない。	3 5 4	9 0	5 - 4 - 9	堰柱工 堰柱工については、第3編4-4-8堰柱工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の可動堰本体工の地 4-4-8の水門本体工の 4-4-8堰柱工を引用す	駐住工については、4章水門 堰柱工と同一条文のため、 る。
3 5 4 9 2	2 .	請負者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。					*削除	前章を引用	同上	
3 5 4 9 3	·	埋設される銅構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第6編5-4-8床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。				A 18 F (=	*削除	前章を引用	同上	
3 5 4 11 3 3 5 4 11 1	1.	ゲート操作台工 調食者は、コンクリート打設にあたっては、操作台 1 プロックを打ち 継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	3 5 4	11 1	5 - 4 - 11	ゲート操作台工 ゲート操作台工については、第3編4-4-10ゲート操作台工の規定 によるものとする。	*変更	前章を引用	4章水門4-4-10の水門	"ート操作台工については、 本体工のゲート操作台工と -10ゲート操作台工を引用す
3 5 4 11 2	2 .	請負者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。					*削除	前章を引用	同上	
3 6 0 9 4		排水機場	3 6 0	0 0	第6章	排水機場 適用すべき額基準		-		
3 6 2 0 4 3 6 2 0 4	第2節	適用すべき舗基準	3 6 2 3 6 2	0 0	第2節	適用すべき簡基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の				
3 6 2 0 4		調負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	3 6 2			調具自体、球計図軸にかいて付にためのがい事項によりにより 基準期によらなければならない。なお、基準類とは野田園画に相違があ る場合は、原則として設計図画の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(業)(同解説)				
3 6 2 0 4		建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月)	3 6 2 3 6 2	0 4		建設省 仮締切堤設置基準(案) (平成10年6月) 河川ポンブ施設技術協会 揚排水ポンブ設備技術基準(案)同解説				
3 6 2 0 4		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成8年3月)	3 6 2	0 4		(平成13年)	*変更	基準書の改訂年月日の変更	(案)同解説」は、「 め修正記述した。	水ポンプ設備技術基準 平成13年 に改訂されたた 水ポンプ設備技術基準
3 8 0 6 3	第8音	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針(案)同解説 (平成8年3月)	3 8 0	0 4	第8章	河川ボンブ施設技術協会 揚排水ボンブ設備設計指針(案)同解説 (平成13年) 河川会体	A.E.	基準書の改訂年月日の変更	適用する調整学 7億月 (案)同解説」は、「 め修正記述した。	Fババンプ設備技術基準 ・平成13年」に改訂されたた
3 8 7 0 2	第7節	路面補修工	3 8 7	0 0	第7節	路面補修工				
3 8 7 4 2 3 8 7 4 12		コンクリート舗装補修工 請食者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合に は、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、 接着部を清掃のうえ施工しなければならない。	3 8 7	4 12	8 - 7 - 4	コンクリート舗装補修工 2. 請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合に は、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、 接着部を清掃のうえ施工しなければならない。				
3 8 7 4 12		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部 にアスファルト乳剤0.81/m2程度を塗布のうえ張付なければならな い。	3 8 7	4 12		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部 にアスファルト乳剤0.8 /m2程度を塗布のうえ張付なければならない。	*変更	単位表記の修正	単位表記を分かりやす	くした。
3 8 12 0 5 3 8 12 2 5		植栽維持工 対 以	3 8 12 3 8 12		第12節 8 - 12 - 2	植栽維持工 材料				
3 8 12 2 1	1.	付 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤について は、施工前に監督員に品質証明書等の、確認を得なければならない。	3 8 12		8 - 12 - 2	付 日本 日本	*変更	訂正	名称として、「品質証 考えられる事から、「 更する。	[明書」が存在しない場合も 品質を証明する資料」に変
3 8 12 2 1		なお、薬剤については農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくも のとしなければならない。	3 8 12	2 1		なお、薬剤については農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づくも のとしなければならない。			2730	
3 8 12 2 2	2 .	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根 <mark>廻しした</mark> 細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	3 8 12			- 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあら かじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢 が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	*変更	誤植	誤植により修正記述し	た。
3 8 12 3 7	9.	樹木・芝生管理工 請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に 注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置 及び関係機関への連絡を行なうとともに監督員に報告し指示により修 復しなければならない。	3 8 12	3 9	8 - 12 - 3	機木・芝生管理工 ・請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に 注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置 及び関係機関への連絡を行なうとともに監督員に報告し掲示により修 復しなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行 わなければならない。	*変更	他編の条文と表記を整合	他編の条文と整合を図 た。	引るため、規定を追加修正し
3 9 0 1 2 3 9 2 0 5	第9章 第2節	河川修繕 適用すべき輸基準	3 9 0 3 9 2	0 0	第9章 第2節	河川修繕 適用すべき輸基準				
3 9 2 0 5		調負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違 がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義があ る場合は監督員に確認をもとめなければならない。	3 9 2	0 5	77 2 47	調負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違 がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、契義があ る場合は監督員に確認をもとめなければならない。				
3 9 2 0 5		日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧	3 9 2	0 5		日本道路協会 銅道路橋塗装・ <mark>防食</mark> 便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道「平成17年12月」に改た。	i路橋塗装便覧」は、 な訂されたため修正記述し
3 9 2 0 5 3 9 2 0 5		日本道路協会 道路維持修繕要綱 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	3 9 2 3 9 2	0 5		日本道路協会 道路維持修繕要綱 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)	-			
3 9 2 0 5		河川ボンブ施設技術協会 揚排水ボンブ設備技術基準(案)解説 (平成8年3月)	3 9 2			河川ボンブ施設技術協会 揚排水ボンブ設備技術基準(案)同解説 (平成13年)	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「揚邦 (案)同解説」は、「 め修正記述した。	i水ポンプ設備技術基準 平成13年」に改訂されたた
3 9 6 0 5 3 9 6 5 3		管理用適路工	3 9 6			管理用通路工				
3 9 6 5 2	2 .	舗 設	3 9 6	5 2		舗装打換え工 i				
3 9 6 5 2		れの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければなら ない。	3 9 6			請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。				
3 9 6 5 2		シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す 条件で施工を行わなければならない。	3 9 6	5 2	() シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す 条件で施工を行わなければならない。	* 告順を	包括	2首 9支 会員 4.4 ○ 4 全面 以中十十十年	え工と整合させ、道路編の
3 9 6 5 2	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって同辺の舗装や構造物に影響を及ばす懸念が特たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。					*削除	誤植	追路編11-3-4編表刊 条文を引用した。1項 いるため削除。	れ、上と整合させ、迫路編の の2)と同様の条文となって
			3 9 6	5 2	() 舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を 施さなければならない。	*新规	他編と整合	上記の理由により、追 た。	路編と整合させ追加記述し

編章節条項	him stee from Are	条文	編章節		Advisor No. des	条文	EA		丁理由等
	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)				新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
3 9 6 5 2	(3)	交通解放時の舗装表面の温度は、監督員の指示による場合を除き、 50 以下としなければならない。	3 9 6	5 2	(3)) 交通解放時の舗装表面の温度は、監督員の指示による場合を除き、 50 以下としなければならない。			
3 9 7 0 3	第7節	現場塗装工	3 9 7			現場塗装工			
3 9 7 3 4	9 - 7 - 3	付属物塗装工 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの	3 9 7	3 0	9 - 7 - 3	付属物塗装工 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの	-		
		とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用				とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用	İ		
3 9 7 3 1	(1)	を適用しなければならない。 2、3、4種ケレン				を適用しなければならない。	*削除	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧 P - 111の「表ー
3 9 7 3 1							*削除	E L	.7.10」の改定に整合させ削除した。
3 9 7 3 1		さびが発生している場合 表9 - 1	3 9 7	3 1		表9-1 素地調整程度と作業内容	*変更	基準書の改訂	回工 鋼道路橋塗装・防食便覧 P -111の「表ー
									.7.10」の改定に整合させ追加記述した。 図 表新旧表(表)P66参照
3 9 7 3 1		さびがなくわれ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常が					*削除	基準書の改訂	同上
3 9 7 3 1		ある場合。 寿 g - 2					*削除	基準書の改訂	同上 図表新旧表(表)P67参照
3 9 7 3 2	2 .	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合	3 9 7	3 2	2	. 請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧P -57に整合させ修正記
		は、塩分測定を行わなければならない。測定結果で、塩分付着量が NaCI 100mg/m2以上となった場合は、設計図書に関して監督員と協議す		1		行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の 付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以			述した。
		るものとする。				上の時は水洗いするものとする。			
3 9 7 3 3	3 .	第1種素地調整の施工については、第6編4-8-2現場塗装工の規定によるものとする。	3 9 7	3 3	3	. <mark>素地調整程度1種の施工については、第6編4-8-2現場塗装工の</mark> 規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	用語の変更(塗装・防食便覧)
3 9 7 3 4	4 .	請負者は、第1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地	3 9 7	3 4	4	請負者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗	*変更	基準書の改訂	用語の変更(塗装・防食便覧)
		調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。				膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならな			
3 9 7 3 5	5 .	第1種素地調整を行った場合の下塗りの施工については、第6編4-	3 9 7	3 5	5	・	*変更	基準書の改訂	用語の変更(塗装・防食便覧)
4 0 0 0 0 9		8 - 2現場塗装工の規定によるものとする。 河川海岸線	4 0 0	0 0		- 8 - 2現場塗装工の規定によるものとする。 河川海岸線			
4 1 0 0 0 0		7川 本門	4 1 0	0 0	第1章	河川海戸場	-		
4 1 3 0 0 4 1 3 2 0	第3節	対料	4 1 3	0 0	第3節	健岸基礎工			
4 1 3 2 2	1 - 3 - 2	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石)に適合したものま	4 1 3		1 - 3 - 2	. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものま	*変更	割ぐり石の品質を確保する内容を	割ぐり石の品質を確保するため、監督員の承諾の
		たは、これと同等以上の品質を有するものとする。				たは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、 監督員の承諾を得なければならない。		追加	規定を追加した。
4 1 3 5 0	1 - 3 - 5	場所打コンクリート工	4 1 3	5 0	1 - 3 - 5	監督員の承諾を得なければならない。 場所打コンクリート工			
			4 1 3	5 1	1	. 請負者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第4章無	*新規	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第
						筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4 1 3 5 1	1 .	請負者は、場所打コンクリート基礎の施工に当たっては、基礎地盤の 締固めを行い平滑に整形しなければならない。	4 1 3	5 2	2	. 請負者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の 締固めを行い平滑に整形しなければならない。			
4 1 3 5 2	2 .	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとす	4 1 3	5 3	3	. 請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとす	-		
		る。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督員と協議し		1		る。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督員と協議し			
4 1 3 5 3	3 .	なければならない。 請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書	4 1 3	5 4	4	なければならない。 . 請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書	*変更	条文の重複を避け、削除	1項の条文を挿入することにより、第1編4章無
		に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行				に関して監督員の承諾を得なければならない。			筋・鉄筋コンクリートからよみとれるため。
		う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行 わなければならない。							
4 1 3 5 4	4 .	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある	4 1 3	5 5	5	. 請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある			
4 1 3 5 5	5	箇所を除き打継目を設けてはならない。 コンクリート打設後の施工については、第1編4-6-9養生の規定	4 1 3	5 6	6	箇所を除き打継目を設けてはならない。 . コンクリート打設後の施工については、第1編4-6-9 養生の規定			
		によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。				によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。			
4 1 3 5 6	6 .	請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一 致するように施工しなければならない。	4 1 3	5 7	7 .	. 請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。	l		
4 1 3 5 7	7 .	請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は	4 1 3	5 8	8	. 請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は		1	
4 1 3 6 0	1 - 3 - 6	鍵型としなければならない。 海岸コンクリートプロックエ	4 1 3	6 0	1 - 3 - 6	鍵型としなければならない。			
4 1 3 6 10	10.	海岸コンクリートブロック工 請負者は、コンクリートブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や		6 10	10	海岸コンクリートブロックエ 請負者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や	*変更	誤植	誤植により、「ワイヤー」へ修正記述した。
		衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。				衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損 傷するおそれのある部分は保護しなければならない。			
4 1 3 7 0	1 - 3 - 7	安コンクリート工 安コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリー	4 1 3		1 - 3 - 7	笠コンクリート工			
4 1 3 7 1	1.	笠コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリー トの規定によるものとする。	4 1 3	7 1	1	. 笠コンクリートの施工については、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
		I WALLES OUCY S.	4 1 3	7 2	2	. プレキャスト笠コンクリートの施工については、第1編2-5-3コ	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-4-3笠コンクリート工の条文に準拠
						ンクリートプロック工の規定によるものとする。			し、第1編2-5-3ンクリートプロック工の規定を引用した。
4 1 3 7 2	2 .	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に	4 1 3	7 3	3 .	. 請負者は、プレキャスト笠コンクリートの連搬にあたっては、部材に	l		1.2 - 1.0
		損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で 損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。				損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で 損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。			
4 1 3 7 3	3 .	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わな	4 1 3	7 4	4	. プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わな	 		
4 1 4 0 0	第4節	いよう施工しなければならない。 健学工	4 1 4	0 0	第4節	いよう施工しなければならない。 健学工			
4 1 4 2 0	1 - 4 - 2	材 料	4 1 4	2 0	1 - 4 - 2	材料			
4 1 4 2 6	6 .	合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造について は、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に	4 1 4	2 6	6	. 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に			
		先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
			1 1 4	2 7	7		*新规	他編の条文と表記を整合	4編2-3-5吸出し防止工の表記を参考に工事の円滑
			4 1 4		/	. 請負者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	机规	旧編のボスC衣託を翌日	4編2-3-5吸工し防止工の表記を参考に工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述し
4 1 4 2 7	7	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるもの	4 1 4	2 8	8	. 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるもの	-		It.
		とする。			00 F 00	とする。			
4 1 5 0 0	第5節 1 - 5 - 3	藤星工 場所打擁壁工	4 1 5 4 1 5			場所打擁壁工			
			4 1 5	3 1	1.	. 場所打擁壁工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリート	*追加	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第
						の規定によるものとする。			1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4 1 5 3 1	1 .	請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコン クリートを打込み、打継目を設けてはならない。	4 1 5	3 2	2	. 請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。			
		/ / 「 に 11 元 0 / 11 元日 で 12 (1) く 13 (4) (3) (4) (6)				>> 「 こまない、 ままし のない (はなり ない ()	L	1	1

					条文						条文		改訂	[理由等
編	章節	条	項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章	節	条 I	頁	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
4	1 5	3	2	2 .	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第4編1-	4 1	5	3	3	3 .	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第4編1-			
4	1 5	3	3	3 .	4 - 5 コンクリート被覆工の規定によるものとする。 請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッ	4 1	5	3	4	4 .	4 - 5 コンクリート被覆工の規定によるものとする。 請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッ			
4	1 9	0	0	第9節	シャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 カルパートエ	4 1	q	0 1	0	第9節	シャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 カルパートエ			
4	1 9	3	0	1 - 9 - 3	プレキャストカルバート工 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工について	4 1	9		0	1 - 9 - 3	プレキャストカルバートエ 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工について	* m/r (F)	to +±	
4	1 9	3	3	3.	は、道路土工 - ボックスカルパート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工の		9	3 ;	3	3.	は、道路土工 - カルバート工指針 4 - 2 - 2 (2) 敷設工の規定によ	*変更	誤植	誤植により、「カルバート」へ修正記述した。
					規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施 工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。						らなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設 計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
-	1 10			907 4 0 000	排水構造物工	4 4	10		_	第10節	排水構造物工			
4	1 10	5	0	第10節 1 - 10 - 5		4 1	10		0	1 - 10 - 5	管渠工			
4	1 10	5	7	7.	管渠工 請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工し なければならない。	4 1	10	5	7	7 .	請負者は、コルゲートバイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「次」へ修正記述した。
4	1 10	5	8	8 .	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について <mark>下記</mark> の事項により施工しなければならない。	4 1	10	5	8	8 .	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について <mark>次</mark> の事項により施工しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「次」へ修正記述した。
4	1 10	6	0	1 - 10 - 6	場所打水路工	4 1	10	6 (0	1 - 10 - 6	場所打水路工			
						4 1	10	6	1	1 .	場所打水路工の施工に当たっては、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*追加	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第 1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用し
4	1 10	6	1	1.	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示に	4 1	10	6	2	2 .	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示に			<i>t</i> =.
					よるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して 監督員と協議しなければならない。						よるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して 監督員と協議しなければならない。			
4	1 10	6	2	2 .	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行って	4 1	10	6	3	3 .	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行って	*変更	条文の重複を避け、削除	1項の条文を挿入することにより、第1編4章無
					はならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図 書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを						はならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図 書に関して監督員の承諾を得なければならない。			筋・鉄筋コンクリートからよみとれるため。
					行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で 行わなければならない。									
4	1 10	6	3	3 .	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある 箇所を除き打継目を設けてはならない。	4 1	10	6	4	4 .	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある 箇所を除き打継目を設けてはならない。			
4	1 10	6	4	4 .	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防	4 1	10	6	5	5 .	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防			
4	1 10	6	5	5 .	がなければならない。 請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じない	4 1	10	6	6	6 .	がなければならない。 請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じない			
					ようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。				-		ようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。			
4	2 13	4		第2章	突堤・人工岬	4 2	0	0 (第2章	交場・人工岬 交場本体工			
	2 4			第4節 2-4-1	交援本体工 一般事項	4 2				第4節 2 - 4 - 1	一般事項			
4	2 4	1	2	2 .	請負者は、突堤本体のコンクリート施工に当たっては、原則として水 中打込みを行ってはならない。	4 2	4	1 :	2	2 .	請負者は、突堤本体のコンクリート施工に当たっては、第1編4章無 筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第 1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用し
4	2 4	4	0	2 - 4 - 4	被覆プロックエ	1 2	1	4 (0	2 - 4 - 4	被覆プロックエ			t.
	2 4		2	2 . 4 . 4	請負者は、被覆ブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与	4 2					請負者は、被覆ブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与	*変更	誤植	誤植により、「ワイヤー」へ修正記述した。
					えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。						えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するお それのある部分は保護しなければならない。			
	2 4			2 - 4 - 10	場所打コンクリート工 場所打コンクリート工の施工については、第4編1-3-5場所打コ	4 2		10 (2 - 4 - 10	場所打コンクリート工 請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編4章無	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打摘壁丁の条文に準拠し、第
					ンクリート工の規定によるものとする。						肋・鉄肋コングリートの規定によるものとする。			3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第 1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した
4	3 6 3 4	3	0 3	第3章	海域堤防 (人工リーフ、麓岸堤、潜堤) 海域堤本体工	4 3			6 0	第3章 第4節	海域堤防 (人工リーフ、麓岸堤、漕堤) 海域堤本体工			
4	3 4	6	0	第4節 3-4-6	<u>場所打コンクリート工</u> 場所打コンクリート工 場所打コンクリート工の施工については、第4編1 - 3 - 5場所打コ	4 3	4	6 (場所打コンクリート工 請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編4章無			
4	3 4	6	0		場所打コンクリート工の施工については、第4編1-3-5場所打コ ンクリート工の規定によるものとする。	4 3	4	6 (0		請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編4章無 筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第 1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用し
4	4 4	6	0 3	第4章	浚渫 (海)	4 4	0	0 (0 第	第4章	浚渫 (海岸)	*変更	工事工種体系の変更	た。 工事工種体系の変更により「浚渫(海岸)」へ修
4	4 2	0	0	第 2 節	沙漢丁(ポンプ沙漢朝)	4 4	2	0 (0	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)			正記述した。
4	4 2	3	0	4 - 2 - 3	作業船及び機械運転工 請負者は、浚渫に当たり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合	4 4	2	3 (0	4 - 2 - 3	作業的及び機械運転工 請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合	*変更	同一内容の条文を引用し、省略	3編河川編2-2-3作業船および機械運転工に同一条
4	1 2	3	U		請負者は、浚渫に当たり揚軸船、交連船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。	4 4	2	3 1	0		請貝看は、浚渫にめだり掃軸脳、交通船、警戒船等の作業9 る場合は、第3編2-2-3作業船及び機械運転工の規定によるものとす	友史	PJ 内合い示义を引用し、首略	3編7月川編2-2-3作業船おより機械連転上に同一余 文があるため省略
4	4 2	4	0	4 - 2 - 4	配土工	4 4	2	4 (0	4 - 2 - 4	<mark>る。</mark> 配土工			
4	4 2	4	1	1.	請負者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するの を防止するために必要な処置をしなければならない。	4 4	2	4	0		請負者は、配土工にあたっては、第3編2-2-4配土工の規定によるものとする。	*変更	同一内容の条文を引用し、省略	3編河川編2-2-4配土工に同一条文があるため省略
	4 4		0	第4節	浚渫土処理工	4 4				第4節 4-4-1	淡洋土処理工			
	4 4 4 4		0	4 - 4 - 1	一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工	4 4			0	4 - 4 - 1	一般事項 本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工			
4	4 4	2	0	4 - 4 - 2	種について定めるものとする。 浚渫土処理工	4 4	4	2	0	4 - 4 - 2	種について定めるものとする。			
								2			浚渫土処理工 請負者は、浚渫土処理工にあたっては、第3編2-5-2浚渫土処理 工の規定によるものとする。	*新規	同一条文があるため引用	3編河川編2-5-2浚渫土処理工に同一条文があるため引用した。
4	4 4	2	1	1.	請負者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中に						工の飛走によるものとする。	*削除	同一条文を引用し、省略	同上
4	4 4	2	2		おいて漏出等を起こしてはならない。 請負者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなけ		-					*削除	la F	同上
1.1	'		-	۷.	ればならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考									
4	4 4	2	3	3 .	慮し、土砂が流出しない構造とするものとする。 請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合におい							*削除	同上	同上
					請負者は、浚渫土砂受人れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに監督員と設計図書に関して									
					協議しなければならない。							*****		
	4 4				請負者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなけれ ばならない。							*削除	同上	同上
4	4 4	2	5	5 .	. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。							*削除	同上	同上
5	0 0	0	0 第	5 編	砂 防 輸 砂防えん場	5 0	0	0 (0 第5	5 m	砂 防 輸砂防えん場			
5	1 0	0	0 3	书 草	が防えん者	5 1	0	0 1	9 第	お!卓	が 的えん機	L	1	L

編章節条項	編章節条	条文	編章	aa ko	18	編章節条	条文	57./>	가수교수	改訂理由等 根拠
		旧・条文構成(平成18年度)					新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	
5 1 2 0 0	第2節	適用すべき舗基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	5 1	2 0	0	第2節	適用すべき舗基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の			
		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ	" "	- "	•		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ			
		る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。					る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。			
5 1 2 0 0	-	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	5 1	2 0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)			
5 1 2 0 0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)	5 1	2 0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)			
5 1 2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧	5 1 5 1				日本道路協会 道路橋示方書·同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 銅道路橋塗装·防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装便覧」は、「平成
										17年12月」に改訂されたため修正記述した。
5 1 3 0 0 5 1 3 2 0	第3節 1 - 3 - 2	工場製作工 材料	5 1			第3節 1 - 3 - 2	工場製作工			
5 1 3 2 5	5.	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	5 1			5 .	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	- *** AB	TIME COST	
			5 1	3 2	5	(4)	請負者は、塗料の可使時間は、表1-4の基準を遵守しなければならない。	*新規	引用文の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追 加記述した。
5 1 3 2 5		表1-4 多液型塗料の熟成時間・可使時間	5 1	3 2	5		表1-4 塗料の可使時間	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -67の「5.2.2塗付作
										業」の改定に整合させ修正記述した。 図表新旧表(表)P68参照
5 1 3 2 5	(4)	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過し	5 1	3 2	5	(5)	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過し			
		た塗料は使用してはならない。					た塗料は使用してはならない。			
5 1 7 0 0		御製えん場工	5 1 5 1	, , ,		第7節	御製えん場工			
5 1 7 10 0 5 1 7 10 4	4 .	「祝物学校工 請負者は、塗装作業に八ケを用いなければならない。なお、ローラー	5 1	7 10		1 - 7 - 10	ルッタンスメー 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用 いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作
		プラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して 監督員と協議しなければならない。					いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を 理解して行わなければならない。			業」の改定に整合させ修正記述した。
5 1 7 10 5	5 .	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの	5 1	7 10	5	5 .	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの			
		とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様 を適用しなければならない。					とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様 を適用しなければならない。			
5 1 7 10 5	(1)	1種ケレンについては、第1編2-3-15工場塗装工の規定によるも	5 1	7 10	5	(1)	素地調整程度1種については、第1編2-3-15工場塗装工の規定に	*変更	基準書の改訂	用語の変更(塗装・防食便覧)
5 1 7 10 6		のとする。	- 4	7 40			よるものとする。	*変更	基準書の改訂	
5 1 7 10 6	6.	請負者は、素地調整にあっては第3種ケレンを行わなければならない。	5 1	7 10	ь	ь.	請負者は、素地調整にあっては素地調整程度3種を行わなければならない。	変更	奉华書の [文記]	用語の変更(塗装・防食便覧)
5 1 7 10 9	9 .	請負者は、海上輸送部材・海岸部に組立された部材及び塩分付着の疑	5 1	7 10	9	9 .	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -57に整合させ修正記
		いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。					行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の 付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以			述した。
							上の時は水洗いするものとする。			
5 1 7 10 9		塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、設計図書 に関して監督員と協議しなければならない。						*変更	同上	同上
5 1 7 10 10	10 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難	5 1	7 10	10	10 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難			
		い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。					い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
5 1 7 10 10	(1)	塗布作業時の気温・湿度の制限は、表1 - 5に示すとおりとする。	5 1	7 10	10	(1)	塗装禁止条件は、表1-5に示すとおりとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -64の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。
5 1 7 10 10	-	表1-5 塗布作業時の気温・湿度の制限	5 1	7 10	10		表1-5 塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	業」の改定に整合させ修正記述した。 鋼道路橋塗装・防食便覧P -70の「5.2.2塗付作
										業」の改定に整合させ修正記述した。 図表新旧
5 1 7 10 12	12 .	請負者は、塗り残し、 <mark>気泡むら</mark> 、ながれ、はけめ等の欠陥が生じない	5 1	7 10	12	12 .	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装し	*変更	基準書との整合	表(表)P69参照 鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作
5 1 7 10 13	13	ように塗装しなければならない。 「請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないよ	5 1	7 10	13	13	なければならない。 請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の <mark>塗料を均一な状態</mark> にしてか	*変更	基準書との整合	業」の改定に整合させ修正記述した。 鋼道路橋塗装・防食便覧P -66の「5.2.2塗付作
		うにしてから使用しなければならない。	J 1				ら使用しなければならない。	~	- 単一日この並ら	業」の改定に整合させ修正記述した。
5 1 7 10 15		下塗り 請負者は、第1種の素地調整を行ったときは、4時間以内に金属前処	5 1	7 10			下塗り 請負者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に金属前処	*変更	基準書の改訂	用語の変更 (塗装・防食便覧)
		理塗装を施さなければならない。					理塗装を施さなければならない。			
5 1 7 10 17	17 .	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ しプライマーは除くものとする。	5 1	7 10	17	17 .	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ プライマーは除くものとする。また。箱ばたトフランジがどのコン	*変更	基準書の改訂	基準書の改訂(銅道路橋塗装・防食便覧 P - 35)による修正記述した。
		000 T (18/8/ (00) C 9 0 8					しプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイ			or) less of small ores
5 1 7 10 18	10	检查	5 1	7 10	10	10	ントを30 µ m塗布するものとする。 検査			
5 1 7 10 18		請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定		7 10			請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
5 1 7 10 19	10	をしなければならない。 記録	5 1	7 10	10	10	定をしなければならない。 記録		-	
5 1 7 10 19	(2)	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)	5 1				請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)			
		外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートをもって図1 - 1の とおり記録しなければならない。					外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートをもって図1 - 1の とおり記録しなければならない。			
5 1 7 10 19	1	図1 - 1	5 1	7 10	19		図1 - 1	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P - 82「塗装記録
										表」の改定に整合させ修正した。 図表新旧表 (図)P2参照 図表新旧表
5 3 0 0 0	第3章	斜面対策	5 3	0 0	0		斜面対策			
5 3 2 0 0 5 3 2 0 0		適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	5 3			第2節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の		1	
		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場					基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			
		合は監督員に確認をもとめなければならない。					合は監督員に確認をもとめなければならない。			
5 3 2 0 0		全国治水砂防協会 新斜面崩壊防止工事の設計と実例	5 3				全国治水砂防協会 新斜面崩壊防止工事の設計と実例 急傾斜地崩壊防止工事技術指針			
5 3 2 0 0		急傾斜地崩壊防止工事技術指針 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	5 3	2 0	0		忌順料地朋場的近上事技術指針 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針		+	
5 3 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 操墾工指針 日本道路協会 道路土工 - 排墾工指針 日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針	5 3	2 0	0		全国特定法面保護協会 の1947年の設計施工指針 日本道路協会 道路士工、挪壓工指針 日本道路協会 道路士工、加工工指針 日本道路協会 道路士工、加以不一工指針 日本道路協会 道路士工工指針、仮設構造物工指針			
5 3 2 0 0	 	ローター ローター	5 3	2 0	0		ローター ローター		+	
5 3 2 0 0 5 3 2 0 0		土木研究センター 補強土 (テールアルメ)壁工法設計・施工マニュ アル	5 3 5 3	2 0	0		土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュ アル			
5 3 2 0 0	+	アル 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	5 3	2 0	0		アル 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説			
5 3 2 0 0	1	PCフレーム協会 PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き	5 3	2 0	0		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き」は、「平成17年7月」に改
										計・施工の手引き」は、「平成17年7月」に改 訂、名称変更されたため修正記述した。
5 3 2 0 0	I	地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領	5 3	2 0	0		地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領		1	

編章節条項編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等根拠
			74-4-0-77			meza	1875
5 3 2 0 0	地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) くい挿入工、アンカー工事	5 3 2 0 0		地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊)	*削除	基準書の廃止	適用する諸基準「くい挿入工、アンカー工事」
5 3 2 0 0	地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊)	5 3 2 0 0		地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊)			は、廃刊。
5 3 2 0 0	地 タイリ対象技術 励会 地 タイリ対象技術 設計 実施 会領 (第四方冊) 集水井工事、排水ボーリング工事	5 3 2 0 0		189 ハウ対東技術励会 189 ハウ対東技術設計 天肥安領 (第四カ間)	*削除	基準書の廃止	基準書の廃止のため、削除
5 3 3 0 0 第3節 5 3 3 6 0 3 - 3 - 6	法面工 アンカーエ(プレキャストコンクリート板)	5 3 3 0 0	第3節 3 - 3 - 6	法面工 アンカーエ(ブレキャストコンクリート板)			
5 3 3 6 1 1	. 清負者は、アンカー の施 に際しては、 墨着丰前に法面の安定。	5 3 3 6 1	1.	請負者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-5施工計画書 第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	*変更	誤植	前回の改定時にアンカー工の条文を挿入してし
	地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。			第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。			まったため差し換え
5 3 3 6 2 2	. 請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状	5 3 3 6 2	2 .	請負者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に	*変更	同上	同上
	況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。			切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。			
5 3 3 6 3 3		5 3 3 6 3	3 .	請負者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊	*変更	同上	同上
	径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければ ならない。			等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。 なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督員			
				と協議しなければならない。			
5 3 3 6 4 4	- 請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく	5 3 3 6 4	4 .	請負者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならな	*変更	同上	同上
	把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着 層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに			り場合には、ドで法律にかたフさかないように他工しなければならない。			
	変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない						
5 3 3 6 5 5	. 請負者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに	5 3 3 6 5	5 .	アンカーの施工については、第5編3-3-7抑止アンカー工の規定に	*変更	同上	同上
5 3 3 6 6 6	悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。 . 請負者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清	5 3 3 6 6		よるものとする。 請負者は、PCフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に	*新规	基準書の改訂	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、PC
	がによりスライムを除去し、洗浄しなければならない。		0.	対して十分な防食処理をしなければならない。	机规	基学書の(Xii)	フレーム工法設計・施工の手引き (P.29)の改訂
5 3 3 6 7 7	請負者は、材料を保管する場合は、保管場所は水平で平らな所を選	5 3 3 6 7	7	請負者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないよ	* \$6.10	同上	に整合させ、追加記述した。 工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、PC
3 3 6 7 7	び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないように		/ .	同員有は、設計図音に示す場合を除さ、アンガー頭部が踏出しないように施工しなければならない。	机灰	旧工	フレーム工法設計・施工の手引き (P.30)の改訂
	シート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。						に整合させ、追加記述した。
5 3 3 6 8 8	. 請負者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が	5 3 3 6 8	8 .	請負者は、PC法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場	*変更	誤植	前回の改定時にアンカー工の条文を挿入してし
	付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。			合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。			まったため差し換え
5 3 3 6 9 9	・請負者は、アンカー体注入には、置換注入と加圧注入により行い、ア	5 3 3 6 9	9	請負者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム工法設計・	*変更	同上	同上
	ンカー体が所定の位置に形成されるように正確に挿入しなければなら		٠.	施工の手引き4章施工の規定によらなければならない。	~~	leg I	IOT
5 3 3 6 10 10	ない。). 請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを				*変更	同上	同上
	最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に行い所定				~~	lo ₁	191
	のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。						
5 3 3 6 11 11	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に				*変更	同上	同上
	1 前具自は、アノガーの条款、た合同にプリンプリーが所足の強度に 達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認 験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効						
	緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。						
5 3 3 6 11	なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8				*変更	同上	同上
	章試験によるものとする。				Q.E.	loj I	四工
5 3 4 0 0 第4節	海壁工	5 3 4 0 0	第4節	排壁工			
5 3 4 5 0 3 - 4 - 5	プレキャスト擁壁工	5 3 4 5 0 5 3 4 5 1	3 - 4 - 5	プレキャスト擁壁工 請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはか	*新規	他編の条文と表記を整合	丁事の円滑な進捗および品質確保を図るため、河
				り、接合面が食い違わないように施工しなければならない。			川編1-6-4に準拠し、追加記述した。
		5 3 4 5 2	2 .	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書による ものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*新規	同上	同上
5 3 4 5 0	請負者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	5 3 4 5 3	3 .	請負者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合 は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
	は、政計図音に例じて監督員の承諾を持なければなりない。			は、政計図音に関ひて監督員の承拾を行なければならない。			
5 3 8 0 0 第8節 5 3 8 3 0 3 - 8 - 3	抑止执工	5 3 8 0 0 5 3 8 3 0	第8節 3 - 8 - 3	抑止枕工 昭制技工			
5 3 8 3 0 3 8 3 1 1	. 既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定による	5 3 8 3 0	1.	既製机工 既製杭工の施工については、第1編2-4-4既製杭工の規定による		-	
	ものとする。	5 3 8 3 2		ものとする。 請負者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に	* 25 10	基準書の改訂	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、地
		3 3 8 3 2	۷.	調見者は、類目が材にプロで機械的な方法で接合する場合は、確実に 接合しなければならない。	机规	基学者の(Qi)	すべり鋼管杭設計要領 (P.130) の改訂に整合さ
5 3 8 3 2 2	. 請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの	5 3 8 3 3	2	請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの		+	せ、追加記述した。
2	・ 請負責は、前れに入工ルボを用いる場合は、ル級信で排水超等からの 水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。			水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。			
		5 3 8 3 4	4 .	請負者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。	*新規	同上	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、地 すべり鋼管杭設計要領(P.130)の改訂に整合さ
							せ、追加記述した。
5 3 8 3 3 3	. 請負者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入 しなければならない。	5 3 8 3 5	5 .	請負者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入 しなければならない。			
5 3 8 3 4 4	. 請負者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数	5 3 8 3 6	6 .	請負者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数			
	を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておか なければならない。			を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。			
6 0 0 0 0 \$6\$	はければならない。	6 0 0 0 0 1	第6編			-	
6 1 0 0 0 第1章	道路改良	6 1 0 0 0	第1章	道路改良			
6 1 2 0 0 第2節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	6 1 2 0 0	第2節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の		-	
	基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ			基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ			
	る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 1 2 0 0	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	6 1 2 0 0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説			
6 1 2 0 0	日本道路協会 道路土工 施工指針 日本道路協会 道路土工 のり面工・斜面安定工指針	6 1 2 0 0		日本道路協会 道路土工 施工指針 日本道路協会 道路土工 のり面工・斜面安定工指針			
6 1 2 0 0	ロ平坦哈陽会 埋路工工 のリ国土・斜面女正上指針	6 1 2 0 0		ロ平坦崎勝宏 坦路工工 のリ国土・斜面女正上指針	L	1	

	条文				条文			改訂理由等
編 章 節 条 項 編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章	節条工	真 編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
6 1 2 0 0	日本道路協会 道路土工 擁壁工指針		2 0 (日本道路協会 道路土工 擁壁工指針			
6 1 2 0 0	日本道路協会 道路士工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路士工 - 仮設構造物工指針	6 1	2 0 0)	日本道路協会 道路士工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路士工 - 仮設構造物工指針	-	-	
6 1 2 0 0	日本道路協会 道路土工 排水工指針		2 0 0		日本道路協会 道路土工 排水工指針			
6 1 2 0 0	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (社)全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	6 1	2 0 0)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (社)全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	-	-	
6 1 2 0 0	日本道路協会 落石対策便覧	6 1	2 0 (日本道路協会 落石対策便覧	*****	中部上海人	00年前の基準される。原に完整った田していたい
6 1 2 0 0	建設省 道路遮音壁設置基準 (昭和49年10月)					*削除	実態と整合	30年前の基準であり、既に実務で採用していない ことから削除する。
6 1 2 0 0	日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧	6 1	2 0 0)	日本道路協会 鋼道路橋塗装・ <mark>防食</mark> 便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装便覧」は、「平成 17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6 1 2 0 0	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マ	6 1	2 0 0)	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル			
6 1 2 0 0	ニュアル	6 1	2 0 0)	ニュアル 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計施工マニュア			
6 1 2 0 0	ル 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュア	6 1	2 0 0)	ル 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュア	-	-	
	ル	1 1 1	1 1		JI			
6 1 2 0 0	日本道路協会 道路防雪便覧	6 1	2 0 0)	日本道路協会 道路防雪便覧			
6 1 7 0 0 第7節 6 1 7 7 0 1 - 7 - 7	カルバートエ プレキャストカルバートエ	6 1	7 0 0	第7節	カルバートエ プレキャストカルバートエ			
6 1 7 7 3 3.	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工について	6 1	7 7 :		請負者は、プレキャストボックスカルパートの縦締め施工について	*変更	誤植	誤植により、「カルパート」へ修正記述した。
	は、道路土工 - ボックスカルパート工指針 4 - 2 - 2 (2)敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施				は、道路土工 - カルバート工指針 4 - 2 - 2 (2)敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設			
	工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
6 2 0 0 0 第2章	舗装			第2章	舗装			
6 2 2 0 0 第2節	適用すべき舗基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	6 2	2 0 0	第2節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	-		
	基準類によらなければならない。		1 1		基準類によらなければならない。			
6 2 2 0 0	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説 日本道路協会 道路土工・排水工指針		2 0 0		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 日本道路協会 道路土工 - 排水工指針	*変更	誤植	誤植により、「仕様書解説」へ修正記述した。
6 2 2 0 0	日本道路協会 道路土工 - 排水工指針 日本道路協会 道路土工 - 施工指針 日本道路協会 道路土工 - 施工指針	6 2	2 0 0		日本道路協会 道路士工 - 排水工指針 日本道路協会 道路士工 - 施工指針 日本道路協会 道路士工 - 施工指針 日本道路協会 道路線化技術基準 - 同解說			
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装試験法伸覧	6 2	2 0 0)	日本道路協会 舗装試験法便覧			
6 2 2 0 0	日本道路協会 道路照明施設設置基準·同解說 日本道路協会 視線誘導標設置基準·同解説		2 0 0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	1		
6 2 2 0 0	日本道路協会 道路反射鏡設置指針	6 2	2 0 0)	日本道路協会 道路反射鏡設置指針			
6 2 2 0 0	建設省 防護柵の設置基準の改訂について(平成10年11月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	6 2	2 0 0)	建設省 防護柵の設置基準の改訂について(平成10年11月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説			
6 2 2 0 0	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	6 2	2 0 0		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説			
6 2 2 0 0	日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	6 2	2 0 0)	日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	-		
6 2 2 0 0	建設省 道路附属物の基礎について(昭和50年7月)	6 2	2 0 0		建設省 道路附属物の基礎について(昭和50年7月)			
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 日本道路協会 アスファルト混合所便覧	6 2	2 0 0)	日本道路協会 舗装試験法便覧 別冊 日本道路協会 アスファルト混合所便覧			
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装施工便覧	6 2	2 0 0		日本道路協会 舗装施工便覧			
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 舗装設計施工指針		2 0 0		日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 舗装設計施工指針	-	-	
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装性能評価法	6 2	2 0 ()	日本道路協会 舗装性能評価法			
6 2 2 0 0	日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧		2 0 0		日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧	-		
6 2 3 0 0 第3節	舗装工	6 2	3 0 0	第3節	献装工			
6 2 3 10 0 2 - 3 - 10 6 2 3 10 4 4.	コンクリート舗装工 初期養生において、コンクリート <mark>皮</mark> 膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度 を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	6 2	3 10 4		コンクリート舗装工。初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	*変更	誤植	誤植により、「被」を追加記述した。
	を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。				を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	-		
6 2 4 0 0 第4節 6 2 4 5 0 2 - 4 - 5	排水構造物工(路面排水工) 集水桝(街渠桝)・マンホール工	6 2	4 0 0		排水構造物工(路面排水工) 集水桝(街渠桝)・マンホール工			
6 2 4 5 4 4 .	請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋がずれることのないようにしなければならない。	6 2	4 5		請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上かり等のないようにしなければならない。	*変更	通達の発出により追加	H15.8.7付け事務連絡 道路局国道・防災課の発 出により追加記述した。
6 2 7 0 0 第7節	防護柵工	6 2		第7節	防護権工			
6 2 7 3 0 2 7 3	路側防護柵工 請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置		7 3 7		路側防護柵工! 請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置	*変更	誤植	誤植により、「・」を追加記述した。
	基準同解説(昭和59年10月社団法人日本道路協会)により取付けなけ				基準・同解説(昭和59年10月社団法人日本道路協会)により取付けな			
	ればならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。				ければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。			
6 2 8 0 0 第8節	福齢工		8 0 0		福業工	1		
6 2 8 2 0 2 - 8 - 2 6 2 8 2 3 3.	材 料 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	6 2	8 2 3	3 2 - 8 - 2		*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。
	STK400、JIS A 5525 (銅管杭) SKK400及びJIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400の規格に適合するものとする。				STK400、JIS A 5525 (銅管 (い) SKK400及びJIS G 3101 (一般構造用 圧延銅材) SS400の規格に適合するものとする。			誤植により、「鋼管杭」 「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6 2 10 0 0 第10節	道路複載工		10 0 (道路植栽工			
6 2 10 2 0 2 - 10 - 2 6 2 10 2 6 6.	道路植栽工 請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならな	6 2	10 2 0		道路植栽工 請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならな	*変更	条文番号の修正	2-10-2材料の追加による条文番号の修正
	l l.				l 1 _o			
6 2 10 2 6 (1)	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に 注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、	6 2	10 2	(1) 請負業者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないよう に特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合	*変更	他編の条文と表記を整合	第11章道路維持第19節植栽維持工11-19-3樹木・ 芝生管理工との整合を図るため、規定を追加修正
	ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督				には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への連絡を行うとともに、			Ut.
	員に報告し指示を受けなければならない。				監督員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関して は、請負者の負担で行わなければならない。	1		
6 2 10 2 6 (2)	植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良士、その他樹木の生育に来のあるよっに除去したけ	6 2	10 2	3 (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、 万曜、不良土等生育に有害な機物を取り除き、横穴底部は耕して植は	*変更	同上	同上
	り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。				瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付 けなければならない。	<u></u>		
6 3 1 2 0 第3章	横梁下部	6 3	0 0 0	第3章 第2節	横梁下部			
6 3 2 0 0 第2節	適用すべき諸基準	10 3	2 0 0	カー 第2即	適用すべき舗基準			

		条文				条文			改訂理由等
編章節条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章	第 条 項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
6 3 2 0 0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場	6 3	2 0 0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場			
6 3 2 0 0		合は監督員に確認をもとめなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 銅橋編)	6 3	2 0 0		合は監督員に確認をもとめなければならない。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編)			
6 3 2 0 0 6 3 2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)	6 3	2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書·同解説 (共通編 下部構造編) 日本道路協会 道路橋示方書·同解説 (耐震設計編)			
6 3 2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	6 3	2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧			
6 3 2 0 0		日本道路協会 道路橋支承便覧 日本道路協会 銅道路橋塗装便覧	6 3	2 0 0		日本道路協会 道路橋支承便覧 日本道路協会 銅道路橋塗装·防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装・防食便覧」は、 「平成17年2月」に改訂されたため修正記述し た。
6 3 2 0 0 6 3 2 0 0		日本道路協会 道路橋補修便覧 日本道路協会 杭基礎施工便覧	6 3			日本道路協会 道路橋補修便覧 日本道路協会 杭基礎施工便覧			
6 3 2 0 0		日本道路協会 抗基礎設計便覧 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	6 3	2 0 0		日本道路協会 杭基礎設計便覧 日本道路協会 銅管矢板基礎設計施工便覧			
6 3 2 0 0 6 3 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 施工指針	6 3	2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 施工指針			
6 3 2 0 0 6 3 2 0 0		日本道路協会 道路士工 - 擁壁工指針 日本道路協会 道路士工 - カルパート工指針	6 3	2 0 0	 	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針			
6 3 2 0 0 6 3 6 0 0		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 網製備脚工	6 3			日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 網製橋脚工			
6 3 6 10 0	3 - 6 - 10	 精脚架設工 請負者は、	6 3	6 10 0	3 - 6 - 10	1987 1987		 誤植	ADJETIC TO FROM TO MOTOR A
		工(クレーン架設)、道路橋示方書・同解説(網橋編)第17章施工 の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				(クレーン架設)、道路橋示方書・同解説(網橋編)第17章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更		誤植により、「架設工」へ修正記述した。
6 3 10 0 0	第10節 3 - 10 - 4	擁監護岸工 ブレキャスト擁壁工	6 3 1			弥敦護学工 プレキャスト擁壁工			
6 3 10 4 1	1 .	調負者は、プレキャストト型機墜、プレキャスト迎!型機墜の施工に ついては、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工 しなければならない。	6 3 1		1	プレキャスト頻繁工 .請負者は、プレキャスト頻繁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。		工事工種体系の変更	工事工種体系の変更により「プレキャスト擁壁」 へ修正記述した。
6 3 10 4 2		請負者は、プレキャストL型操璧、プレキャスト逆工型操璧の目地施 工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施 工しなければならない。				. 請負者は、プレキャスト頻壁の目地施工については、設計図書による ものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*変更	同上	同上
6 4 1 4 0	第4章 第2節	網橋上部 適用すべき諸基準	6 4		第4章 第2節	網橋上部 適用すべき接基準			
6 4 2 0 0		議負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類に設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。	6 4			請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 4 2 0 0 6 4 2 0 0 6 4 2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)	6 4 6 4 6 4	2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)			
6 4 2 0 0 6 4 2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	6 4			日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧			
6 4 2 0 0		日本道路協会 道路橋支承便覧	6 4	2 0 0		日本道路協会 道路橋支承便覧			
6 4 2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋塗装便覧	6 4	2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装・防食便覧」は、 「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した
6 4 2 0 0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	6 4	2 0 0		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説			
6 4 2 0 0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	6 4	2 0 0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説			
6 4 2 0 0		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	6 4	2 0 0		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説			
6 4 2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集	6 4	2 0 0		日本道路協会 銅道路橋の細部構造に関する資料集			
6 4 2 0 0		日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	6 4	2 0 0	1	日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料			
6 4 2 0 0		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	6 4	2 0 0	-	日本道路協会 銅道路橋の疲労設計指針			
6 4 3 0 0	第3節	工場製作工	6 4	3 0 0	第3節	工場製作工			
6 4 3 2 0		材 料 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	6 4	3 2 0	4 - 3 - 2	材料 「打撃装工の材料については、下記の規定によるものとする。 諸島者は、JISに適合した漆料を使用しなければならない。また諸角			
6 4 3 2 5	(1)	請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本したより整督員の確認を得なければならない			(1)	・ 1 地名をよっています。			
6 4 3 2 5	(2)	請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、 関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	6 4	3 2 5	(2)) 請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、 関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。			
6 4 3 2 5	(3)	周間時間は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法 混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなけれ ばならない。	6 4	3 2 5	(3)	関係語はな、語点が歴史して行わなければならない。 請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法 混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなけれ ばならない。			
		100 G G G G G G	6 4	3 2 5	(4)		*新規	引用文の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追 加記述した。
6 4 3 2 5		表 4 - 4 塗料の <mark>熟成時間・</mark> 可使時間	6 4	3 2 5		表4-4 塗料の可使時間	*変更	基準書の改訂	加む述りた。 鋼道路橋塗装・防食便覧P -67の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。 図表新旧 表(表)P70参照
6 4 3 2 5	(4)	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	6 4	3 2 5	(5))請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。			
6 4 3 5 0 6 4 3 5 1	4 - 3 - 5	鋼製伸縮継手製作工 製作加工	6 4			鋼製伸縮継手製作工 製作加工			
6 4 3 5 1		議員者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。	6 4		(1)	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「不具合」へ修正記述した。
6 4 3 11 0	4 - 3 - 11	鋳造費	6 4	3 11 0	4 - 3 - 11	鋳造費			

加工	- Coor	条耳	編章節条	条文	給	±= e	万 条	18	編章節条	条文	E ()		改訂理由等 ####
				旧・条文構成(平成18年度)				坦	編早即示	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
6 4	3	11 0	1	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120の規定によ らなければならない。	6	4 3	3 11	0		橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定によらなければならない。	*変更	表記の統一	
		0 0		網接架設工			0		第4節	調構架設工			
	4	11 0	4 - 4 - 11	現場継手工 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	6	4 4	11		4 - 4 - 11	現場継手工 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。			
101	4	" '	' '	調見目は、同グがルド総子の技力を序派技力としなければならない。	l° l	4 1	· '''	'	٠.	調貝目は、同川ハルド総子の技口を摩擦技口とひなければなりない。			
6 4	4	11 1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるよう	6	4 4	11	1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。			
6 4	4	11 1	(2)	に、下記に示す処置を施すものとする。 接触面を塗装する場合は、表4 - 5 に示す条件に基づき、厚膜型無機	6	4 4	11	1	(2)				
	1			ジンクリッチペイントを使用するものとする。						ジンクリッチペイントを使用するものとする。			
6 4	4	11 1		表4-5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	6	4 4	11	1		表4-5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -35の「2.2.3新設塗 装仕様」の改定により修正記述した。 図表新旧
	4	44 2	2	ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。		4 /	11	2		ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。			表 (表) P71参照
		11 3	(5)	ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186に規定す	6		11		(5)	ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186(摩擦接	*変更	JIS表記の統一	JISの表記を他の条文に合わせて修正記述した。
				る第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締め付けを行わなけれ						合用高力六角ポルト・六角ナット・平座金のセット) に規定する第2 種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ポル			
				がからない。	1					トを用い、専用の締付け機を使用して本締め付けを行わなければなら			
6 4	4	11 4	4			4 /	11	-		ない。			
		11 4		締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。 セットのトルク計数値は、0.11~0.16に適合するものとする。	6	4 4	11	4	(1)	締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。 セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「係数」へ修正記述した。 誤植により、「体」を追加記述した。
6 4	4	11 4		トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つ	6	4 4	11	4		トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つ	*変更	誤植	誤植により、「体」を追加記述した。
				の製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものと する。試験の結果、平均値は表4-7及び表4-8に示すボルト軸力						の製造ロットから5組の供試体セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表4-7及び表4-8に示すポルト軸			
				の範囲に入るものとする。			\perp			力の範囲に入るものとする。			
		11 4		表4 - 7 常温時(10 ~30)の締付けボルト軸力の平均値 表4 - 8 常温時以外の(0 ~10 ,30 ~60)の締付けボルト軸	6		11			表4-7 常温時(10 ~30)の締付けボルト軸力の平均値 表4-8 常温時以外の(0 ~10 ,30 ~60)の締付けボルト軸			
		- 1		力の平均値	Ĺ					力の平均値			
6 4	4	11 4	(5)	耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付 け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出	6	4 4	11	4	(5)	耐力点法によって締付ける場合の締付けポルト軸力は、使用する締付 け機に対して一つの製造ロットから5組の供試体セットを無作為に抽	*変更	誤植	誤植により、「体」を追加記述した。
				して試験を行った場合の平均値が、表4-9に示すボルトの軸力の範						出して試験を行った場合の平均値が、表4 - 9 に示すボルトの軸力の			
	4	11 4		囲に入らなければならない。 表4 - 9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値		4 4	11	4		範囲に入らなければならない。 表4 - 9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	*変更	同上	誤植により注記を「 」 「 」へ修正記述し
1 1	1 1	- 1				ŀ	1	1			Q.C.	NA	た。 図表新旧表 (表) P72参照
		0 C		横梁現場塗装工 現場塗装工			0		第5節 4-5-3	横梁现场塗装工 珥提涂装工			
		3 4		請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラー			3		4 .		*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作
		ı		プラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して 監督員と協議しなければならない。			ı			いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を 理解して行わなければならない。	İ		業」の改定に整合させ修正記述した。
6 4	5	3 5	5 .	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなけ	6	4 5	3	5	5 .	請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着し	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -65の「5.2.1素地調
				請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、3種ケレンとし、素地調整のグレードは、SIS規格でSt3以上とするものとする。						た油脂類は除去しなければならない。			整」の改定に整合させ修正記述した。
6 4	5	3 8	8.	「請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑	6	4 5	3	8	8 .	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧P -57に整合させ修正記
				いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。			-			行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の 付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCIが50mg/m2以			述した。
										竹石が感ぶされた場合には、塩ガ竹石量の原定を打てNacTがSomg/m2以 上の時は水洗いするものとする。			
6 4	5	3 8		塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、設計図書 に関して監督員と協議しなければならない。							*変更	同上	同上
6 4	5	3 9	9.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、	6	4 5	3	9	9 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、	-		
	-			設計図書に関して監督員と協議しなければならない。						設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			MINOR IS A 15 PLANTER DO A 10
6 4	5	3 9	'	塗布作業時の気温・湿度の制限は、表4 - 10に示すとおりである。	6	4 5	3	9		塗装禁止条件は、表4 - 10に示すとおりである。	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧P -640の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。
6 4	5	3 9		表 4 - 10 塗布作業時の気温・湿度の制限	6	4 5	3	9		表 4 - 10 塗装禁止条件	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧P -70の「5.2.2塗付作
		I					ı						業」の改定に整合させ修正記述した。 図表新旧表(表)P73参照
		3 9	(1)	降雨等で表面が濡れているとき。			3		(1)	降雨等で表面が濡れているとき。			
		3 9	(2)	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 炎天で銅材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。			3		(3)	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。			
		3 9					3	-	(4)	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。			
6 4	5	3 9	(4)	その他監督員が不適当と認めたとき。	6	4 5	3	9	(5)	その他監督員が不適当と認めたとき。		-	
		3 1	1 11.	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じない	6	4 5		11	11.	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装し	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧P -68の「5.2.2塗付作
6 4	5	3 1	2 12	ように塗装しなければならない。 請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないよ	6	4 5	3	12	12	なければならない。 請負者は、塗料を使用前に撹拌し、容器の <mark>塗料を均一な状態</mark> にしてか	*変更	同上	業」の改定に整合させ修正記述した。 鋼道路橋塗装・防食便覧P -66の「5.2.2塗付作
				うにしてから使用しなければならない。						ら使用しなければならない。			業」の改定に整合させ修正記述した。
6 4	5	3 1	15 .	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ しプライマーは除くものとする。	6	4 5	3	15	15 .	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただ	*変更	基準書の改訂(鋼道路橋塗装 食便覧P35)	・防 鋼道路橋塗装・防食便覧P57「4.6.1保管・輸送」の改訂に整合させ追加記述した。
				ンフィ、「はM水へ ひいこする。						しプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコン クリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイ	1	DEDC 301 00)	た1の以前に走自じ 6足加心性 0/6。
	-	2 4		検査		4 .	5 3	10		ントを30µm塗布するものとする。 検査			
		3 1	6 (1)	快宜 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作			3			快宜 請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作	-	+	
				成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに					. ,	成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに			
6 4	5	3 1	6 (2)	検査時に提出しなければならない。 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定	6	4 5	3	16	(2)	検査時に提出しなければならない。 請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜 <mark>厚</mark> 測	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
				をしなければならない。	Ļ		Ĺ			定をしなければならない。	L		
		3 1		記録 請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)			3			記録 請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)			
		Ĭ '		外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2のと		. ,		''	(2)	外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2のと			
6		3 1	7	おり記録しなければならない。 図4 - 2	6	1 -	5 3	17		おり記録しなければならない。 図4 - 2	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P - 82「塗装記録
" "	"	٦		IN T - 4	"	7 8	Ί,	''		101 T - 4	Q.E.	※十百の以口	表」の改定に整合させ修正した。 図表新旧表
6 4	9	0 0	第9節	網橋足塔等設置工	6	4 9	0	0	第9節	網橋足場等設置工	-	+	(図) P3参照
6 4	9	3 0	4 - 9 - 3	橋梁防護工	6	4 9	3	0	4 - 9 - 3	橋梁防護工	e vite der	10 42	10 tz - 10
6 4	9	3 0	'	請負者は、歩道あるいは共用道路上等に足場設備工を設置する場合に は、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防	6	4 9	3	U		請負者は、歩道あるいは <mark>供</mark> 用道路上等に足場設備工を設置する場合に は、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防	*変更	誤植	誤植により、「供」へ修正記述した。
			Mr. F. ale	護などを行わなければならない。			1		70° F 30s	護などを行わなければならない。			
6 5	0	0 1 0	第5章	コンクリート橋上部	16	5 (10	0	第5章	コンクリート橋上部	L		

		条文			条文		改訂	理由等
編章節条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章節条	項 編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
6 5 3 0 0		工場製作工	6 5 3 0 6 5 3 7		工場製作工			
6 5 3 7 0	5 - 3 - 7	対足員 橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120の規定によ	6 5 3 7		野児員 橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅	*変更	表記の統一	
6 5 4 0 0		らなければならない。 P C 橋工	6 5 4 0	0 第4節	合金鋳物)の規定によらなければならない。 P C 標工			
6 5 4 2 0	5 - 4 - 2	プレテンション桁製作工(購入工) 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 認定工場におい	6 5 4 2 6 5 4 2	0 5 - 4 - 2	プレテンション桁製作工(購入工) . 請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工	*変更	通達による修正	第1編 4-3-2の条文より、「認証」工場につ
	' '	て製作したものを用いなければならない。	0 0 7 7		場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなけれ	~~	過程による砂正	いて記載する。
6 5 4 2 2		請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	6 5 4 2	2 2	ばならない。 . 請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。			
6 5 4 2 2		コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたものと する。	6 5 4 2	2 (3) コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたものと する。			
6 5 4 2 2	1)	振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	6 5 4 2	2 1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	***	誤植	
6 5 4 2 2		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過して から加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間	6 5 4 2	2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過して から加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間	*変更		誤植により、「とする」へ修正記述した。
		あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。			あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。			
6 5 4 3 0 6 5 4 3 2	5 - 4 - 3	ポストテンション桁製作工 P C ケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。	6 5 4 3	0 5 - 4 - 3	ポストテンション桁製作工 . PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。			
6 5 4 3 2	(6)	定着具の支圧面をPC銅材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの機関、さびたり、損傷を受けた	6 5 4 3	2 (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けた	*変更	誤植	誤植により、「期間」へ修正記述した。
		りしないように保護するものとする。			りしないように保護するものとする。			
6 5 4 3 4		請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	6 5 4 3		. 請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。			
6 5 4 3 4	(1)	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	6 5 4 3	4 (1) 請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使 用しなければならない。			
6 5 4 3 4		グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ボルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを用いるものとする。	6 5 4 3	4	グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、これにより難い	*変更	規格値の緩和による修正	JISの塩化物総量が緩和されたことにより、規制 値を満足しなくなる可能性があるため
					場合は監督員と協議しなければならない。			1世 を 同た しなく なる 可能性 かの る ため
6 5 4 3 4 6 5 4 3 4		混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	6 5 4 3 6 5 4 3	4	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。 グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。			
6 5 4 3 4		グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0N / mm2 以上とするものとする。	6 5 4 3		グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0 N / mm2 以上とするものとする。			
6 5 4 3 4		グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	6 5 4 3		グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。			
6 5 4 3 4		グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。 グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとす	6 5 4 3	4	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。 グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとす			
6 5 4 3 4		る。 グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動	6 5 4 3	4	る。 グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動	ļ		
		性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。			性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。			
6 5 4 3 4	(4)	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	6 5 4 3	4 (4) グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとと もに、ダクトが閉塞していないことを確認する。	*変更	クラワトの施上に除しての記述を より明確にする。	グラウトの施工に際しては、 ダクト内に異物が ないこと、 閉塞していないこと、 水分が多い 場合はグラウト品質に影響を及ぼすことに注意す る必要があるため、それらを考慮した内容に変更 する。
6 6 0 0 0	第6章 第2節	トンネル(NATM) 適用すべき輸基準	6 6 0 0 6 6 2 0		トンネル(NATM) 適用すべき舗基準			
6 6 2 0 0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。	6 6 2 0	0	調負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 台は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 6 2 0 0		建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)	6 6 2 0	0	建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)			
6 6 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	6 6 2 0	0	日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説			
6 6 2 0 0 6 6 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	6 6 2 0 6 6 2 0		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平
6 6 2 0 0		土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	6 6 2 0	0	土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	成18年7月」に改訂されたため修正記述した。 適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平
								成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6 6 2 0 0		土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説	6 6 2 0	0	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平 成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6 6 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様	6 6 2 0		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様			
		(昭和43年12月)			(昭和43年12月)			
6 6 2 0 0		建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針	6 6 2 0 6 6 2 0	0	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月) 日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針			
6 6 2 0 0 6 6 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針	6 6 2 0 6 6 2 0		日本道路協会 道路士工 - 擁壁工指針 日本道路協会 道路士工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路士工 - 仮設構造物工指針	-		
6 6 2 0 0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月)	6 6 2 0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月)			
6 6 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針	6 6 2 0 6 6 2 0		日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計及 び <mark>保守管理</mark>)	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「ずい道工事等における換気技術 指針」は、「平成17年6月」に改訂されたため修
6 6 4 0 0	第4節	支保工	6 6 4 0	0 第4節	支保工			正記述した。
6 6 4 6 0 6 6 4 6 0	6 - 4 - 6	金網工 請負者は、金網を吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコン	6 6 4 6 6 6 4 6		金網工 請負者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後	*変更	基準書との整合	条文を分かりやすく修正した。
		クリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm (一目以上)以上重ね合わせなければならない。			に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金綱の継目は15cm(一目以上)以上重ね合わせなければならない。			
6 6 5 3 0 6 6 5 3 1	1 .	種工コンクリート工 請負者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いて コンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混 入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。	6 6 5 3		覆エコンクリートエ 請負者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いて コンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混ん、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。			

編章節条項	編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章	節条	TE	編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	改訂理由等	根拠
								<u>e</u> 71	以是桂田		אנאני
6 6 5 3 2	2 .	請負者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起 こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に	6 6	5 3	2	2 .	請負者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起 こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に				
		偏圧を与えないようにしなければならない。					偏圧を与えないようにしなければならない。				
			6 6	5 3	3	3 .	請負者は、コンクリートの締固めに当たっては、内部振動機を用い、 打込み後すみやかに締め固めなければならない。	*新規	基準書の改訂	トンネルる。	標準示方書(山岳工法編)P176,178によ
6 6 5 3 3	3 .	請負者は、レイタンス等を取り除くために覆エコンクリートの打継目	6 6	5 3	4	4 .	請負者は、レイタンス等を取り除くために覆エコンクリートの打継目				
		を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。					を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。				
6 6 5 3 4	4 .	請負者は、型枠の施工に当たり、トンネルの断面形状に応じて十分に	6 6	5 3	5	5 .	請負者は、型枠の施工に当たり、トンネルの断面形状に応じて十分に				
		安全かつ、他の作業に差し支えのないよう設計し、製作しなければな らない。					安全かつ、他の作業に差し支えのないよう設計し、製作しなければな らない。			·	
6 6 5 3 5	5 .	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる	6 6	5 3	6	6 .	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる				
		構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。					構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。				
			6 6	5 3	7	7	請負者は、覆エコンクリートの施工に当たっては、硬化に必要な温度	*新规	同上	トンネル	標準示方書(山岳工法編)P176,178によ
							及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しな	411774		ప .	,
6 6 5 3 6	6	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取	6 6	5 3	8		ければならない。 請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取				
		りはずしてはならない。				٠.	りはずしてはならない。				
6 6 5 3 7	7.	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに	6 6	5 3	9	9 .	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに				
		特に留意し、覆エコンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。					特に留意し、覆エコンクリート面に段違いを生じないように仕上げな ければならない。				
			6 6	5 3	10	10 .	請負者は、覆エコンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたって	*新規	同上		標準示方書(山岳工法編)P176,178によ
							は、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを 確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよ			ప .	
							う堅固に固定しなければならない。				
6 6 5 3 8	8 .	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した 鋼製移動式のものを使用しなければならない。	6 6	5 3	11	11 .	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した 鋼製移動式のものを使用しなければならない。				
6 6 5 3 9		請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づ	6 6	5 3	12	12 .	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測(A)の結果に基づ				
	***	き、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。				** - **	き、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。				
6 6 6 0 0 6 6 6 4 0	第6節 6 - 6 - 4	インパートエ インパート本体工	6 6			第6節 6-6-4	インバートエ インパート本体工				
6 6 6 4 4	4 .	請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、	6 6			4 .	請負者は、インパートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、				
		中央部に1ヵ所としなければならない。	6 6	6 4	5		中央部に1ヵ所としなければならない。	*新规	基準書の改訂	소료 기호 이 지 아니	便覧 (P.155) の引用 (締固めの管理基
			0 0	0 4	5	5.	インパート盛土の締固め度については、第1編1-1-27施工管理第9項の 規定によるものとする。	机规	基準書の以前	準書の明	使見(F.155)の引用(新国のの管理基 示)により追加記述した。
6 7 9 4 0 3		トンネル (矢板)				第7章	トンネル (矢板)				
6 7 2 0 0	第 2 節	適用すべき輸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	6 7	2 0	0	第2節	適用すべき舗基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の				
		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ		- "	"		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ				
		る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。					る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。				
6 7 2 0 0		建設省 道路トンネル技術基準	6 7	2 0	0		建設省 道路トンネル技術基準				
6 7 2 0 0		(平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	6 7	2 0	0		(平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説				
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	6 7	2 0	0		日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説				
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説	6 7				日本道路協会 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説		+#=0 a +=	****	*****
6 7 2 0 0		土木学会 トンネル標準示方書(山岳編)	6 7	1	1 1		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	成18年7月	諸基準「トンネル標準示方書」は、「平 引」に改訂されたため修正記述した。
6 7 2 0 0		土木学会 トンネル標準示方書 (開削編)	6 7	2 0	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する	諸基準「トンネル標準示方書」は、「平
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針	6 7	2 0	0		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針			放18年7)	月」に改訂されたため修正記述した。
6 7 2 0 0		建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月)	6 7				建設省 道路トンネル非常用施設設置基準(昭和56年4月)				
6 7 2 0 0		建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様(昭和43年12月)	6 7	2 0	0		建設省 道路トンネルにおける非常用施設(警報装置)の標準仕様 (昭和43年12月)				
6 7 2 0 0		建設業労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針	6 7	2 0	0		建設業労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計	*変更	基準書名の変更	適用する	諸基準「ずい道工事等における換気技術
							及び保守管理)			正記述し	、「平成17年6月」に改訂されたため修 た。
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針	6 7		0		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針				
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針	6 7				日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針		-		
6 7 2 0 0		日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針	6 7 6 7				日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針				
6 7 2 0 0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	6 7	2 0	0		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン				
6 7 2 0 0		建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針(設計及						*削除	同上	同上	
		び粉じん等の測定)									
6 8 0 0 0 9 6 8 2 0 0	第8章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき前基準	6 8			第8章 第2節	コンクリートシェッド 適用すべき舗基準		ļ		
6 8 2 0 0	A+ 4 DI	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	6 8			773 Z [KI)	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の				
		基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場					基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場				
		合は監督員に確認をもとめなければならない。		\perp			合は監督員に確認をもとめなければならない。				
6 8 2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋	6 8	2 0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋				
6 8 2 0 0		編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)	6 8	2 0	0		編) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 下部構造編)		-		
6 8 2 0 0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) 日本道路協会 道路土丁・施工指針	6 8				日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) 日本道路協会 道路十丁 - 施丁指針				
6 8 2 0 0 6 8 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 施工指針 日本道路協会 道路土工 - 排水工指針	6 8 6 8	2 0	0		日本道路協会 道路士工 - 施工指針 日本道路協会 道路士工 - 排水工指針				
6 8 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針	6 8	2 0	0		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針				
6 8 2 0 0 6 8 2 0 0		日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針	6 8				日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針		-		
6 8 2 0 0		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	6 8				土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針				
6 8 2 0 0 6 8 2 0 0		日本道路協会 杭基礎施工便覧 日本道路協会 杭基礎設計便覧	6 8	2 0	0		日本道路協会 杭基礎施工便覧 日本道路協会 杭基礎設計便覧		-		
6 8 2 0 0		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧	6 8				日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧				
6 8 2 0 0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)	6 8				土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)				

编 章 節 条 項 編章節条	条文 旧・条文構成(平成18年度)	編章節条項編章節条	条文 新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	J理由等 根拠
				区方	以足理田	417.796
6 8 2 0 0	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) 日本道路協会 落石対策便覧	6 8 2 0 0	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) 日本道路協会 落石対策便覧			
6 8 2 0 0	日本建設機械化協会 新編防雪工学ハンドブック	6 8 2 0 0	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「除雪・防雪ハンドブック(防雪 編)」は、「平成16年12月」に改訂されたため修 正記述した。
		6 8 2 0 0	日本道路協会 道路橋支承便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追 加記述した。
		6 8 2 0 0	日本道路協会 道路防雪便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追 加記述した。
6 9 0 0 0 第9章	鋼製シェッド 適用すべき舗基準	6 9 0 0 0 第9章	頻製シェッド 適用すべき輸基準			MADE O'CS
6 9 2 0 0 第2節	適用すべき調査学 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記	6 9 2 0 0 第2節 の 6 9 2 0 0	適用すべき業金年 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の	-		
	基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違が る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある 合は監督員に確認をもとめなければならない。	場	基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編)			
6 9 2 0 0 6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編)			
6 9 2 0 0	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	6 9 2 0 0	日本道路協会 銅道路橋施工便覧 日本道路協会 銅道路橋設計便覧			
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋支承便覧 日本道路協会 綱道路橋塗装便覧	6 9 2 0 0 6 9 2 0 0	日本道路協会 道路橋支承便覧 日本道路協会 網道路橋塗装·防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装便覧」は、「平成 17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6 9 2 0 0	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 日本道路協会 銅道路橋の細部構造に関する資料集	6 9 2 0 0	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 日本道路協会 細道路標の細部構造に関する資料集	-		
6 9 2 0 0	日本道路協会 杭基礎施工便覧	6 9 2 0 0	日本道路協会 調道路橋の細部構造に関する資料集 日本道路協会 杭基礎施工便覧			
6 9 2 0 0	日本道路協会 杭基礎設計便覧 日本建設機械化協会 新編 防雪工学ハンドブック	6 9 2 0 0	日本道路協会 杭基礎設計便覧 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)」は、「平成16年12月」に改訂されたため修
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路土工・施工指針	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路土工 - 施工指針			正記述した。
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路十丁 - 擁壁丁指針	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路土工・擁壁工指針			
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路土工 - カルパート工指針 日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針	-		
6 9 2 0 0	日本道路協会 道路士工 - 仮設構造物工指針 日本道路協会 道路士工 - 排水工指針	6 9 2 0 0	日本道路協会 道路士工 - 仮設構造物工指針 日本道路協会 道路土工 - 排水工指針			
6 9 2 0 0	日本道路協会 落石対策便覧	6 9 2 0 0	日本道路協会 落石対策便覧 日本道路協会 道路防雪便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追
6 11 0 0 0 第11章	道路維持	6 11 0 0 0 第11章	道路維持	-		加記述した。
6 11 1 0 0 第1節	適適 用	6 11 1 0 0 第1節	遺 用			
	5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置 行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処しなければならない。	置	5 請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を 行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47 <mark>臨機の措置</mark> の規定に 基づき処置しなければならない。	*変更	条文のタイトルを追加および誤植	分かりやすいように条文のタイトルを追加 「処置」 「措置」に修正
6 11 2 0 0 第2節	適用すべき舗基準 誘角者は、部計例事において特に定めのかい事項については、下記	の 6 11 2 0 0 第2節	適用すべき輸基準 誘角者は、鉛針原連において特に定めのかい事項については、下記の	-		
	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違が る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある 合は監督員に確認をもとめなければならない。	場	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 11 2 0 0 6 11 2 0 0	日本道路協会 道路維持修繕要綱 日本道路協会 舗装試験法便覧	6 11 2 0 0	日本道路協会 道路維持修繕要綱 日本道路協会 舗装試験法便覧			
6 11 2 0 0	日本道路協会 道路橋補修便覧	6 11 2 0 0	日本道路協会 道路橋補修便覧			
6 11 2 0 0 6 11 2 0 0	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	6 11 2 0 0 6 11 2 0 0	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	-		
6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装施工便覧	6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装施工便覧			
6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 舗装設計施工指針	6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 日本道路協会 舗装設計施工指針			
6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装性能評価法	6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装性能評価法			
6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧	6 11 2 0 0	日本道路協会 舗装設計便覧 日本道路協会 舗装再生便覧			
	A CALLED TO THE CONTRACT OF TH	6 11 2 0 0	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	*新規	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追 加記述した。
6 11 3 0 0 第3節 6 11 3 2 0 11 - 3 - 2	材料	6 11 3 0 0 第3節 6 11 3 2 0 11 - 3 - 2	材料	-		
6 11 3 2 2	2. 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施 前に監督員に品質証明書の承諾を得なければならない。	iI 6 11 3 2 2	 請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工 前に監督員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。 		訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も 考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更 する。
6 11 3 5 0 11 3 5 5	切削オーバーレイ工 1. 路面切削工の施工については、第6編11-3-10アスファルト舗装補	修 6 11 3 5 0 11 3 5 5	<u>切削オーバーレイ工</u> 1. 路面切削工の施工については、第6編11-3-3 <mark>路面切削工</mark> の規定によるも	*恋雨		参照先の誤り
6 11 3 5 1	工の規定によるものとする。		のとする。	Z.E	IX1组	シボルツ鉄ツ
6 11 3 7 0 11 3 7 6 11 3 7 2	路上再生工 2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。	6 11 3 7 0 11 - 3 - 7 6 11 3 7 2	路上再生工 2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。	<u> </u>		
6 11 3 7 2 (2) 室内配合 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生	表 6 11 3 7 2	2) 室内配合 請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表	*変更	誤植	誤植により、「2-22」へ修正記述した。
	開展自然・ファスパンのでは、 層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1。 - 6 - 2 アスフルト舗装の材料、表3 - 12マーシャル安定度試験 準値を満たしていることを確認し、施工師に設計図画に関して監督 の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合 で、設計図層に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施 前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略するこ ができるものとする。	12 基 員 工 と	屬混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第1編2 -6・2アスファルト競技の材料、表2・2ママ・シャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。		EX-US	EXELES V. 222 VISITEDAZORO
6 11 6 0 0 第6節 6 11 6 2 0 11 6 2	材 料	6 11 6 0 0 第6節 6 11 6 2 0 11 - 6 - 2	材料	-		
6 11 6 2 3	材 料 3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素銅管) STK400、JIS A 5525(銅管 <mark>杭</mark>) SKK400及びJIS G 3101(一般構造用 延銅材) SS400の規格に適合するものとする。	IE 6 11 6 2 3	 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素綱鋼管) STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用 圧延鋼材)SS400の規格に適合するものとする。 	*変更	誤植	誤植により、「銅」へ修正記述した。 誤植により、「銅管杭」 「銅管ぐい」へ修正記 述した。
6 11 7 0 0 第7節 6 11 7 2 0 11 - 7 - 2	道路付属施設工 材料	6 11 7 0 0 第7節 6 11 7 2 0 11 - 7 - 2	道路付属施設工 材料	-		
1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 2		1				·

編章節			条文			条文			改訂理由等
	条「項」	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	編章節条工	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠
6 11 7			標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管) STK400、JIS A 5525(鋼管 <mark>杭</mark>) SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧 延鋼材) SS400の規格に適合するものとする。	6 11 7 2 3		標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素調鋼管) STK400、JIS A 5525(鋼管ぐい) SKK400及びJIS G 3101(一般構造用 圧延調力) SS400の規格に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「銅」へ修正記述した。 誤植により、「銅管杭」 「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6 11 12 6 11 12 6 11 12	4 0	第12節 11 - 12 - 4	橋架床版工 床版補強工(増桁架設工法) 	6 11 12 0 0 6 11 12 4 0 6 11 12 4 3	11 - 12 - 4	欄梁床版工 床版補強工 <u>(</u> 増桁架設工法) 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する <mark>素地調整</mark> を行な	*変更	用語の修正	鋼道路橋塗装・防食便覧の改訂により用語を
6 11 12			ものとする。 請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ等で表	6 11 12 4 8		うものとする。 請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で	*変更	基準書との整合	修正記述した。 1-3-7-6ガス圧接に整合させ、グラインダーとし
6 11 15		第15節	面仕上げをしなければならない。 現場塗装工	6 11 15 0 (表面仕上げをしなければならない。 現場登載工			た。
6 11 15		11 - 15 - 3	<u>橋架 学表</u> 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様	6 11 15 3		順条/生衣上 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うもの とし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様			
6 11 15	3 1	(1)	を適用しなければならない。 2、3、4種ケレン		(1)	を適用しなければならない。	*削除	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧のP 111「7.4.5塗替 え塗装作業」の改訂に整合させ、本条文および表
6 11 15	2 1		さびが発生している場合				*削除	同ト	を削除した。
6 11 15			表15 - 2	6 11 15 3		表15 - 2 素地調整程度と作業内容	*変更	同上 同上	鋼道路橋塗装・防食便覧 P - 111の「表- .7.10」の改定に整合させ追加記述した。 図
6 11 15	3 1		さびがなくわれ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。				*削除	同上	表新旧表 (表) P74参照 同上
6 11 15	3 1		表15 - 3				*削除	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧 P -111の「表- .7.10」の改定に整合させ削除した。 図表新 旧表(表) P75参昭
6 11 15	3 2	2 .	議負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は 塩分測定を行わなければならない。	6 11 15 3 2	2 2 .	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を 行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の 付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以 トの時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	旧板(板)F/7参照 銅道路橋塗装・紡織便覧P -57に整合させ修正記 述した。
6 11 15			測定結果は、塩分付着量がNaCI 100mg/m2以上となった場合は、監督員 と設計図書について協議しなければならない。				*変更	同上	同上
6 11 15		11 - 15 - 5	張紙防止塗装工 請負者は、使用する塗料の <mark>塗布作業時の気温・湿度の制限</mark> について は、設計図書によらなければならない。	6 11 15 5 6		張紙防止塗装工 請負者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によら なければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P -70の「5.2.2塗付作 業」の改定に整合させ修正記述した。
6 11 16		第16節 11 - 16 - 3	トンネル工 裏込注入工	6 11 16 0 0		トンネル工 裏込注入工			
6 11 16	3 2		表のにバス 請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督 員の承諾を受けるものとする。	10 11 16 3 2		請負者は、グラウトバイプの配置については、設計図書に関して監督 員の承諾を受けるものとする。			
6 11 16			W	6 11 16 3	3 .	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	*変更	誤植	前回(H18)改定時に誤って総則の条文を挿入 してしまったため元の条文に戻す。
6 11 18 6 11 18		第18節 11 - 18 - 2	道路清掃工 材料	6 11 18 0 0 6 11 18 2 0		道路演揚工 材料		+	
6 11 18	2 0		請負者は、構造物漕掃工におけるトンネル漕掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質証明書の確認を受けなければならない。	6 11 18 2 (請負者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合 は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明す る資料の確認を受けなければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も 考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更 する。
6 11 19 6 11 19		第19節 11 - 19 - 2	植栽集持工	6 11 19 0 0 6 11 19 2 0		植栽維持工 ***			
6 11 19	2 1	1.	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤について は、施工前に監督員に品質証明書等の、確認を受けなければならな	6 11 19 2	1 .	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤について は、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければ ならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も 考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更 する。
6 11 19	2 2	2 .	を主及び間詰土は、雑草、 <mark>がれき、</mark> ささ根等の混入及び病虫審等に侵されていないものとする。	6 11 19 2 2	2 2 .	客主及び間話土は <mark>育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、</mark> 雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	第2章舗装2-11-2材料と整合を図り、修正記述した。
6 11 19	2 3	3 .	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植 または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病 害虫の無い栽培品とする。	6 11 19 2 3	3 .	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	*変更	同上	同上
6 11 19	2 4	4 .	国立のボールが日間 競争者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現 場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。	6 11 19 2	4 .	頭食者は、樹木・芝生管理工の補値で使用する樹木類については、現 増搬人時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ 現地(栽培的)において監督員の確認を行うが、この場合監督員が確認 認してもその後の堀取り、荷造り、進機等により現地搬入時不良と なったものは使用してはならない。	*変更	同上	同上
6 11 19 6 11 19	3 8	11 - 19 - 3 8 .	樹木・芝生管理工 調負者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれ らどの配置を考慮して適切に植付けなければならない。	6 11 19 3 6	8.	樹木・芝生管理工 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け相の最上端が土に隠れる程 度に関土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならな い。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極 めたうえ様穴の中心に植え付けなければならない。	*変更	他編の条文と表記を整合	2-10-2道路植栽工と整合を図り、修正記述した。
6 12 0 6 12 1	0 0	第12章 第 1 節	道路修缮 道 用	6 12 0 0 0 6 12 1 0 0		道路修繕 連 田			
	0 5	5 .	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を 行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処置 しなければならない。	6 12 1 0 5		請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を 行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47臨機の措置の規定に 基づき処置しなければならない。	*変更	条文の標題を追加および誤植	分かりやすいように条文の標題を追加 誤植により、「処置」 「措置」へ修正記述し た。
6 12 2 6 12 2	0 0		適用すべき前基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準期によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場 台は監督員に確認をもとめなければならない。	6 12 2 0 0		通用すべき舗基準 請負者は、診計図書において特に定めのない事項については、下記の 基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違があ る場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、契義がある場 合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6 12 2 6 12 2			日本道路協会 道路維持修繕要網 日本道路協会 銅道路橋塗装便覧	6 12 2 0 0 6 12 2 0 0	·	日本道路協会 道路維持修繕要網 日本道路協会 網道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「銅道路橋塗装便覧」は、「平成 17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6 12 2 6 12 2			日本道路協会 舗装試験法便覧 日本道路協会 道路橋補修便覧	6 12 2 0 0)	日本道路協会 舗装試験法便覧 日本道路協会 道路橋補修便覧			
6 12 2	0 0		日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	6 12 2 0 0)	日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装施工便覧 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説			
6 12 2	0 0		日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装性能評価法	6 12 2 0 0)	日本道路協会 舗装設計施工指針 日本道路協会 舗装設計施工指針			
6 12 2	0 0		日本道路協会 舗装設計便覧	6 12 2 0 0		日本追路協会 舗装設計便覧			

					条文			1			-,	条文			改訂	理由等	
編章	章 節	第 条	項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	编章	節	条	項	編章節条		新・条文構成(平成20年度)	区分		改定理由		根拠
			0					0		77.0.77		道路協会 舗装再生便覧 					
6 1	2 8	3 2	0	第8節	材料	6 1	2 8	2	0	第8節	材料			-			
6 1				3 .	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)			2		3	±亜=終*	上で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管) 10、JIS A 5525(鋼管 <mark>ぐい</mark>)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用	*変更	誤植		誤植により、 誤植により、	「銅」へ修正記述した。 「銅管杭」 「銅管ぐい」へ修正
					STK400、JIS A 5525 (鋼管杭) SKK400及びJIS G 3101 (一般構造用圧 延綱材) SS400の規格に適合するものとする。						F延€	10、JIS A 5525 (銅官 (11) SKK400及 (JIS G 3101 (一般構造用 1) SS400の規格に適合するものとする。				送した。	・ 銅官(い) へ修正:
6 1	2 19	9 0	0	第19節	橋梁支承工	6 1	2 19	0	0	第19節	横梁:	支承工					
6 1				12 - 19 - 3				3		12 - 19 - 3	鋼橋	支承工 <mark>支承工の施工に</mark> ついては、第6編4-4-10支承工の規定による	*恋雷	同上		同上	
					する。						ものと	とする。		132		172	
6 1				12 - 19 - 4				4		12 - 19 - 4	P C 棒	喬支承工 支承工の施工については、第6編4-4-10支承工の規定による	*亦雨	a F		同上	
" "	2 18	9 4	4	4 .	する。	0 1.	2 19	"	4	4		とする。	友史	回工		旧工	
8 (0 0	0 0	0 1	第8編	公園緑地線	8 0	0 0	0	0	# 8 /m		峰地艙					
			0	第3章 第1節				0		第3章 第1節	- 日本	<u> </u>		-			
8 3	3 1	1 0	1	1 .	この章は、公園緑地における、園路広場工の塗装に適用する。	8 3	1	0	1	1	. この1	きは、公園緑地における、園路広場工の舗装に適用する。	*変更	誤植		誤植により、	「塗装」 「舗装」へ修正記述し
8 3	3 3	3 0	0	第3節	砂造業工、砕石塗装及び石灰岩ダスト塗装工	8 3	3 3	0	0	第3節	20 mil	表工、砕石舗表及び石灰岩ダスト舗表工	*変更	同上		同上	
8 3	3 3	3 2	0	3 - 3 - 2	施工	8 3	3 3	2	0	3 - 3 - 2	施	I					
8 3	3 3	3 2	1	1 .	請負者は、砂塗装を施工する場合は、砂と土をよく混合した後、均一 に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面	8 3	3	2	1	1	. 請負者	者は、砂 <mark>舗装</mark> を施工する場合は、砂と土をよく混合した後、均一 き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面	*変更	同上		同上	
					に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならない。						に記載	或する高さ及び厚さに仕上げなければならない。					
8 3	3 3	3 2	2	2 .	請負者は、砕石塗装及び石灰石ダスト塗装を行う場合は、砕石又は石 灰石ダストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し	8 3	3	2	2	2	. 請負	者は、砕石舗装及び石灰石ダスト舗装を行う場合は、砕石又は石 ダストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し	*変更	同上		同上	
	1				大石ダストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し て、設計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならな		İ	1 1			火石で	タストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不隆至圧を繰り返し 9計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならな					
					l I.						l 1.						
8 3			0	第4節 3 - 4 - 3				3		第4節	平板	M表工、れんが舗装工及びタイル舗装工	*変更	同上		同上	
8 3				3 - 4 - 3	請負者は、コンクリート平板塗装の砂目地を行う場合には、目地幅を			2		1	. 請負1	者は、コンクリート平板舗装の砂目地を行う場合には、目地幅を	*変更	同上		同上	
											3 mm 2	とし、コンクリート平板を目違いのないよう張り立てた後、直ち					
8 3	3 4	1 3	2	2	に砂を散布し、ほうき等で充てんしなければならない。 請負者は、れんが塗装のモルタル化粧目地を行う場合には、目地幅10	8 3	3 4	2	2			を散布し、ほうき等で充てんしなければならない。 皆は、れんが舗装のモルタル化粧目地を行う場合には、目地幅10	*変更	同上		同上	
	1		1 - 1	- '	mm、深さ3mm程度とし、目地ごてで仕上げなければならない。			1 - 1	-	_		深さ3mm程度とし、目地ごてで仕上げなければならない。	~~				
	4 0	1 0		第4章	修录施 设工	0 1			0	第4章	**	KAT					
8 4	4 4	1 0	0		山腹水路工	8 4	4	0	0	第4節	山腹	施設工水路工					
8 4			0	4 - 4 - 2				4		4 - 4 - 2	池、泊	流れ、滝等	*変更	高 F		如柱(12	「ニ」 「二」へ修正記述した。
8 4	4 4	1 2	5	5 .	請負者は、二和土及び三和土を使用する場合には、設計図書に記載する材料を所定の割合で混合し、入念に突き固めなければならない。	8 4	4	4	2	5	. 請貝1	者は、二和土及び三和土を使用する場合には、設計図書に記載す 料を所定の割合で混合し、入念に突き固めなければならない。	* 変更	同上		誤柤により、	'ニ」 'ニ」へ修正記述した。
8 5	5 0 5 4	0 0	0	第5章 第4節	体 美施設工	8 5		0		第5章 第4節	体養	施 <u>設工</u>		-			
8 5	5 4	1 1	0	5 - 4 - 1		8 5	5 4	1	0	5 - 4 - 1	据付	†					
8 5	5 4	1 1	3	3 .	請負者は、休養施設の設置を行う場合には、十分に固定して建込み又は提供する。	8 5	5 4	1	3	3	. 請負者	皆は、休養施設の設置を行う場合には、十分に固定して建込み又	*変更	同上		誤植により、	「硬貨」 「硬化」へ修正記述し
					は据付けを行った後、地盤高に十分に注意して基礎固めを行わなけれ ばならない。この場合において、コンクリートは、硬貨するまで十分						ばなり	寸けを行った後、地盤高に十分に注意して基礎固めを行わなけれ らない。この場合において、コンクリートは、 <mark>硬化</mark> するまで十分				/c.	
					に養生しておかなければならない。						に養生	生しておかなければならない。					
9 0	0 0	0 0	0 1	第 9編 第3章	機業基盤線 管水路工	9 0	0 0	0	0	第3章	農業	基盤舶 收工	ļ				
9 3	3 2	2 0	0	第2節	一般事項	9 3	3 2	0	0	第2節	一般	すべき諸基準					
9 3				3 - 2 - 1				1		3 - 2 - 1	適用	すべき諸基準					
9 3	3 2	2 1	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準 類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場	9 3	3 2	1	0		請貝1	皆は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準 よらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場					
					合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は						合は、	原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は					
9 3	3 2	2 1	0	(1)	監督員に確認を求めなければならない。 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振	9 3	2	1	0		1 土地2	員に確認を求めなければならない。 牧良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振		-			
					興局		Ľ	Ľ			興局		L				
	3 2		0	(2)	コンクリート標準示方書(社)土木学会 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)			1		(2) コンク	フリート標準示方書(社)土木学会		1			
9 3				(3)	J WWA K 139 (水道用タクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) J WWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗			1		(3) JWV	NA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) NA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗		-		——	
					装)						装)						
9 3				(5)				1 1		(5) J W V	NA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) NA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)		-			
9 3								1				NA G 114 (水道用ダクダイル鋳鉄美形官) P 012 - 2006 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコ・ト)	*変更	農林水産省	制定 土木工事共通仕様	 	
	-									()				書の改正の	ため (平成20年3月28日		
9 3	3 2	2 1	0	(8)	JWWA K 135 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)	9 3	3 2	1	0	(A) W.S.I	P 009 - 2004 (水管橋外面塗装基準)	*変更	改正)			
9 3	3 2	2 1	0	(9)	WSP 012-92 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコ-ト)	9 3	3 2	1	0	(9) WSF	P 002 - 98 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)	*変更	同上			
9 3				(10)	WSP 047-92 (水道用プラスチック被覆鋼管)			1		(10) WS	P 004 - 2002 (水道用塗覆装鋼管梱包基準) P A - 101 - 2005 (農業用プラスチック被覆鋼管)	*変更	同上 同上			
9 3				(11)				1		(1)	2 W C	P Δ - 102 - 2005 (農業田プラフチック被覆鋼管テ - パ付き古管	^変更 *変更	同上			
											の製作	作・施工指針)					
9 3	3 2	2 1	0	(13)	WSP 004-2002 (水道用塗覆装鋼管梱包基準)	9 3	3 2	1	0	(10	3) F R F	P M - G - 1112 - 2006(鋼製異形管) ラメントワインディング成形管用	*変更	同上			
9 3	3 2	2 1	0	(14)		9 3	3 2	1	0	(14		ア M - G - 2112 - 2006(鋼製異形管)遠心力成形管用	*変更	同上		_	
	3 2		0	(15)	WSPA-102-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管テ - バ付き直管		3 2			(15	5) J D I	PA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)	*変更	同上			
	3 7	1	10	(40)	の製作・施工指針) FRPM - G - 112 - 2000 (細胞異形等)	0 1	1 2	1	0	/44	3) 101	PA W 04 (T形ダクタイル管接合要領書)	*変更	a F			
9 3	3 2	2 1	0	(17)	J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)	9 3	3 2	1	0	(1)	7) JDF	PAW 05 (K形ダクタイル管接合要領書)	*変更	同上			
9 3	3 2	2 1	0	(18)	JDPAW04 (T形ダクタイル管接合要領書)	9 3	3 2	1	0	(18	3) J D F	P A W 06 (U形、U - Dダクタイル管接合要領書)	*変更	同上			
9 3	3 2	2 1	0	(19)	JDPAW05 (K形ダクタイル管接合要領書)			1		(19) J D I	P A W 07 (フランジ形ダクタイル管接合要領書) S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)	*変更	同上 同上			
9 3				(20)				1		(20) JIS	S Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)	*変更	同上			
				(22)	JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)	9 3	3 2	1	0	(22	2) JIS	S Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)	*変更	同上		1	
9 3	3 2		1 - 1		JIS Z 3050 (パイプライン溶接部の非破壊試験方法)	9 3						S G 3443 - 1 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第1部:直管)	*変更	同上			

		条文					条文		改訂理由等		
編章節条項	編章節条	旧・条文構成(平成18年度)	编章	節;	条 項	編章節条	新・条文構成(平成20年度)	区分	改定理由	根拠	
9 3 2 1 0	(24)	JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法)	9 3	2	1 0		JIS G 3443-2(水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管)	*変更	同上		
			9 3	2	1 0	(25)	JIS G 3443 - 3 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部:外面プラスチック 被覆)	*変更	同上		
			9 3	2	1 0	(26)	JIS G 3443 - 4 (水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部:内面エポキシ樹脂	*変更	同上		
9 3 2 2 0	3 - 2 - 2	一般事項	9 3	2	2 0	3 - 2 - 2	塗装) 一般事項	 			
9 3 2 2 2		布設接合	9 3				布設接合				
9 3 2 2 2	(16)	ダクタイル鋳鉄管及び銅管、バルブ、銅製可とう管、銅製継輪等は、 マクロセル腐食 (コンクリート/土壌)を防止するため、設計図書及 び次の規定により施工しなければならない。	9 3	2	2 2	(16)	ダクタイル鋳鉄管及び銅管、パルブ、 銅製可とう管、 銅製継輪等は、 マクロセル腐食 (コンクリート/土壌)を防止するため、設計図書及 び次の規定により施工しなければならない。				
9 3 2 2 2		コンクリート構造物より10m以内における埋設銅管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装銅管ジョイントコート(WSP012-92)又は水道用鋼管アスファルト塗装方法(JISG3491)によるものとする。	9 3	2	2 2	3)	コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012-2006)によるものとする。	*変更		規格の改正により「92」 「2006」へ修正記述した。規格が無くなったことにより「又は水道用鋼管アスファルト塗装方法(JIS G 3491)」を削除した。	
9 3 2 2 2	7)	土中に直接埋設するパルプ、流量計、銅製總輪類、可とう管等については、塗膜の欠損に注意するとともに、埋設部全体をポリエチレンスリープで被覆しなければならない。	9 3	2	2 2	7)	腐食性土壌(ANSI A21.5に相当する土壌)に直接埋設するバル ブ、流量計、銅製維輪類、可とう管等については、塗膜の欠損に注意 するとともに、埋設部全体をポリエチレンスリープで被覆しなければ ならない。	*変更	同上	共通仕様書の表記が変更されたことにより、「士中」「腐食性土壌(ANSI A21.5に相当する土壌)」へ修正記述した。	
9 3 4 0 0	第4節	管体工	9 3				管体工				
9 3 4 2 2		強化プラスチック複合管布設工 鋼製異形管	9 3	4	2 2	2 .	強化プラスチック複合管布設工 鋼製異形管	 			
9 3 4 2 2		銅製異形管、銅製可とう管の継手、銅製継輪の製作については、FRPM-G-112-2000の規定によるものとする。据付については、第9編3-4-4銅管布設工の規定によるものとする。	9 3				銅製異形管、銅製可とう管の継手、銅製維輪の製作については、FRPM-G-1112-2006及びFRPM-G-2112-2006の規定によるものとする。据付については、第9編3-4-4銅管布設工の規定によるものとする。	*変更	同上	規格の改正により「112-2000」 「1112-2006」 へ修正記述した。 規格の追加により「及びFRPM-G-2112- 2006」を追加した。	
9 3 4 4 0	3 - 4 - 4	網管布設工	9 3			3 - 4 - 4	鋼管布設丁				
9 3 4 4 1	(3)	工場製作 塗覆装	9 3			(3)	工場製作 塗覆装	-			
9 3 4 4 1	2)	内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はJWWA K 135 - 2000による。塗膜厚は0.5mm以上とする。	9 3					*変更	同上	規格の改正により「JWWA K 135 - 2000」 「JIS G 3443 - 4」へ修正記述した。	
9 3 4 4 1	3)	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、 表3-1のとおりとする。	9 3	4	4 1	3)	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、 表3-1のとおりとする。				
9 3 4 4 1		表3 - 1	9 3	4	4 1		表3 - 1	*変更	同上	規格の改正により「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92)」「水輸送用塗覆装鋼管- 第3部:外面プラスチック被覆(JIS G 3443 -3)」へ修正記述した。(図表新旧表(表)P76 参照	
9 3 4 4 1	-	屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、W SP 009 - 96に準拠する。				6)	屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、W SP 009 - <mark>2004</mark> に準拠する。	*変更	同上	規格の改正により「96」 「2004」へ修正記述した。	
9 3 4 4 2	2.	据付 涤霜装	9 3			2.	据付	-	-		
9 3 4 4 2	3)	プラスチック被覆銅管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-92 プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由に よりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものと する。 アーバ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A - 102 - 2005による。	9 3				プラスチック被覆銅管における維手部外面塗覆装は、WSP 012 - 2006プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。 テーバ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A - 102 - 2005による。	*変更	同上	規格の改正により「92」 「2006」へ修正記述した。	
9 3 4 4 2		表3 - 3	9 3	4	4 2		表3 - 3	*変更	同上	規格の改正により「92」 「2006」へ修正記述し	
9 3 4 4 2	•	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	9 3	4	4 2	4)	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153- 1999に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。	*変更	同上	た。(図表新旧表(表)P77参照 規格の改正により「-1999」を追加記述した。	
9 3 4 4 2		なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 表3-4	9 3	4	4 2		なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。 表3 - 4	*変更	同上	共通仕様書の表記が変更されたことにより、「円	
										周方向のシート同士の重ねは50mm程度とする」 「円周方向は1.5周巻き(1周+上半周)とす る。」へ修正記述した。(図表新旧表(表)P78	
9 3 4 5 0		弁設置工 水弁等の内外面の塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表	9 3			3 - 4 - 5	弁設置工 水弁等の内外面の塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表	-			
		3 - 5 のとおりとする。				3.	3 - 5 のとおりとする。	***		######################################	
9 3 4 5 5		表 3 - 5	9 3				表3 - 5	*変更	同上	規格の改正により「-2000」を追加記述した。 (図表新旧表(表)P79参照	
9 4 0 0 0	第4章 第1節	ため池改修工 適用	9 4			第4章 第1節	ため池改修工	-			
9 4 1 1 0		本章は、ため池改修の堤体工、 <mark>地盤改良工</mark> 、洪水吐工、取水施設工、 <mark>浚渫工</mark> その他これらに類する工種について適用するものとする。	9 4	1	1 0	1.	本章は、ため池改修の堤体工、洪水吐工、取水施設工その他これらに 類する工種について適用するものとする。	*変更	誤植	地盤改良工、浚渫工については、本章に記述がないため削除した。	
10 0 0 0 0 🗯	10篇	治山林道鏡				第10篇	治山林道鏡				
10 2 0 0 0	第2章 第4節	山腹工 土留工	10 2			第2章 第4節	山腹工 土留工				
10 2 4 0 0		鋼製枠土留工	10 2				銅製枠土留工	 	 		
10 2 4 2 0		第10編第2章第3節の規定は、銅製枠土留工について準用する。	10 2				第10編第1章第3節の規定は、鋼製枠土留工について準用する。	*変更	誤植	誤植により、「第2章」 「第1章」へ修正記述し た。	